

(全 109 枚)

ロータリー基本 マニュアル

2016 年 9 月改訂



国際ロータリー第 2650 地区
地区研修委員会

2016 年 2 月

まえがき

本「ロータリー基本マニュアル」はロータリーの全般に関する基本的なロータリー情報を編集させて頂きました。1章の総論では、ロータリーの基本となる理念や目的などについて先輩諸氏の資料を引用して纏め、2章ではロータリーの組織、運営について最新のロータリー章典およびRIのウェブサイトを中心に纏めております。なお、本書は2016年の規定審議会直前の発刊ではありますが、2015年1月迄の主要な国際ロータリー理事会決定事項は含んでおります。

地区のリーダー、クラブのリーダーのみなさまに少しでもお役に立てるよう、またロータリー情報の共有化を目的とし、2016-17年度の地区研修委員会で編集させていただきました。サポートの一つになれば幸いです。

2016-17年度、国際ロータリー第2650地区刀根荘兵衛ガバナーの地区スローガンである「**夢を語り、^{いま}現在を刷新**」(Review from the future and Renew)で、みなさまとスクラムを組んでロータリアン各位の本年度のご活躍を祈念しております。

国際ロータリー第2650地区
2016-17年度 地区研修委員会

◆参照引用資料

1. ロータリーの基本 (RI 第2840地区「ロータリーの基本」～研修の手引き～)
(2012年5月改訂第2版 地区研修委員会発行)
2. 国際ロータリー参照資料：(2016年2月現在)
 - a) 手続要覧(Manual of Procedure) 2013年版 035JA
 - b) 地区を成功に導くリーダーシップ(ガバナー編) 2016-17年版 233JA
 - c) 地区を成功に導くリーダーシップ(ガバナー補佐編) 2014-17年版 244JA
 - d) 地区を成功に導くリーダーシップ(研修編) 2014-17年版 246JA
 - e) 地区を成功に導くリーダーシップ(委員会編) 2014-17年版 249JA
 - f) 地区を成功に導くリーダーシップ(財団委員会編) 2015-18年版 300JA
 - g) クラブ評価ツール / 会員増強ガイド
 - h) ロータリーの重点分野ガイド 965JA / 重点分野の基本方針
 - i) クラブを成功に導くリーダーシップ会長編 2016-19年度版 222JA
 - j) クラブを成功に導くリーダーシップ幹事編 2016-19年度版 229JA
 - k) クラブを成功に導くリーダーシップ会計編 2016-19年度版 220JA
 - l) クラブを成功に導くリーダーシップ管理運営委員会編 2016-19年度版 226aJA
 - m) クラブを成功に導くリーダーシップ会員増強委員会編 2016-19年度版 226bJA
 - n) クラブを成功に導くリーダーシップ広報委員会編 2016-19年度版 226cJA
 - o) クラブを成功に導くリーダーシップ奉仕プロジェクト委員会編 2016-19年度版 226dJA
 - p) クラブを成功に導くリーダーシップロータリー財団委員会編 2016-19年度版 226eJA
 - q) ロータリー章典(Rotary Code of Policies) 2015May版 / RI理事会決定抄録
 - r) ロータリー財団章典(Rotary Foundation Code of Policies) 2015April版/財団委員会抄録
3. 最新情報：2016年規定審議会立法案集 (2016年規定審議会：4月10日～15日開催)
4. ロータリー情報ハンドブックおよび情報冊子 (ロータリー情報研究会発行)

★本マニュアルのPDF版では資料としてアンダーラインがあるものは、それぞれウェブサイトのページや資料へリンクしておりますのでご利用ください。

目 次

まえがき

1. 総論	1
1.1. ロータリーとは	1
1.1.1. ロータリーの定義	2
1.2. ロータリーの理念	4
1.2.1. アーサー F・シエルドンの哲学	4
1.2.2. ロータリーのモットー	6
1.3. ロータリーの目的	7
1.4. 四つのテスト	7
1.5. ロータリアンの行動規範	8
1.6. ロータリーの歴史	9
ロータリーの創立/最初の綱領(目的)/全米ロータリークラブ連合会/ 道徳律(職業倫理訓)/アーチ・クランフ基金創立/理念の提唱か奉仕の実践か/ 決議 23-34/四大奉仕部門の採用と五大奉仕部門/世界大恐慌/日本のロータリー	
2. ロータリーの組織	13
2.1. 国際ロータリー (Rotary International : RI)	13
2.1.1. RI テーマ (RI Theme)	13
2.1.2. 事務局 (Secretariat)	13
2.1.3. ロータリーのリーダーシップ構成 (Structure of Rotary Leadership)	13
国際ロータリー理事会/役員	
2.1.4. 委員会 (Committees)	14
2.1.5. ロータリーの席次 (Protocol) <地区レベルのみ掲載>	14
2.1.6. ロータリーショーケース (Rotary Showcase)	14
2.2. ロータリーの戦略計画(Rotary Strategic Plan)	15
2.2.1. 戦略的優先項目と目標(Rotary Strategic Plan)	15
2.2.2. 使命(Mission)	16
2.2.3. 中核的価値観(Core Values)	16
2.2.4. RI 戦略計画委員会の経過	17
2.3. 国際的会合 (International Meetings)	18
2.3.1. 国際協議会 (International Assembly)	18
2.3.2. 規定審議会 (Council on Legislation : COL)	18
2.3.3. 国際大会 (Rotary International Convention)	19
2.4. ロータリーのプログラムと活動 (Rotary's Programs and Activities)	20
2.4.1. 特別プログラム (Special Program)	20
2.4.2. 常設プログラム (Structured Programs)	20
2.4.3. 世界ネットワーク活動グループ (Global Networking Groups)	21
2.4.4. 国際共同委員会 (Intercountry Committees)	21
2.5. 特別月間・週間 (Special Observances)	22
2.6. ロータリーの各種の賞・表彰 (Awards)	25
2.7. 公共イメージ (Public Image)	26
2.8. ゾーン (The Zone)	27

2.8.1	ロータリー研究会 (Rotary Institutes)	27
2.8.2	地域セミナー (Regional Seminars)	27
2.8.3	地域コーディネーター (Regional Coordinators)	27
	ロータリーコーディネーター/ロータリー財団地域コーディネーター/ ロータリー公共イメージコーディネーター/恒久基金・大口寄付アドバイザー/ ポリオ撲滅ゾーンコーディネーター	
2.9	ロータリー財団 (The Rotary Foundation)	30
2.9.1	財団の使命 (The Mission of The Foundation)	30
2.9.2	管理委員会の任命と組織 (Appointment and Organization of Trustees)	30
2.9.3	財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰 (Fiscal Matters, Foundation Support, and Donor Recognition) 財団資金の目的/財団資金の管理/税制上の優遇措置と寄付金/協力団体/ 財団のための募金/シェアシステム/財団への寄付/個人寄付を認証する機会/ 寄付と認証/ロータリーカード	30
2.9.4	地区ロータリー財団委員会 (District Rotary Foundation Committee)	33
2.9.5	重点分野の基本方針 (Areas of Focus Policy Statement)	33
2.9.6	ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 (Terms and Conditions for Rotary Foundation District Grants and Global Grants)	40
2.9.7	ロータリー財団 100 周年	42
2.10	米山記念奨学会 ロータリー米山記念奨学事業とは/ロータリー米山記念奨学会のあゆみ/ 寄付について/データでみる米山学友/学友を中心にしたクラブ/ ホームカミング制度/ (財) 米山梅吉記念館	43
2.11	地区 (The District)	47
2.11.1	地区の編成 (Districting) ガバナー/ガバナーエレクト/ガバナーノミニール/副ガバナー/パストガバナー	47
2.11.2	コミュニケーション (Communication) ガバナー月信/公式訪問/地区リーダーシップ・プラン (DLP)	50
2.11.3	地区の目標と指導・クラブ目標の設定と評価 戦略計画の立案/行動計画の立案/クラブの目標/ロータリークラブ・セントラル/ ロータリークラブ・セントラルを使ったクラブ評価	52
2.11.4	ガバナー補佐 (Assistant Governor)	54
2.11.5	地区委員会 (District Committees)	56
2.11.6	地区レベルの諸会合 地区チーム研修セミナー/会長エレクトセミナー/地区研修・協議会/地区大会/ 地区指導者育成セミナー/地区ロータリー財団セミナー/都市連合会 (IM)	59
2.11.7	会合一覧表 (Table of Meeting)	64
2.12	ロータリークラブ (The Rotary Club)	66
2.12.1	国際ロータリーの会員組織 (Membership in Rotary International)	66
2.12.2	新しい形式のロータリーEクラブ	66
2.12.3	効果的なロータリークラブ (Effective Rotary Clubs)	66
2.12.4	活気あるクラブとなるためのベストプラクティス (Best Practices for Vibrant Clubs) ◆補遺1 : クラブリーダーシップ・プラン作成のためのチェックリスト ◆補遺2 : ワークシート (目標・起こり得る問題・課題)	67 69

2.12.5	クラブ理事会および役員 (Club Board of Directors and Officers)	70
2.12.6	クラブの各種委員会 (Club Committees)	71
2.12.7	クラブの例会 (Club Meetings)	72
2.12.8	クラブの会員 (Club Members)	73
2.12.9	会員増強 (Membership Development)	75
◆補遺3	: 会員増強計画ワークシート	78
◆補遺4	: ワークシート1 (長期目標・年次目標)	82
	ワークシート2 (行動計画)	83
◆補遺5	: ワークシート (クラブ会員増強委員会の事例研究)	84
◆補遺6	: 会員維持モデル(会員維持モデル作成と解釈方法)	86
2.12.10	試験的プロジェクト参加クラブ (Pilot Project Clubs)	88
2.12.11	新クラブ (New Clubs)	89
2.12.12	クラブの条件 (Club Requirements)	89
2.12.13	クラブの財務 (Club Finances)	91
2.12.14	広報 (Public Relations)	94
2.12.15	クラブリーダーシップ・プラン (Club Leadership Plan: CLP)	96
	効果的なクラブの要素/効果的な (元気な) クラブづくり/CLP 導入/CLP の経緯	
2.12.16	クラブ戦略計画の立案ガイド (Club Strategic Planning)	99
	戦略計画立案の図/戦略計画立案のプロセス	
◆補遺7	: 戦略計画立案のワークシート	101

資料

- 1) 過去10年間の会員数の推移 (世界・日本・地区) …… 添付-1

1章 総論

1.1. ロータリーとは — 人を作る団体

ロータリーは、ある一人のアメリカ人のビジョンによって始まりました。その人の名前は、ポール・ハリス。シカゴで弁護士として働いていたハリスが、世界初のロータリークラブ(シカゴロータリークラブ)を設立したのは、1905年2月23日のことでした。

ハリスは、多様な職業を持つ人びとが集まり、アイデアを交わし、生涯にわたる友情を培うことのできる場として、ロータリーを設立しました。「ロータリー」という名は、当時、各メンバーの職場を持ちまわりでミーティング場所としていたことに由来することはご承知のとおりです。このハリスのビジョンから始まったロータリーは、約110年を経て、現在200以上の国と地域に約35,000のクラブがあり、120万人以上の会員に成長しています。また、日本では会員数は減少傾向にあるものの、現在約9万人の会員、約22,400のクラブにまで拡大し、2020年には日本のロータリー誕生100年を祝おうとしています。

しかし、この素晴らしいロータリー運動も21世紀を迎えようとしていた頃から、少しずつ変化の兆しが見え始めてきました。特にロータリー先進国と言われているアメリカをはじめ日本、カナダなどで会員数が減少し始め、またその活動も次第に人道的なボランティア活動が強調されるようになってきました。さらに、その変化に時を合わせるように、会員資格、職業分類制度、例会の意義と言った初期のロータリーの基本にまでも大きく変化してきました。

ロータリーが変わった、魅力がなくなると嘆くベテランのロータリアンの声が聞こえてきます。しかし、ロータリーの仕事をするのはクラブとその会員であってガバナーでもRI理事でもRI会長でもありません。これはロータリーの変わらぬ原則であり、だから“You are Rotary”「あなたがロータリー」(1960-61年度RI会長J.E.MacLaughlin)なのです。

『ロータリーは奉仕団体だ』とよく言われる。しかし、それは正確ではない。正確には、ロータリーは奉仕する人の団体。言い換えれば奉仕する人を育てる団体だと言える。そして、その心が高められた人たちが、世のため人のために何か奉仕(サービス)をした結果、世界理解と平和に貢献していくことになる。

元来ロータリーは、高度な哲学や宗教から出発したものではなく、人間が本来生まれながらに心の奥に持っている目に見えない精神、他人に役立ちたいという心を発掘し、育てていくことなのである。これがロータリーの生命力であり、また原点でもある。

ウィリアム・ロビンズ(William R. Robbins) 1974-75年度国際ロータリー会長は“Rotary’s first job is to build men”「ロータリーの第一の仕事は人を作る」と述べられ、更に日本での講演の際、こう語っています。『ロータリークラブの真価は、いかほどの金銭を集めたか、いかほどの計画を実践したかではなく、そのクラブがいかなるロータリアンの人づくりをしたか、ということに尽きる。金品を社会に寄贈して奉仕するのは、ロータリーの本義ではない。奉仕する人を育成して社会に寄贈するのがロータリーである』

ところで、人生の目的を考えると、人間はただ生まれて死んで行くだけでは意味がない。少しでも世の中を良くしなければならぬ。なぜなら、人間は社会的動物であり、孤立しては幸福になれないからだ。人から喜ばれ、人から親しまれる —— そこに人は幸福を感じることができる。

人間は文字通り、人と人との間柄において人間なのである。

私があってあなたがある。あなたがあって私がある。だから、他人に尽くすことは、とりもなおさず自分に尽くすことに繋がる。より良き私とより良きあなたは一体不二であり、人を作ることが自分を作るのであるのだ。

『悲しみは人と分かるときに半分になり、喜びは人と分かるときに2倍になる』と言われるが、それ故これは真実なのである。

また、奉仕(サービス)は決して自己犠牲を強要するものではない。人のために尽くすことは結局、自分のためになる。私たちはこの一連の思想を次のようなモットーで表している“**He profits most who serves best.**”(最もよく奉仕する者、最も多く報いらわる)。

このことを体験的に信じている世界中の人の集まりがロータリーであって、ロータリーの奉仕理念なのだ。ロータリーとは、人間が本来持っている普遍的な価値、何か人に役立ちたいと言う気持ちを推進し、実行し、広げていこうという運動なのだ。

ウィリアム・カーター(William C.Carter) 1973-74年度国際ロータリー会長は『きまりきった日常生活を散文とすれば、ロータリーは人生の詩である』と述べている。詩は言わば『無用の用』であり、心の余裕がなければならない。一種の遊び心が必要だ。つまり、詩は人の心を昇華して俗塵を払い、人の人生を楽しく美しく彩るものなのである。その観点に立てば、ロータリーにはまさに、最も人間らしく生きるための道が示されているのである。

『ロータリーは紙に書かれた何かではなく、心に刻まれた何かなのである』(前述のウィリアム・ロビンズ国際ロータリー会長)とは至言である。まさにその人の生き方そのものがロータリーとなるのだ。

(引用文献:佐藤千壽全集)

1.1.1 ロータリーの定義

ロータリーの定義

1976年、国際ロータリー理事会はロータリーの基本的な特性に簡明な定義を与えることに関心を持ち、当時のロータリー広報委員の3人にロータリーの定義を一文にまとめて表現する案を作成するように依頼した。多くの原稿が出されたが、この中から下記のような定義が選ばれ、これがそれ以来多くのロータリー刊行物に使用されてきた。

英字で31文字、日本語で101字のこの定義は、「ロータリークラブというのは何ですか?」とたずねられたときに思い出す価値のある言葉とされている。

“Rotary is an organization of business and professional persons united worldwide who provide humanitarian service, encourage high ethical standards in all vocations and help build goodwill and peace in the world.”

「ロータリーは人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを目指した、事業及び専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。」クリフォードL. ダクターマン(Cliff Dochterman 1992-93年度国際ロータリー会長)の“The ABC’s of Rotary”「ロータリーのいろは」より

ロータリー運動の実体を表す言葉 — 『入りて学び、出でて奉仕せよ』

ロータリー運動の実体を、見事に表した言葉として、[入りて学び、出でて奉仕せよ Enter to learn, Go forth to serve(公式ではありませんが、ロータリー親睦グループの Rotary Global Histry Fellowship の資料では、1947-48年度 S. ケンドリック・ガンシー国際ロータリー会長の RI テーマとして扱われている)と言う言葉があります。世の中のあらゆる有用な職業から選ばれた裁量権を持った職業人が、一週一回の例会に集い、例会の場で、職業上の発想の交換を通じて、分かち合いの精神による事業の永続性を学び、友情を深め、自己改善を計り、その結果として奉仕の心が育まれてきます。この例会における一連の活動のことを[親睦]と呼ぶのです。例会で高められた奉仕の心を持って、それぞれの家庭、職場、地域社会に帰り、奉仕活動を実践します。これが理想とされるロータリーライフです。

最近のロータリーの定義

世界各地のロータリー会員に、「あなたがロータリーで熱心に活動する理由は?」と問いかけたところ、次の3つに集約される答えが返ってきました。

1) リーダーのネットワーク (Join leader):

ロータリーは、世界のさまざまな国や職業のリーダーのネットワークです。

2) アイデアを広げる (Exchange Idea):

ロータリーは、多様な会員のアイデアや職業の専門知識を生かして、地域社会のニーズや問題に取り組めます。

3) 行動する (Take action):

ロータリーは、世界中の地域社会を長期的に改善するために行動します。

ロータリーとは何ですか？

「ロータリーとは何ですか？」と聞かれたら、この3つのエッセンスをストーリー化して表現し、明確に、わかりやすく説明できることが大切です。

たとえば、

「世界中のロータリークラブは、地域社会の重要な問題に取り組もうとする有志が集まり、行動を起こしています。」

また、「ロータリーを通じて、社会貢献に関心のある人たちと知り合い、一緒に活動し、世界中に友人や恩師となる人ができました」という答え方もあるでしょう。

それぞれが自分なりの紹介方法を用意しておくことをお勧めします。

ロータリーとは・・・

「ロータリーは、会員同士の友愛を通じて生涯にわたる友を作り、国や文化を超えて世界の人々と国際理解を深め友情をはぐくみます。そして、社会の倫理・道徳を高めながら、会員一人ひとりの職業のスキルやリーダーシップを生かし、地域社会や世界の問題に積極的に取り組みます」

ロータリーの中核的価値観(守るべき価値観)

私たちの価値観は、組織の考え方と方向性を定める原動力であり、戦略計画においても重視される要素であり、ロータリーの中核的価値観は、奉仕(Service)、親睦(Fellowship)、多様性(Diversity)、高潔性(Integrity)、リーダーシップ(Leadership)である。後述の「2.2 戦略計画」を参照のこと。

ロータリーのリーダー

ロータリーでは、地域のために力を尽くす草の根のリーダー、そして世界のためにがんばるグローバルな市民が集まって、一緒に活動しており、ひとりでも多くの人に参加していただければ、もっとたくさんの「よいこと」が可能となる。また、あらゆる分野の第一線で活躍するリーダーが、それぞれの持ち味を生かして街づくりや教育支援、社会問題に取り組んでいる。

そして、さまざまな職業や専門スキルをもつ人たちが、アイデアや知識を寄せ合って活動している。ロータリーのリーダーは肩書ではなく、考え方や行動を通じて、リーダーシップを発揮する責任あるリーダーを意味する。

ロータリーが私たちにとって
何を意味するにせよ、世界は、
その業績によってロータリーを知るのです。
— ポール・ハリス —

1.2. ロータリーの理念

奉仕の理念 (The Ideal of Service) とは何か

従来“**The Ideal of Service**”の意味を解説した文献は、以前の『公式名簿』巻末にチェスレー・ペリーが記した「ロータリー小史」の1 節だけだとされていました。

全世界のロータリークラブは一つの基本理念—「奉仕の理念」を持っています。それは**他人のことを思いやり、他人のために尽くす**ことです。

しかし、1931年にRIが発行した「目標設定計画」(The Aims and Objects Plan)というパンフレットの中で“**The Ideal of Service**”の意味を以下4つの言葉で示しています。

一つめは、ロータリーの第1モットーである「**超我の奉仕**」。二つめは、同じく第2モットーである「**最もよく奉仕する者、最も多く報いられる**」。三つめは、「**他者への思いやり**」これは上記のチェスレー・ペリーの言葉と同じです。四つめは「**人にしてもらいたいと思うことは何でもあなたがたも人にしなさい**」という黄金律(マタイによる福音書7-12)。当時のロータリアンが“**The Ideal of Service**”に託した意味は、以上4つの言葉が意味するものを包含していると考えられます。

(引用文献:RI 第2840地区「ロータリーの基本」より)

1.2.1 アーサー F・シェルドンの「ロータリーの哲学」(1921年)

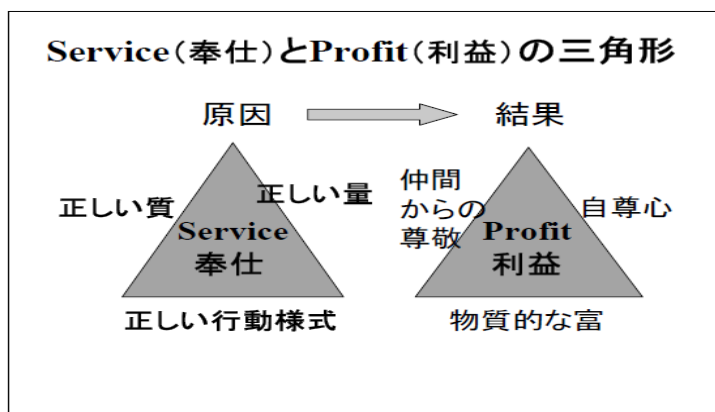
ロータリー独自の「奉仕」“**Service**”概念を確立したのが「ロータリーの哲学者」といわれ、ロータリーの第2モットー「最も良く奉仕する者、最も多く報いられる」の作者であるアーサー・フレデリック・シェルドンです。シェルドンは1908年にシカゴRCに入会し、ロータリー活動や理念の哲学的根拠を提示した人です。シェルドンは、1921年「ロータリーの哲学」という論文の中で、ロータリーの「サービス」の意義を詳しく論じています。

シェルドンは「ロータリーの哲学は、サービスの哲学である」と主張します。そして、ロータリー・モットー“**Service Above Self - He Profits Most Who Serves Best**”の中の、“**Service**”と“**Self**”と“**Profits**”の関係を明らかにすることでロータリーの哲学を明確にしようとしています。(ここでは、二つのモットーが一体化して示されていること(モットー“**motto**”は単数)に注目すべき)

Service(奉仕)とProfit(利益)の三角形

シェルドンは、“**Service**”と“**Profit**”とは、原因と結果の関係にあると言います。“**Service**”があるから“**Profit**”が生じる。“**Service**”が先で、“**Profit**”はその結果であると言うのです。原因としての“**Service**”は、「正しい質・正しい量・正しい行動様式」で構成されており、一方、結果としての“**Profit**”は、仲間からの尊敬や自尊心の満足といった精神的な充実感と、物質的・金銭的な利益の両面を意味しています。

シェルドンの“**He Profits Most Who Serves Best**”という言葉は、金銭的な利益を求める功利主義と誤解されることがあるのですが、“**Profit**”が単に「金銭的な利益」を指しているのではないこと、利益は目的ではなく結果であることがこの「奉仕と利益の三角形」の解説を読むとよくわかります。



Service(奉仕)における「正しい質」「正しい量」「正しい行動様式」とは

それでは、シェルドンの言う「正しい質」「正しい量」「正しい行動様式」とは、具体的には何を指しているのでしょうか。それは、

- 高い品質、適正な価格
- 豊富な品揃え
- 経営者・従業員の適切な接客態度
- 公正な広告
- 豊富な商品知識、高度な専門知識
- 十分なアフター・サービス

という、現代企業が顧客の信頼を得るのに必須の「サービス」と異なりません。

ロータリーにおける Service(奉仕)の現代的意義

1927年、「四大奉仕」の枠組みが確立し、以来「職業奉仕委員会」と呼ばれるようになった前身の委員会は、“Business Method Committee”(アーサー・シェルドンが初代委員長)という名称でした。当時、ロータリーにおいて「サービス」という言葉は、**正しいビジネスの方法**を示す中核概念だったのです。

「サービス」という言葉は、現代日本では「値引き」「おまけ」「無料」などの意味で使われることが多く、また、「商品」(モノ)に対して人的労力の提供を「サービス」と呼んでいます。サービスが正しいビジネスの方法を意味していたシェルドンの時代からロータリーの活動が広範囲に広がった100年後の現代ロータリーにおいては、「サービス」を、その最も広い意味で使うようになっています。すなわち、

「社会に役立つ価値を提供すること」

「世のため人のために尽くすこと」

ロータリーは、事業および専門職務の代表者の集まりですから、その「サービス」は先ず自らの職業で発揮されることとなります。それを「職業奉仕」と呼びます。自らの職業のサービス・レベルを高め、社会に貢献できるよう努めることが、ロータリアンの最優先課題といってもよいでしょう。

*朝日・読売・日経の各新聞が、米国のオバマ新大統領の就任演説の日英対訳を掲載していました。その演説の中に3か所、Serviceという言葉が出てきます。現代の米国でのServiceという語の使われ方がよくわかるのでご紹介します。

一つは狭義のサービス。「商品・サービス」(goods and services)と「商品」という言葉と対にして使われています。日本語訳でも訳しようがないので、「サービス」とカタカナ表記しています。

二つ目は、演説冒頭でブッシュ大統領に敬意を表して“I thank President Bush for his service to our nation”「私はブッシュ大統領のわが国への奉仕に感謝する」。朝日新聞はここを奉仕と訳さず、「わが国に対する貢献」としています。英語のServiceには、「奉仕」という日本語では伝わらない、「貢献」や「献身」の意味が含まれていることがわかります。

三つ目は、演説の後半、我々は過去のアメリカをつくり守ってきた英雄と同じように“the spirit of service”「奉仕の精神」をもつべきだと訴えています。そしてその「奉仕の精神」とは、「自分自身よりも大きな何かの中に進んで意味を見出す意思」と言い換えています。ロータリーの広義のService「世のため人のために尽くす」と重なっていると考えられます。

(引用文献:RI 第2840地区「ロータリーの基本」より)

1.2.2 ロータリーのモットー(標語)

ロータリーには二つのモットー(標語)があります。第1モットーは「超我の奉仕」“Service Above Self”。そして第2モットーが、アーサー・シェルドンの言葉で知られる「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」“He Profits Most Who Serves Best”です。

この二つのモットーの日本語訳については、昔から議論がありました。特に、第1モットーの「超我の奉仕」は「超我」が造語でもあり、カッコよいが意味がよくわからない、と言われていました。日本のロータリーの創始者である米山梅吉は、これを「サービス第一、自己第二」とか「自己に先立つサービス」と訳しました。「超我の奉仕」より原義を伝えています。第2モットーも、「最善のサービスをすれば、結果として最大の利益が得られる」とでも訳したほうがわかりやすいでしょう。

前掲のシェルドンの論文(『ロータリーの哲学』)ではこの二つのモットーは、一体化して提示され解説されていました。ロータリーの奉仕の哲学を端的に表現している「決議23-34」の第1条でも二つのモットーがキーワードとして並んで示されています。二つのモットーを一つの主張として捉えると、ロータリー・モットーの真意は次のようになると考えられます。

サービスを自己の利益や都合より優先させよう。利益はサービスの結果である。相手のために最善のサービスをすれば、結果として最大の金銭的な利益と、大きな精神的満足が得られる。

ここで主張されている思想こそ、「ロータリーの奉仕の理念」の核心です。そして、注意しなければならないのは、これは決して利益を求めて奉仕するという「功利主義」的な思想ではなく、他者のために尽くすことが自らの幸せ(喜び)であるという、他者に奉仕すること自体を目的とする「利他主義」の思想だということです。利益はあくまで結果です。

「奉仕の理念」は自分にとって何を意味するか？

「目的」に示されたロータリーの目的は、次のように言い換えることができます。

ロータリーの目的は、「奉仕の理念」を広め、その価値を高めてゆくこと。

そして、ロータリアンとは、個人生活・職業生活・社会生活等、人生のすべての面で、「奉仕の理念」の研鑽と実践を行う人である、ということが出来ます。

「奉仕の理念」の意味を解説した前掲の『目標設定計画』(1931年)の中で、「奉仕の理念」は自分にとって何を意味するか？という問いが私たちに投げかけられています。

● 職業奉仕も含めて「奉仕の理念」の解釈は意図的にロータリアン各自およびロータリアンのグループに任されている。

- その適用は広範で多様な状況、問題、可能性に対応して実行されなければなりません。
- ロータリアン個人が“私の職業を通じて「奉仕の理念」を適用するとは自分にとって何を意味するのか？

という問いに自ら答えることができなくてはなりません。

(引用文献:RI 第2840地区「ロータリーの基本」より)

1.3. ロータリーの目的(The Object of Rotary)

「綱領」は、原文(英語)は“The Object of Rotary”ですから「綱領」ではなく「目的」と訳するのが正しい訳です。また“Object”は単数で示されていますので、目的が4つあるということではなく「ロータリーの目的」の最初の2行が本文「目的」を示すので、以下の4項(5項※)は本文の具体的説明ということになります。最近、日本のシニアリーダーたちが「綱領」と訳されていた原文を厳密に検討し、以下の新訳を発表しました。

(ガバナー協議会・綱領等翻訳問題調査研究小委員会発表『ロータリーの友』2012年3月号参照)

定款 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；
- 第5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて新世代のグローバルリーダーを育てること。 (RI定款第4条、標準クラブ定款第4条)※

※「ロータリーの目的」の5つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、RI理事会の意見が一致している(ロータリー章典26.020.)
2016年規定審議会では2013年の制定案13-64と13-65を踏まえてRI理事会より制定案16-14「ロータリーの目的」改正として提出されている。(2016年2月では、第5条の文言は未確定である。)

1.4. 四つのテスト(The Four-Way Test)

「四つのテスト」は、シカゴロータリークラブの会員であったハーバート・テラー (Herbert J. Taylor 後に1954-55年度国際ロータリー会長) が、1932年に倒産の危機に瀕していたクラブ・アルミニウム社の経営を任せ、会社再建のために考案した社員の行動基準でした。テラーは、この24語(英文)からなる行動基準を、従業員、顧客、取引先すべてに厳格に適用し、その結果会社の信用が増し、業績も回復しました。

RI 理事会は、この「四つのテスト」を1943年正式に採択しました。1954年RI会長に就任したとき、テラーは「四つのテスト」の著作権を RI に寄付しました。以後、ロータリーではロータリアンの行動規範、職業奉仕実践の基準として「四つのテスト」を奨励しています。

「四つのテスト」の公式日本語訳(左)は簡潔でわかりやすいのですが、一般的な人生訓のようにすこし抽象的です。意識せずに職業奉仕の基準として改訳した例を右に示しておきます。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか



事業の立案・企画・実行はこれに照らしてから

1. 嘘・偽りはないか
2. 関係者すべてに公明正大か
3. 信用を高め、より良い関係を築けるか
4. 関係者すべてに有益か

(引用文献:RI 第2840 地区「ロータリーの基本」)

1.5. ロータリアンの行動規範(Rotarian Code of Conduct)

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。

(2014年10月RI理事会 決定60号)

なお、最近、「ロータリーの目的」、「四つのテスト」と「ロータリアンの行動規範」がロータリーの基本三原則といわれている。

ロータリアンの行動規範の変遷

2011年11月、RI理事会決定87号でロータリー・ブランドを強化するために『ロータリアンの職業宣言』を修正して、次の『ロータリー行動規範』を創設された。(ロータリー章典 8.030.2)

▼次の行動規範はロータリアンのために採用された。

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. すべての行動と活動において、高潔性と言う中核的価値観の模範を示すこと
2. 職業の経験と才能をロータリーでの奉仕活動に生かすこと
3. 高い倫理基準を奨励し、助長しながら、個人的活動および事業と専門職における活動のすべてを倫理的に行うこと
4. 他者との取引のすべてにおいて公正に努め、同じ人間として尊重の念を持って接すること
5. 社会に役立つすべての仕事に対する認識と敬意の念を推進すること
6. 若い人々に仕事の機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めるために、自らの職業的才能を捧げること
7. ロータリーおよびロータリアンから託される信頼を大切に、ロータリーやロータリアンの評判を落としたり、不利になるようなことはしないこと
8. 事業または専門職上の関係において、普通には得られないような便宜ないしは特典を他の同輩ロータリアンに求めないこと

(2011年9月RI理事会 決定87号)

▼次の行動規範に改正された。

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. 事業や職業における特典を、ほかの同僚ロータリアンに求めない。

(2014年1月RI理事会 決定88号)

▼次の行動規範に改正された

会員特典プログラムに関するロータリーの修正が行われ、上記の5項目が削除され、4項からなるロータリアンの行動規範となった。

(2014年10月RI理事会 決定60号)

1.6. ロータリーの歴史

ここでは、初期ロータリー(1905~30年頃)、つまりロータリー理念形成過程の創生期を現象(制度)面より簡単に述べます。

ロータリーの創立 シカゴロータリークラブ(1905年)

ロータリーの最初のクラブは、自由主義経済が過熱し過当競争や誇大広告、不正が横行する20世紀初頭の米国シカゴに誕生しました。商道德の欠如する風潮に耐えかねた青年弁護士ポール・ハリスは、友人3人と語らってお互いに信頼のできる公正な取引をし、仕事上の付き合いがそのまま親友関係にまで発展するような仲間を増やそうと考えました。

1905年2月23日、最初の会合に集まったのは、発案者の弁護士ポール P.ハリス(Paul Percy Harris)、石炭商のシルベスター・シール(Sylvester Shiele、シカゴロータリークラブの初代会長)、鉱山技師のガスターバス・ロア(Gustavus Loeehr)、洋服商のハイラム・ショール(Hiram Shorey)の4人でした。

ロータリークラブという名称は、色々の名前が挙げられ、議論は沸騰したが決まらず「役員も例会場も持ち回るのだから持ち回りという意味で輪番という言葉、つまり、ロータリーという言葉をつけたらよいのではないか」という提案に反論するだけの力が残っていなかったのでなんとなく決まったという逸話があります。ただし、職場持ち回りは6回例会迄で、その後は食事を共にしようということでレストラン持ち回りとなった。

最初の目的

創立の翌年1906年1月、シカゴロータリークラブは最初の「目的」として、以下の2項目を定めました。

第1 本クラブ会員の事業の利益の増大。The promotion of the business interests of its members.

第2 通常社交クラブに付随する親睦及びその他の特に必要と思惟する事項の推進。

The promotion of good fellowship and other desiderata ordinarily incident to social clubs.

会員間の相互扶助による会員の利益と社交クラブとしての親睦が謳われていますが、それだけではクラブの存在意義がないという声に依じて、2年後以下の項目が追加されました。

これは、第3代目の会長ポール・ハリスが、ドナルド・カーター(Donald Carter)の忠告を取り入れたとも考えられます。

第3 シカゴの最大の利益の推進、及び市民の誇りと忠誠とを市民の間に拡めること。

The advancement of the best interests of Chicago and the spreading of the spirit of civic pride and loyalty among its citizens

(参考)シカゴロータリークラブの初代会長は、シルベスター・シール、2代目会長がアルバート・ホワイト(Albert White)、この年度(1906年春)にフレデリック・ツイード(Frederic Tweed)がドナルド・カーターに入会勧誘をしたときに、「互惠主義の説明」を聞いてドナルド・カーターはエゴイズムの世界にはおられないと一旦断ったといわれている。その後、シカゴロータリークラブの「目的」に第3条(1906年12月または1907年1月改正説があります)が追加改正されたと推察されます。

地域社会に対する貢献、公共への奉仕

第3項の追加によって、従来の親睦と相互扶助に奉仕という全く異質なものが加わり、それまでの親睦・互惠派と奉仕・拡大派との確執が生じていきますが、ロータリークラブの活動の方向性が定まりました。類似の社交クラブのほとんどが歴史の流れの中で消滅していきましたが、ロータリーはこの方向性を実践の中で深化・洗練させることで世界中に発展していくことになりました。

シカゴロータリークラブが最初に行った社会奉仕活動は公衆便所設置運動でした。無料の公衆便所に反対する醸造組合と百貨店組合の妨害もあり、1907年の提唱から完成まで3年を要しましたが、単なる寄付行為ではなく市民運動にしていたことが、後のロータリーの社会奉仕活動のあり方を示唆しています。

親睦か 奉仕か

創立して2、3年で、シカゴロータリークラブ内で会員同士の親睦や金銭的な相互扶助を優先させようとする「親睦・互惠派」(Harry Ruggles, Charles A. Newton, Dr. William R. Neff 等)と、精神的な仲間意識を大切に、対外的な奉仕活動を積極的に行っていこうとする「奉仕・拡大派」の対立が起こります。創始者のポール・ハリスやアーサー・シェルドン(Arthur Frederic Sheldon)は、「奉仕・拡大派」でしたが、クラブ内では少数派でした。(この2つの派は先輩ロータリアンがよく使われる言葉である。)

ロータリーの例会の中で歌を歌う(ロータリー・ソング)習慣は、このシカゴロータリークラブ内の路線対立でぎすぎすした雰囲気や和らげようと、5人目の会員ハリー・ラグルス(Harry Ruggles)が“Hell, fellows Let's sing!”と呼びかけて当時の流行歌をみんなで歌ったのが始まりとされています。例会等で現在も歌われるのもその名残でありましょう。

自分の考え方の誤りは何処か？

ポール・ハリスは、1907年から親睦団体であるクラブに奉仕の概念を入れようとした。この時の彼の考え方は、「始めに親睦あり」、その上に高次の概念として「奉仕」が出てきたのだから、それが相容れない時には、親睦を抑えて奉仕が生きるべきだという立場をとりました。

その結果、親睦が崩壊してしまいました。そこで、ポール・ハリスは親睦と奉仕とを上下の関係において捉えたことの誤りに気づきました。

「親睦と奉仕とを同じレベルの概念として捉えるべきでした。この両者はロータリークラブという社会制度において表裏一体の関係にあります。いずれを優先させてもいけません。親睦と奉仕の調和の中にロータリーが宿る」と悟りました。ポール・ハリスは、その気持ちを全米のロータリアンに訴えるべく論文を書きました。これが有名な論文“Rational Rotarianism”「合理的ロータリアニズム」の「ロータリー＝寛容(toleration)論」で、「ロータリーは親睦と奉仕との調和の中に宿る」と説いたわけです。

ただ当時は、機関誌がなかったので発表する場がありません。そこでチェスリー・ペリー(Chesley R. Perry)に頼んで出来上がったのが“The National Rotarian”で、ロータリーが国際的に発展するに至って National がとれて現在の”The Rotarian”となりました。これが、この論文を巻頭論文としたロータリーの公的機関誌創刊号の物語です。時に、1911年1月26日のことでした。

全米ロータリークラブ連合会(1910年)

シカゴロータリークラブでの「親睦か奉仕か」という対立を解消するため、1909年の末頃、チェスリー・ペリーの連合組織体構想がありました。それは、クラブでは“親睦”を旨とし、当時シカゴから全米に広がり始めたロータリークラブの連合会で「奉仕理念提唱とクラブの拡大を推進する」という構想でした。1910年、全米にすでに16クラブがあり全米ロータリークラブ連合会が設立され初代会長には、ポール・ハリス、事務総長はチェスリー・ペリー(その後32年間在職)が就任しました。1910年度は会長在籍期間が短かったので翌年度もポール・ハリスは会長を務めました。1911年には、この二つの仕事の他に、情報媒介という仕事が付け加えられ、そして1912年に国際ロータリー連合会と名称が変わり、更に1922年に現在の国際ロータリー(Rotary International:RI)となりました。

「もし私のことを国際ロータリーの設計者と呼んでもいいとしたら、チェスも同じように国際ロータリーの建設者(施工者)と呼んで間違いないでしょう」(ポール・ハリス)

道徳律(職業倫理訓)の策定(1915年)

事業および専門職務のリーダーたちの集まりであるロータリーは、自らの職業において高い道徳的水準を維持すること、業界の職業倫理を高揚することに力を入れました。1915年のサンフランシスコ国際大会で11カ条からなる「職業人のロータリー道徳律(職業 倫理訓)」が採択されました。現在では、「歴史的文献」とされ、国際ロータリーの公式資料には掲載されていませんが、その内容はロータリーの「奉仕の理念」の真髄を表現しており、現代社会においてもロータリアンが守るべき指針となるべきものと考えられます。職業宣言を経て現在ではロータリアンの行動規範へと変遷しています。(サンフランシスコ国際大会で採択)

アーチ・クランプ基金創立 (1917年)

1917年アトランタ国際大会で、アーチ・クランプ (Arch C. Klumph) 会長(1916-17年度)は「世界で善を成すための寄付金を呼びかけ1917年アトランタ国際大会で提案しました。[ロータリー基金]が創設されました。数か月後、1918年、カンザスシティ・ロータリークラブがカンザスシティ大会の余剰金米貨26ドル50セントの最初の寄付金が寄せられ、1927年のミネアポリス国際大会で、「ロータリー基金」は「ロータリー財団」と改称されました。2017年には創立100周年を迎え、各地で祝賀・記念行事が盛大に開催されます。

理念の提唱か 奉仕の実践か

1915-1923年頃、奉仕理念を提唱・奨励していくことを主にするか、実際に困っている人たちへの奉仕を積極的に行っていくか、という路線対立がロータリアンの中で起こりました。理念提唱派は、自らの職業で利益を適正に配分し、業界の職業倫理を高揚し、自己研鑽に励み、奉仕活動は個人の立場で行うべきだと主張します。

一方、奉仕実践派は、社会的弱者に対する人道的奉仕を実践すべきだ。そのためには、金銭的な援助や RC の団体としての活動も積極的に行っていこうと主張します。

当時は、身体障害児への援助に熱心に取り組むクラブも多く、世間ではロータリークラブは身体障害児援助専門の団体とされていたこともあったそうです。身体障害児対策(この運動でとくにオハイオ州エリリア・ロータリークラブの Edger Allen 通称“Daddy Allen”が有名で身体障害者養護協会を設立した)に傾注しすぎて資金的に行き詰るクラブも出てきました。この路線対立で、ロータリーは分裂の危機を迎えます。

決議23-34(1923年)

1923年セントルイス国際大会で決議 23-34(1923年国際大会の第34号議案)が採択されました。これは、奉仕理念と奉仕実践の調和を図り、理念提唱か奉仕の実践かという路線対立を解消するものでした。

この6条からなる決議23-34は、現在では「社会奉仕に関する1923年の声明」として知られていますが、採択当時は、「社会奉仕」に限定されるものではなく、ロータリーの「奉仕」と活動に関する基本方針(国際ロータリー並びにロータリークラブの未来の指針として綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすもの)の表明でした。

第1条でロータリーとは何か、第2、3条でそれぞれ RC と RI の役割を述べ、第4条では「ロータリーは実践哲学」であることを謳い、第5条で「クラブ自治権」を確認し、第6条では、社会奉仕活動の指針を示しています。

特に第1条は、ロータリーの「目的」に謳われている「奉仕の理念」すなわち奉仕の哲学を明確に定義した条文として極めて重要な価値があると考えられます。(2010年規定審議会にて、決議案 10-182「社会奉仕に関する1923年の声明」の第一項を、奉仕の哲学の定義として使用することを検討するよう RI 理事会に要請する件 が圧倒的多数で採択されました。)

第1条 ロータリーは、基本的には一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、これは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

四大奉仕部門の採用(1927年)

1927年、ベルギーのオステンド国際大会で「目標設定プラン」(*The Aims and Objects Plan*)が採択されました。初期のロータリーにおいては、その活動は例会内と例会外に分類するだけでしたが、活動が多岐にわたり複雑化するにつれ、奉仕プログラムを調和する必要がでてきました。クラブの管理運営を奉仕活動の実践に対応させ分類・整理したのが、「目標設定プラン」で提示された「四大奉仕部門」(*The*

Four Avenues of Service)です。

クラブの活動を、「クラブ奉仕」「職業奉仕」「社会奉仕」「国際奉仕」の4部門に分け、それぞれ委員会を編成しました。これにより、クラブの組織と奉仕活動に整合性ができ、運営が円滑になりました。以後、この「四大奉仕部門」は、ロータリーの管理運営の基本的枠組みとして定着しました。

2007年の規定審議会で、標準ロータリー・クラブ定款の第5条に「四大奉仕部門」の定義が掲載されることになりました。さらに2010年の規定審議会で「新世代奉仕」が第5の奉仕部門として加わりました(採択制定案10-87)。

五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。(標準ロータリークラブ定款第5条)

世界大恐慌(1929年)

1929年10月24日にニューヨーク証券取引所で株価が大暴落したことを端緒に、世界的な規模で金融恐慌と大規模な経済後退が起きました。1930年代に入って米国では、共和党から民主党への政権交代があり(1933年フーバーからルーズベルトへ)、政治的にも混乱しました。国際的組織として発展を続けていたロータリーが最初に経験した会員数の減少の時代です。

ロータリーは、この間も失業者や青少年への援助を中心に社会奉仕活動を続け、一方、職業奉仕の実践にも力を入れていました。一時的に会員数の減少はありましたが、ロータリアン企業も業績を早期に回復し、発展途上国の加盟クラブが増え、ロータリーは再び発展の時代を迎えます。

日本のロータリーの誕生 東京ロータリークラブ(1920年)

シカゴロータリークラブが創立されて15年後、日本に初のロータリークラブが誕生しました。1920年(大正9年)10月、米山梅吉を初代会長として、東京ロータリークラブが創立します。世界で855番目のクラブでした。1923年(大正12年)9月関東大震災が発生しました。この時、世界各地の503のRCから総額8万9,800ドルの義捐金・救援物資が届きました。これをもとに東京ロータリークラブは大規模な社会奉仕活動を実施します(震災孤児のための「ロータリーの家」建設)。日本のロータリアンが「ロータリーの力」を認識し、発展を目指すきっかけとなった出来事でした。

1928年(昭和3年)に発表された「大連宣言」は、初期の日本ロータリアンが、ロータリーの理念をよく咀嚼し、日本語で表現した文書として、歴史的価値の高いものです。

日本のロータリーは第2次世界大戦時、国際ロータリーから一時離脱(1940年)しましたが、戦後1949年(昭和24年)再び復帰加盟し、現在(2015年)は、米国、インドに次ぐ第3の会員数となっています。

2章 ロータリーの組織

2.1 国際ロータリー (Rotary International: RI)

国際ロータリー (RI) は、全世界のロータリークラブのネットワークである (RI 定款第2条)。ロータリーという言葉を手紙だけで使う場合、通常、国際ロータリーとしての組織全体を指す (ロータリー章典 33.040.4.)。

RIの目的は次の通りである。

- 1) ロータリーの使命を執行するクラブと地区を支援すること
- 2) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大すること
- 3) 国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること (RI 定款第3条)

2.1.1 RIテーマ (RI Theme)

現形式を問わず、当該年度におけるロータリーのプログラムの遂行において、最大の重要性を持つものである。ガバナーがあらゆる適切な方法によって会長の計画を取り上げることが、ガバナーの務めと切離すことのできないことである。例えば、地区大会とその他の地区会合のテーマにするとか、ガバナー月信、公式訪問、その他地区内のクラブやロータリアンと接する場で紹介することなどである。ガバナーの掲げる地区目標や目的は、会長のプログラムまたはテーマに関連させ、これを支えるものとするのが極めて重要である。そして、地区目標や目的について話す場合には、それと関連して必ず会長のプログラムまたはテーマについてははっきりと言及すべきである。会長のメッセージはすべてのロータリークラブとロータリアンに知られ、理解され、効果的に実行されるべきである。

RIテーマは、使用すべき唯一のテーマであって、ほかのテーマの使用は控えなければならない、ということに地区とクラブの全役員の注意を喚起する (ロータリー章典 27.050.)。

2.1.2 事務局 (Secretariat)

RIは事務局により管理運営されている。この事務局は、事務総長と職員で構成される。事務局の世界本部は米国イリノイ州エバンストンにあり、RI理事会により承認された国際事務局が世界各地に7つ事務局がある。国際事務局の所在地は、「公式名簿」およびロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) に掲載されている。

2.1.3 ロータリーのリーダーシップ構成 (Structure of Rotary Leadership)

RIの中央役員は、RI理事会のメンバーと事務総長である。そのほかのRI役員は、ガバナー、グレートブリテンおよびアイルランド内RI (RIBI) の会長、直前会長、副会長、名誉会計である。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙される (RI 定款第7条)。

理事会 (Board of Directors)

RI理事会は、19名のメンバーから構成される。すなわち、理事会の議長である会長、会長エレクト、17名の理事である。理事は、細則に明記されている通りゾーン内のクラブから指名され、2年の任期を務めるべく国際大会で選挙される (RI 定款第6条第1節、RI 細則 6.060.1.)。各理事は、特定のゾーン内のクラブから指名されるが、国際大会で全クラブによって選挙される。従って、各理事は、ロータリーの管理において全クラブを代表する責務を負う。

国際ロータリーの役員 (Officers of Rotary International)

RIの役員は会長・会長エレクト・副会長・財務長・事務総長より構成される。

2.1.4 委員会(Committees)

国際ロータリーは次の24委員会で構成されている。

①国際協議会委員会 ②国際研究会委員会 ③国際大会委員会 ④国際大会推進委員会 ⑤監査委員会 ⑥コミュニケーション委員会 ⑦定款・細則委員会 ⑧地区編成委員会 ⑨選挙審査委員会 ⑩財務委員会 ⑪学友関連合同委員会 ⑫リーダーシップ開発・研修委員会 ⑬会員増強・維持委員会 ⑭新世代委員会 ⑮運営審査委員会 ⑯会長諮問委員会 ⑰Reach Out to Africa(アフリカ支援)委員会 ⑱ローターアクト・インターアクト委員会 ⑲ロータリアン行動グループ委員会 ⑳ロータリー親睦活動委員会 ㉑RYLA委員会 ㉒戦略計画委員会 ㉓職業奉仕委員会 ㉔青少年交換委員会

2.1.5 ロータリーの席次 (Rotary Protocol) <ここでは地区での席次を示す。>

ロータリーの会合において、役員は慣習に則り、配偶者と共に一度限り紹介されるべきである。過去に1度以上役員職を務めた個人は、現職の役員では最も高い地位となる。

上記の慣習に加え、それぞれの地域の慣習や慣行に伴い追加や変更がされるべきである。

ここでは、地区レベルについては下記通りです。(国際ロータリーの席次は割愛している。)

●地区会合においては、外国から来訪したロータリアンは、礼儀を示すため同じ地位にある地元のロータリアンより上席に就くことができる。

ロータリアン以外で高位の人物がいる場合は、地元の慣習に従って、上席を与えることができる。ロータリアンがロータリアン以外の人物よりも上席となる場合は、クラブと地区が来賓にあらかじめ説明しておくよう奨励されている。(ロータリー章典26.080.) (2014年10月 RI理事会決定 83号)

District governors	地区ガバナー
Past district governors (in order of seniority)	元ガバナー (先任順)
Rotary coordinators, Rotary public image coordinators, regional Rotary Foundation coordinators and endowment/major gift advisers /major gift advisers	ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージコーディネーターおよび地域のロータリー財団コーディネーターそして恒久基金/大口寄付アドバイザー
District governors-elect	地区ガバナーエレクト
District governors-nominee	地区ガバナーノミニー
Regional and zone-level committees members	地域およびゾーンレベルの委員会委員
Assistant governors	ガバナー補佐
District secretaries/treasurers	地区幹事/会計
District committee members	地区委員会委員
Club presidents	クラブ会長
Club presidents-elect	クラブ会長エレクト
Club vice-presidents	クラブ副会長
Club secretaries	クラブ幹事
Club treasurers	クラブ会計
Club sergeants-at-arms	クラブ会場監督
Other club board members	そのほかのクラブ理事
Club committee chairs	クラブ委員会委員長
Past assistant governors	元ガバナー補佐
Rotarians	ロータリアン
Rotary alumni	ロータリー学友
Rotarians' families	ロータリアンの家族

2.1.6 ロータリーショーケース(Rotary Showcase)

ロータリーショーケースは、ロータリアンが奉仕プロジェクトをロータリー内外の人々に広く紹介するためのオンラインツールである。クラブの奉仕プロジェクトの紹介に加え、世界各地のロータリアンが取り組む活動を閲覧したり、ほかのクラブや地区と連絡を取り合うことも可能である。さらに、フェイスブックと連動させて、プロジェクトの情報をロータリー以外の人々にも簡単に紹介することができる。

2.2 ロータリーの戦略計画 (Rotary Strategic Plan)

ロータリーがこれからもダイナミックな組織でありつづけ、世界中の地域社会に貢献していくための将来への指針となるのが、**ロータリーの戦略計画**です。(RIウェブサイト:[戦略計画を参照](#))

この戦略計画は、アンケート調査、フォーカスグループ(座談会調査)、委員会、会合を通じて集められた会員の意見を基に形づくられました。ロータリーがこれからも目標に向けて前進しつづけていくために、戦略計画は、ロータリアンの願いや希望を取り入れながら進化していくものです。

2.2.1 戦略的優先項目と目標

ロータリーの戦略計画は、4つの戦略的優先項目を掲げ、その下に 20 の目標を定めています。ロータリーが将来も強くて活気ある組織であり続けるために、私たちはこれらの優先項目と目標を指針としています。⇒「[戦略計画の最新レポート](#)」を参照ください。



優先項目① クラブのサポートと強化

目標

- クラブの刷新制と柔軟性を育てる
- さまざまな奉仕活動への参加を奨励する
- 会員基盤の多様性を奨励する
- 会員の勧誘と維持を改善する
- リーダーを育成する
- ダイナミックな新クラブを結成する
- クラブと地区における戦略計画の立案を奨励する

優先項目② 人道的奉仕の重点化と増加

目標

- ポリオを撲滅する

- 青少年や若きリーダーの支援、およびロータリーの6つの重点分野と関連したプログラムや活動において持続可能性を高める
- 他団体との協力やつながりを深める
- 地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを生み出す

優先項目③ 公共イメージと認知度の向上

目標

- イメージとブランド認知を調和させる
- 行動を主体とした奉仕を推進する
- 中核的価値観を推進する
- 職業奉仕を強調する
- ネットワークづくりの機会、ならびにクラブ独自の活動について広報するようクラブに奨励する

優先項目④ 財政的持続性と運用有効性の向上 ※

目標

- 財源の多様性を維持する(たとえば、資金提供者など)
- 景気下降においてプログラムや運営を維持するために国際ロータリーとロータリー財団は財政的な柔軟性を確保する
- 理事会や財団管理委員会によって承認された運営準備金の3年目標が達成される事を確実にする
- 戦略的成果を達成し、運営の効率性を最大化するためにボランティアや職員や財源を活用する

(注)※「優先項目④」が追加されました。(2014年10月理事会会合 決定38号)

2.2.2 使命 (Mission)

ロータリーの使命は、職業人と地域社会のリーダーのネットワークを通じて、人びとに奉仕し、高潔さを奨励し、世界理解、親善、平和を推進することです。

2.2.3 中核的価値観 (Core Values)

私たちの価値観は、組織の考え方と方向性を定める原動力であり、戦略計画においても重視される要素です。ロータリーの中核的価値観は、奉仕(Service)、親睦(Fellowship)、多様性(Diversity)、高潔性(Integrity)、リーダーシップ(Leadership)です。

奉仕(Service)

ロータリーの奉仕活動とプログラムは、さらなる世界理解と平和をもたらすものであると、私たちは信じています。奉仕は、ロータリーの使命の中で最も重要なものです。私たちは、個々のクラブの計画と活動実践を通じて、奉仕する者に無類の喜びを与え、組織全体に奉仕の文化を創り出しています。

親睦(Fellowship)

一人一人のニーズに焦点を当てる個人奉仕だけでなく、人類に奉仕する協同活動も重要であると、私たちは信じています。協同による力は無限であり、多くのリソースをもたらし、人生を豊かにし、視野を広げます。親睦のネットワークは、民族や国家といったさまざまな違いを超え、寛容の精神を導くものです。

多様性(Diversity)

ロータリーは奉仕の理念の下にすべての人々を世界的に結束することができると、私たちは信じています。会員組織において、また活動や奉仕において、私たちは職業の多様性を大切にしています。将来の成功の鍵を握るのは、地域社会の事業や専門職がくまなく代表されたクラブです。

高潔性(Integrity)

私たちは、活動の結果や目標達成の過程において自らの責任を果たし、また、私たちのリーダーや仲間の会員も同様の意識を貫くことを期待しています。私たちは、仕事や人間関係において、常に倫理と職業の高い水準を固く守っています。私たちは、公平さと尊敬の念を持ちながら人々と付き合い、託されたリソースを良心に従って管理します。

リーダーシップ(Leadership)

ロータリーは、さまざまな分野で指導力を発揮できる世界的なリーダーの集まりです。このようなリーダーシップの力を育むことは重要であり、ロータリー会員は優れたリーダーシップの力を備えていると私たちは信じています。私たちロータリアンは、リーダーとして、これらの中核的価値観を率先して実践します。

なお、最近では下記のようにまとめられています。

親睦と国際理解(Fellowship and Global Understanding)

生涯にわたる友情をはぐくみます。

倫理と高潔性(Ethics and Integrity)

約束を守りぬきます。

多様性(Diversity)

さまざまな考え方をつなぎます。

職業の知識とスキル、奉仕、リーダーシップ

(Vocational Expertise, Service, and Leadership)

リーダーシップと職業のスキルを生かし、地域社会の問題に取り組みます。

2.2.4 RI 戦略計画委員会の経過

- ・ 2002- 03年 理事会はRI戦略計画を提案し、ロータリアンを動員して、全地域のロータリー活動の現状を調査。
- ・ 2004年6月 規定審議会はRI戦略計画委員会の設置を承認。
6年任期の6名の委員で構成。3年毎の見直し。
- ・ 2007年1月 事務総長がRI戦略計画部局を創設。
- ・ 2007年4月 規定審議会は戦略計画の進行状況と現状を確認。
- ・ 2007年6月 理事会はRI戦略計画の使命、ビジョン、モットー、中核となる価値観、そして7つの優先項目を承認。
- ・ 2009年7-8月 3年毎の国際ロータリー活動及び意識調査。
- ・ 2009年11月 RI理事会は調査結果に基づく戦略計画委員会の新戦略計画を承認。
- ・ 2010年7月 2010- 2013年戦略計画発効。
- ・ 2010-13年 戦略計画は、3つの優先項目と中核となる価値観、ビジョン(のちにコアエッセンス)、ミッションからなる戦略計画]
- ・ 2012年 アンケート調査実施。RI戦略計画に対するロータリアンからの強い支持があることを確認。
- ・ 2013年9月 戦略計画の評価、RIと財団とのより良い連携などのために会長はロータリー戦略評価委員会委員を任命。
- ・ 2014年10月 戦略計画の優先項目が3つから4つになる。(2014年10月理事会会合 決定38号)

2.3 国際的会合 (International Meetings)

2.3.1 国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は、毎年、通常1月に、米国カリフォルニア州サンディエゴで開催される。具体的な時と場所は、RI細則第19.010.2.項に従って決定される。

目的 (Purpose)

国際協議会の目的は、ガバナーエレクトに対し、以下を行うことである。

- 1) 激励と意欲の喚起
 - 2) 会長エレクトが発表したRIのテーマの説明と実施、およびRIの最新の優先項目と推進活動に関する最新情報の提供
 - 3) 組織の取り組み(イニシアチブ)を実施するための効果的な方法に関する研修
 - 4) クラブと地区のリーダーを指導し、研修と意欲を与えるための実際的なテクニックに関する研修
- 国際協議会はさらに、ガバナーエレクトやほかの出席者に、次年度の活動について討議・計画する機会を与える。

参加者 (Participants)

協議会の参加者には、RI会長、会長エレクト、理事、会長ノミー(指名されている場合)、理事エレクト、理事ノミー、財団管理委員、事務総長、ガバナーエレクト、RIBI役員ノミー、およびそのほかの指定された公式参加者が含まれる(ロータリー章典58.070.1.)。

2.3.2 規定審議会 (Council on Legislation: COL)

規定審議会は国際ロータリーの立法機関で、その組織規定を改正する権限を有する(RI定款第10条、RI細則第7条と第8条)。また、理事会は規定審議会に関する決定を行った(ロータリー章典第59条)。

規定審議会は3年に1度、4月から5月から6月、できれば4月に招集される。RI理事会が審議会の日を決める。財政的その他のやむを得ざる理由によりRI理事会全体の3分の2の賛成票で決定した場合を除き、審議会はRI世界本部の近隣地域において開催される(RI定款第10条第2節)。

構成 (Membership)

代表議員 (Representatives)

各審議会の2年前のロータリー年度に、各地区内のクラブは、審議会で地区内クラブを代表するロータリアンを1名選ぶ(2016年審議会の代表議員は、2013-14年度に選ばれる)。この代表議員は審議会の投票権を有する議員である。

責務

代表議員の責務は次の通りである。

- 1) クラブが審議会に立法案を提出する場合、その作成を援助すること
- 2) 地区大会またはそのほかの地区会合で、立法案を討議すること
- 3) 地区内のロータリアンの多様な意向をよく理解すること
- 4) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、立法案に対する見解を的確に審議会に伝えること
- 5) RIの公正な立法当務者として行動すること
- 6) 審議会に、会期の全部を通じて出席すること
- 7) 審議会終了後、審議会で行われた討議や決定について地区内の各クラブに報告をすること
- 8) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること(RI細則8.030.)

立法案の種類 (Types of Proposed Legislation)

立法案は、クラブ、地区大会、RI理事会、審議会、RIBI審議会またはRIBI大会が提案できる(RI細則7.020.)。立法案は、制定案、もしくは決議案という形で提出される(RI細則7.010.)。最近の制定案と決議案の例文に関しては、2013年規定審議会の決定報告書を参照のこと。

制定案 (Enactments)

RI定款細則または標準ロータリークラブ定款を改正する立法案が制定案である。制定案は、組織規定の関係条項の全文を明記した上で提出しなければならない。削除する文章には削除のしるしを付け、新しく文章を付け加える場合はその全文を明確に示さなければならない。

制定案は、地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着で事務総長に提出されなければならない。制定案には、次の情報を記載する必要がある。

- 提案者(クラブまたは地区)
- 地区が承認した日と方法(地区大会、地区決議会、RIBIの地区審議会、または郵便投票)
- 300語以内の趣旨および効果に関する声明文
- 修正箇所を含む組織規定文書の節。新しい文章には下線を引き、削除する文章には削除線を引いて修正箇所を示す。

規定審議会のクラブ代表議員のための会費

次の審議会の予測経費を賄うため、各クラブは各年度の7月1日に、名誉会員を除く会員それぞれにつき、さらに1.5米ドル(またはRI理事会が決定したそのほかの金額)をRIに支払う。この追加会費は、規定審議会代表議員の経費、審議会を運営するためのそのほかの費用に充てるための別個の資金として、理事会が定める方法で取っておく。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告しなければならない(RI細則17.030.2.、17.040.1.)。

2.3.3 国際大会 (Rotary International Convention)

ロータリー国際大会は、RI理事会の決定する時と場所において、会計年度の最後の3カ月(4月、5月、6月のいずれか)に開催されるものとする(RI定款第9条第1節)。

年次国際大会の主な目的は、国際レベルにおいて、全ロータリアン、特に、次期クラブ会長、ガバナーエレクト、およびその他のRIとクラブの次期役員を、鼓舞、激励し、かつ情報を与えることによって、地区レベルとクラブレベルにおけるロータリーの発展を推進しようとする意欲を喚起することである。国際大会はまた、ロータリーで培われた生涯の友情を祝うための場であるため、国際大会の本来の目的を減じない限り、この国際的な行事で、社交および余興の催しを行うことは妥当であるだけでなく、重要である(ロータリー章典57.010.)。

国際大会におけるクラブの代表 (Club Representation at the Convention)

各クラブは、各国際大会において投票に参加するか、各国際大会に代議員を出席させるか、有資格者に委任状による代理投票権を与えることによって投票に参加する手配を行う(RI定款第9条、RI細則第9条)。

選挙人 (Electors)

各ロータリアンに国際大会への出席資格がある一方、各ロータリークラブは代議員を送ることができる。クラブ会員50名ごとに投票代議員1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を送ることができる。例えば、60名の会員がいるクラブは1名の代議員を、80名の会員がいるクラブは2名の代議員を送ることができる。各クラブは、少なくとも1名の代議員を送る権利を有する。また委任状による代理者によってクラブを代表させることもできる。RI役員および元RI会長で、現在もロータリークラブ正会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員となる(RI定款第9条第3節および第4節)。

正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員は、選挙人と称し、国際大会の選挙体を構成する(RI定款第9条第5節)。

2.4 ロータリーのプログラムと活動 (Rotary's Programs and Activities)

プログラムは、RI理事会が推奨するクラブと地区のための組織的活動である。ロータリーは、指針とリソースの提供、および職員によるサポートを通じて、これらのプログラムを支援する。プログラムに関する詳細は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja)を参照のこと。

2.4.1 特別プログラム (Special Program)

ポリオプラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、撲滅の証明が達成されるまで他のすべてのプログラムに優先される。

2.4.2 常設プログラム (RI Structured Programs)

RI理事会がクラブと地区のために推奨する組織的な活動で、枠組みと指針が含まれる。

• インターアクト (Interact)

インターアクトは、学校や地域社会での課題に取り組むために結束する12～18歳の青少年のためのクラブである。インターアクターは、インターアクトクラブで奉仕活動を行い、リーダーシップのスキルを身につけ、新しい友人をつくる。インターアクトクラブは、提唱ロータリークラブとともに、毎年、少なくとも2つの奉仕プロジェクト(一つは地域社会を支援するプロジェクト、もう一つは国際理解を推進するプロジェクト)を実施する(ロータリー章典41.010.)。

インターアクトクラブの結成と維持に関する情報:「[インターアクト要覧](#)」(654)参照

• ローターアクト (Rotaract)

ローターアクトクラブは、18～30歳の大学生および若い成人のためのクラブである。若いリーダーたちは、ローターアクトクラブでアイデアを広げ、地域社会に貢献し、末永い友情を築く。ローターアクトクラブは、ロータリークラブの後援の下、実地参加型の奉仕プロジェクトを実施し、若い職業人としての会員の成長を支援し、ローターアクトの活気ある世界的コミュニティとのつながりを築く(ロータリー章典41.020.)。

ローターアクトクラブの結成と維持に関する情報:「[ローターアクト・ハンドブック](#)」(562)参照

• ロータリー地域社会共同隊 (Rotary Community Corps)

ロータリー地域社会共同隊(RCC)は、ロータリーの奉仕へのコミットメントを共有する、ロータリアンではない人々のグループである。提唱ロータリークラブの指導の下、献身的なRCCの隊員が、地元地域における生活の質を改善するために自らのスキルを生かして活動する。(ロータリー章典41.030.1.)

参照:「[ロータリー地域社会共同隊 要覧\(英文\)](#)」、「[ロータリー地域社会共同隊 \(RCC\) PPT](#)」

• ロータリー友情交換 (Rotary Friendship Exchange)

ロータリー友情交換は、国境を越えた人と人との交流を通じて国際理解、親善、平和を推進するために、異なる国同士のロータリアンとその家族が相互に訪問し合い、ホームステイを行うプログラムである(ロータリー章典41.040.)

友情交換には、2種類ある。

- 1) 個人の交換:個々のロータリアンが他国のロータリアンの家庭に数日間滞在するもので、家族を同行することもできる。
- 2) チームの交換:4組から6組のロータリアン夫妻が、最高1カ月間、ホスト地区内の地域社会を数カ所訪問する。

• ロータリー青少年交換 (Rotary Youth Exchange)

青少年交換は、15～19歳の青少年が母国以外の国を訪問したり、そこに留学したりする機会を提供するものである。関与している国の法令により許され、参加クラブと地区が同意した場合は、20歳以上の参加者が参加することもできる。

青少年交換には、以下の2種類がある。

- ・長期交換プログラムは、学生に1学年度海外に留学する機会を提供する。
- ・短期交換プログラムは、学生に数週間程度の外国訪問の機会を提供する。

参照:「青少年交換要覧」(746)

・ロータリー青少年指導者養成プログラム (Rotary Youth Leadership Awards: RYLA)

ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)は、クラブ、地区、多地区合同で組織されるリーダーシップ養成プログラムである。参加者の年齢に制限はないが、ほとんどの行事は中高生、大学生、若い成人を対象としている。ロータリアンは、非行に走る可能性のある青少年を導いたり、ロータリー学友との関係を取り戻したり、若い職業人が責任あるリーダーとして成長できるよう指導したりするために、RYLAを活用できる。(ロータリー章典41.050.)。

参照:「ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)」(694)

2.4.3 世界ネットワーク活動グループ (Global Networking Groups)

世界ネットワーク活動グループは、共通の関心事項に焦点を当てて国際的に組織されたロータリアンのグループである。世界ネットワーク活動グループは、ロータリー親睦活動グループとロータリアン行動グループから成る。世界ネットワーク活動グループは次の条件に準じる。

- 1) 活動はRIに依存せずに独自に実施しなければならないが、ロータリー標章の使用を含め、RIの方針に従わなければならない。
- 2) グループを、宗教的信条や政治問題、あるいはほかの団体を推進する目的に利用してはならない。
- 3) RIによるグループの認定は、RIあるいは地区やロータリークラブが、認定したグループに対し、法的、金銭的、あるいはそのほかの義務や責任を負うことを意味するものではない。
- 4) グループはRIを代行したり、代表したり、そのような行動を取る権限があることを暗示したり、RIの代理機関として行動したりしてはならない。
- 5) すべてのグループは、資金面と管理面、また、そのほかの面において自立していなければならない。
- 6) グループは、いかなる国においても当該国の法律に反して存在したり、活動したりしてはならない(ロータリー章典42.010.、42.020.)。

ロータリー親睦活動

ロータリー親睦活動は、友情と親睦を深めるために、共通の職業的活動またはレクリエーション活動を遂行する目的で結束したロータリアンのグループである。ガバナーは、地区内クラブによるロータリー親睦活動への参加を促すため、委員長1名と少なくとも3名の委員から成るロータリー親睦活動委員会を設置すべきである(ロータリー章典21.050.)。各親睦活動にRIの保険は適用されないため、各グループでリスクを想定し、必要に応じて保険に加入することが奨励されている(ロータリー章典42.010.)。

親睦活動グループの公式認定は、RI理事会の審査と承認およびそのほかの親睦活動グループの設置に関する方針に基づくものである(ロータリー章典42.010.3.)

ロータリアン行動グループ

ロータリアン行動グループは、ロータリーの目的を推進する国際的な奉仕プロジェクトを実施する目的で結成されたロータリアンのグループである。全ロータリアン行動グループのリストはロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja)に掲載されている。これらのグループは、奉仕プロジェクト実施において支援を提供できる人材であり、関心のあるロータリアンはグループに連絡を取るよう奨励されている(ロータリー章典42.020.)。

2.4.4 国際共同委員会 (Intercountry Committees)

国際共同委員会(ICC)は、2カ国以上の地区またはクラブ間の交流を推進し、さまざまな国の人々の親睦と異文化理解を深めるものである。ロータリアンは、他国のロータリアン、クラブ、地区とのより深い結

びつきを育み、国際的なネットワークを築くため、新しい国際共同委員会を設置するよう奨励されている。国際共同委員会は、すべてのロータリー会合で推進されるべきである。

国際共同委員会の使命は、以下の通りである。

- 1) ロータリアンに対して、互いの国と家庭を訪問し合うよう奨励する推進力となる。
- 2) クラブと地区に対して、他国のクラブと地区とのつながりを築くよう奨励することによって、友情を深め、プロジェクトを充実させる。
- 3) 世界平和に貢献する。

推奨される国際共同委員会の活動は、以下の通りである。

- ・ 新ロータリークラブの結成を援助する。
- ・ 参加国同士で姉妹クラブまたは双子クラブのネットワークを築く。
- ・ 参加国同士でロータリー友情交換を実施する。
- ・ 国際奉仕プロジェクトを立ち上げる、または実施する。
- ・ 職業奉仕プロジェクトを立ち上げる、または実施する。

2.5 特別月間・週間 (Special Observances)

奉仕の重要性を認識し、特に力を入れるため、理事会は以下の特別月間・週間を定めた。

特別月間・週間	2015-2018 年度
会員増強・新クラブ結成推進月間 (Membership and New Club Development Month)	8 月
基本的教育と識字率の向上月間 (Basic Education and Literacy Month) ※ロータリーの友月間 (rotary-no- tomo Month) 日本のみ	9 月
経済と地域社会の発展月間 (Economic and Community Development Month) ※米山月間 (Yoneyama Month) 日本のみ	10 月
学友参加推進週間 (Alumni Reconnect Week)	10月 1～8 日
ロータリー財団月間 (The Rotary Foundation Month)	11 月
世界インターアクト週間(World Interact Week)	11 月 5 日を含む週
疾病予防と治療月間 (Disease Prevention and Treatment Month)	12 月
職業奉仕月間 (Vocational Service Month)	1 月
追悼記念週間 (Remembrance Week)	1 月 27 日を含む週
平和と紛争予防／紛争解決月間 (Peace and Conflict Prevention/Resolution Month)	2 月
世界理解と平和週間(World Understanding and Peace Week)	2 月 23 日より 1 週間
ロータリー創立記念日：世界理解と平和の日 (Rotary's Anniversary: World Understanding and Peace Day)	2 月 23 日
水と衛生月間 (Water and Sanitation Month)	3 月
世界ローターアクト週間(World Rotaract Week)	3 月 13 日を含む週
母子の健康月間 (Maternal and Child Health Month)	4 月
青少年奉仕月間 (Youth Services Month)	5 月
ロータリー親睦活動月間 (Rotary Fellowships Month)	6 月

(2015年1月RI理事会決定) ※印は日本のみ適応である。

8 月

● 会員増強・新クラブ結成推進月間(Membership and New Club Development Month)

「会員増強・新クラブ結成推進月間」である8月は、ロータリアン、クラブ、地区が新会員の勧誘とロータリーの新しいクラブ結成の推進に焦点を当てて活動する。

9 月

● 基本的教育と識字率の向上月間 (Basic Education and Literacy Month)

2014年10月RI理事会は、重点分野である「基本的教育と識字率の向上月間」である9月を、地域社

会で基本的教育を普及し、識字能力を高めるためのプログラムを支援し、地域社会の参加を促進、成人識字率の向上、教育における男女格差を減らすための活動、基本的教育と識字率向上に関連した仕事に従事することを旨とする専門職業人のための奨学金支援を強調する月間とした。

- **ロータリーの友月間(rotary-no- tomo Month)**

雑誌月間の廃止より、2015年より日本では9月の特別月間に追加された。

10月

- **経済と地域社会の発展月間 (Economic and Community Development Month)**

2014年10月RI理事会は、重点分野である「経済と地域社会の発展月間」である10月を、貧困地域の経済発展を目的とした、起業家、地域社会のリーダー、地元団体を含む地域ネットワークの向上、雇用創出、支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減、経済と地域社会の発展に関連した仕事に従事することを旨とする専門職業人のための奨学金支援を強調する月間とした。

- **学友参加推進週間 (Alumni Reconnect Week)**

ロータリー学友が地元のロータリークラブと活動したり交流を深める強調する週間である。2015年は10月1日～8日とされた。世界ではボランティア活動や特別イベントを企画しているクラブが多くある。

- **米山月間(Yoneyama Month)** 日本のロータリークラブのみの特別月間

11月

- **ロータリー財団月間 (The Rotary Foundation Month)**

RI理事会と管理委員会は、毎年11月を「ロータリー財団月間」に指定することに同意した。この月間中、クラブは少なくとも1回の例会プログラムを、財団に関する内容とすることが求められている(ロータリー章典8.020.)。

- **世界インターアクト週間 (World Interact Week)**

RI理事会は、11月5日を含む週を「世界インターアクト週間」として祝うよう、ロータリークラブとインターアクトクラブに要請している(ロータリー章典41.010.5.)。

12月

- **疾病予防と治療月間 (Disease Prevention and Treatment Month)**

2014年10月RI理事会は、重点分野である「疾病予防と治療月間」である12月を、地域社会の医療従事者の能力向上、伝染病の伝播を食い止め、非伝染病とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラム、地域社会の医療インフラの改善、疾病の蔓延を防止することを目的とした、地域住民への教育と地域動員、疾病またはケガによって引き起こされる身体障害の予防、疾病予防と治療に関連した仕事に従事することを旨とする専門職業人のための奨学金支援を強調する月間とした。

1月

- **職業奉仕月間 (Vocational Service Month)**

2014年10月RI理事会決定後毎年10月から1月へ移行されました。「職業奉仕月間」は、クラブが職業奉仕の理念を日々、実践することを強調するための月間である。この月間中に推奨されるクラブ活動には、地区行事でのボランティアの表彰、ロータリー親睦活動への参加の推進、職業奉仕活動またはプロジェクトの実施、未充填の職業分類に焦点を当てた会員増強の推進などが含まれる(ロータリー章典8.030.3.)。

- **追悼記念週間 (Remembrance Week)**

1947年1月27日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスの命日です。1989年10月～11月の理事会において、毎年この1月27日を含む1週間を、物故ロータリアンの冥福を祈り、生前の貢献を記念する週間として「追悼記念週間」と指定した。

2 月

● 平和と紛争予防／紛争解決月間 (Peace and Conflict Prevention/Resolution Month)

2014年10月RI理事会は、重点分野である「平和と紛争予防／紛争解決月間」である2月を、紛争予防と仲裁に関する、若者(将来にリーダーとなることが望まれる人)を対象とした研修の実施、紛争地域における平和構築の支援、平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事に従事することを旨とする専門職業人のための奨学金支援を強調する月間とした。

● 世界理解と平和週間 (World Understanding and Peace Week)

1905年2月23日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスが、友人3人と最初に会合をもった日でありこの2月23日を祝う創立記念日は、「世界理解と平和の日」(World Understanding and Peace Day)として遵守される。この日、各クラブは、国際理解、友情、平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければならない。理事会は、この2月23日に始まる1週間を「世界理解と平和週間」と呼び、ロータリーの奉仕活動を強調することを決議している。

● ロータリー創立記念日：世界理解と平和の日 (Rotary's Anniversary : World Understanding and Peace Day)

最初のロータリークラブ例会が行われた日である2月23日は、「世界理解と平和の日」として祝われる。この日、各クラブは、ロータリーによる世界理解、親睦、平和への献身をあらためて認め、強調すべきである(ロータリー章典40.080.)。

3 月

● 水と衛生月間 (Water and Sanitation Month)

2014年10月RI理事会は、重点分野である「水と衛生月間」である3月を、地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善、持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域住民が行っていくための能力向上、安全な水と衛生の重要性について、地域住民の認識を高めるためのプログラム支援、水と衛生に関連した仕事に従事することを旨とする専門職業人のための奨学金支援を強調する月間とした。

● 世界ローターアクト週間 (World Rotaract Week)

1993年、RI理事会はRAの創立25周年を記念して、3月13日を含む週を「世界ローターアクト週間」として祝うことを、ロータリークラブとローターアクトクラブに奨励している(ロータリー章典41.020.5.)。

4 月

● 母子の健康月間 (Maternal and Child Health Month)

2014年10月RI理事会は、重点分野である「母子の健康月間」である4月を、5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減、妊婦の死亡率と罹患率の削減、より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、保健従事者、者を対象とした研修、保健ケアの提供、母子の健康に関連した仕事に従事することを旨とする専門職業人のための奨学金の支援を強調する月間とした。

5 月

● 青少年奉仕月間 (Youth Services Month)

5月は、若い人々の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てる「青少年奉仕月間」である。ロータリークラブは、この月間中、クラブのニュースレターやその他の広報資料に「各ロータリアンは青少年の模範」のスローガンを利用するよう奨励されている(ロータリー章典8.060.3.)。

6 月

● ロータリー親睦活動月間 (Rotary Fellowships Month)

「ロータリー親睦活動月間」である6月は、レクリエーションや職業で同じ関心を持つロータリアン同士の国際的な親睦と親善の重要性を認識し、親睦活動への参加を促し、親睦活動プログラムへの理解を促すための月間である。RI理事会は、プロジェクト、活動、行事を通じてこの月間を祝うよう、これらのグループに奨励している(ロータリー章典42.010.9.)。

2.6 ロータリーの各種の賞・表彰 (Awards)

賞の授与は、クラブと地区が、奉仕活動に力を尽くしたロータリアンやその他の人々を表彰、激励し、その意欲を高める機会となるものである。多種多様な賞があるため、ガバナーは、各賞についての周知や候補者の推薦を担当する委員会を任命することができる。

名 称		推薦者	申請締切日	備 考	
ロータリアンを対象にした賞					
1	奉仕部門功労者賞	クラブ会長	特になし		
2	クラブ・ビルダー賞	地区ガバナー		10名迄/地区	
3	新会員推薦者のための認証プロジェクト	ロータリアン	特になし	認証レベル有	
4	ロータリー財団功労表彰状	地区ガバナー	特になし		
5	ロータリー財団特別功労賞	全ロータリアン	6月30日	上記4項受賞後4年経過後	
6	ロータリー財団地区奉仕賞	地区ガバナー	特になし		
7	RI 超我の奉仕賞	地区ガバナー 直前ガバナー RI 理事、元 RI 理事	9月1日	最高150名/年	
8	ポリオのない世界を目指す奉仕賞	地域賞	全ロータリアン	11月1日	最高10名/地域
		国際賞			最高10名/世界
9	職業奉仕リーダーシップ賞	地区ガバナー	11月1日		

名 称		推薦者	申請締切日	備 考	
クラブを対象とした賞					
1	会員増強・拡大賞	クラブ	RI 理事会による表彰	3月31日時点	表彰状 4月15日迄
		地区			
2	会長賞	地区ガバナー	クラブ→地区 地区→RI へ	3月31日迄 4月15日迄	
3	会員増強推進活動の表彰	地区ガバナー	特になし		
4	小規模クラブ会員増加の表彰	地区ガバナー承認 会員 増強数 10名未満 最低10名 10~14名 最低15名 15~19名 最低20名	5月16日~ 6月30日	対象期間: 7月1日~ 5月15日	
5	意義ある業績賞	地区ガバナー	3月15日	1クラブ/年度	

名 称		推薦者	申請締切日	備 考
その他の表彰				
1	家族および地域社会奉仕賞	クラブ会長	6月30日	ロータリアンの配偶者や家族
2	ポリオ撲滅支援功労賞			
3	ローターアクトクラブとインターアクトクラブのための会長賞	クラブ→地区	3月31日	
		地区→RI	4月15日	
4	ロータリアン配偶者/パートナー奉仕功労賞	地区ガバナー	3月 1日	
5	卓越したローターアクト・プロジェクト賞	ローターアクター	2月 1日	

	名 称	推薦者	申請締切日	備 考
6	ロータリー財団最優秀学友会賞	ロータリー財団地域 コーディネーター	6月30日	
7	ロータリー財団学友人道奉仕世界賞	ロータリー財団地域 コーディネーター	6月30日	
8	RI 荣誉賞 (国家元首またはそれに相当する人にこの賞を贈る)	RI 会長が指名		5人迄/年度
9	世界インターアクト週間の表彰	提唱ロータリークラ ブ または地区インター アクト委員長	特になし	
10	世界ローターアクト週間の表彰	同上	特になし	

2.7 公共イメージ (Public Image)

ロータリーを一般市民に広め、ロータリーのプログラムへの理解、評価、支援を推進すべきである。一般社会に向けての効果的な広報活動や好ましいイメージがロータリーにとって望ましく不可欠な目標であることをクラブおよびロータリアンに広く認識してもらうよう推進する。

- a) 公共イメージを優先させるよう地区およびロータリークラブ、ロータリアンに奨励する。
- b) 報道機関、地域社会のリーダー、ロータリー・プログラムの受益者にロータリーを推進する。
- c) ロータリーのビジュアルアイデンティティやボイスの利用を促進する。
- d) 地区ガバナーや他の重要な委員会委員長とコミュニケーションを図り、地区およびクラブのプロジェクトや活動の事情を常に把握しておく。
- e) 地区、クラブはロータリー公共イメージコーディネーターと連携し、協力し合う。
- f) RIの公共イメージ資料を地区、クラブと共有する。
- g) 公共イメージの重要性について地区は個々のクラブに話す機会を得るよう努める。

参照：「地区を成功に導くリーダーシップ委員会編」、「クラブを成功に導くリーダーシップ: 広報委員会編」、「ロータリアンのためのボイスとビジュアルアイデンティティのガイド」

2.8 ゾーン (The Zone)

33,000以上のロータリークラブは537の地区に属し、これらの地区は34のゾーンに属する。ゾーンはさらに、41の地域に振り分けられている。各地域には、**ロータリーコーディネーター(RC)**、**ロータリー財団地域コーディネーター(RRFC)**、**ロータリー公共イメージコーディネーター(RPIC)**とそれぞれの補佐から成る地域コーディネーターチームがある。RI会長エレクトまたはロータリー財団管理委員長エレクトにより任命されるこれらのコーディネーターは、個々の分野における職業的専門知識やロータリーの知識を有し、ロータリーの戦略計画を支えるために協力する。地域コーディネーターはまた、**ロータリー研究会**、**ガバナーエレクト研修セミナー**、**地域会合**、**地区セミナー**において、**研修者**、**助言者**、**相談役**としての役割を果たす。

コーディネーターチームの協力 (Working Together)

地域コーディネーターはチームとなって互いに協力し、地区ガバナー、ガバナーエレクト、その他の地区リーダー、クラブ役員を援助し、リソースを紹介する。チームはさらに、ロータリーの戦略計画における以下の優先事項を支援する。

- クラブの支援と強化
- 人道的奉仕の重点化と増加
- 公共イメージと認知度の向上
- 財政的持続性と運用有効性の向上)*

また、地域セミナーの開催においても互いに協力し、クラブの強化、ロータリーの公共イメージの向上、成果をもたらす奉仕プロジェクトの増加、ロータリー財団推進のための計画を立案する。

(注)* 「優先項目④」が追加されました。(2014年10月理事会会合 決定38号)

2.8.1 ロータリー研究会 (Rotary Institutes)

ロータリー研究会は、RIの元、現、次期役員を対象とした、情報提供のための会合である。ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催することができる(RI細則19.020.、ロータリー章典60.050.)。

目的 (Purpose)

ロータリー研究会の目的は次の通りである。

- 1) RIの現、次期、元役員に、RIとロータリー財団の方針とプログラムに関する最新情報を提供すること
- 2) RI理事会に対して意見や提案を述べる場を、ロータリーのリーダーに提供すること
- 3) 現、次期、元ガバナーに対して親睦と参加型の学習体験を提供することにより、リーダーシップと奉仕への意欲を高めること(ロータリー章典60.050.)

2.8.2 地域セミナー (Regional Seminars)

ガバナーエレクト研修セミナー(GETS)は義務付けられた会合で、研究会に付随して開催されるものとする。ロータリー財団地域セミナーまたは会員増強地域セミナーなどの個別の会議またはセミナーを、研究会と同じ(またはそれに近い)時期と場所で開催できる。別個の会議またはセミナーは、研究会の主要プログラムまたは国際協議会のプログラムと矛盾したり、重複したりするものではなく、研究会そのものとは別に推進される。GETS、ロータリー財団地域セミナー、レクリエーション行事などの研究会前後の行事は、研究会の出席者とは別の参加者が出席できる研究会前または研究会後の行事として明確に区別される(ロータリー章典60.050.)。

2.8.3 地域コーディネーター (Regional Coordinators)

◆ロータリーコーディネーター (Rotary Coordinators : RC)

国際ロータリー会長エレクトにより任命される41名のロータリーコーディネーター(RC)は、強く、ダイナミックで、より効率的なクラブと地区づくりを目指して活動する。RCは、担当地域のクラブと地区にとって、推進役、モチベーター、助言者、情報源となり、より良いクラブづくりにつながる計画の立案と実施を

支援する。地域コーディネーターは地区ガバナーを支援し、クラブとの協力においては、まずガバナーからの承認を得ることを心得ておくべきである。

RCの責務

RCの責務は以下の通りである。

- ロータリークラブのサポートと強化に努める。
- 新会員を惹きつけ、会員となることの利点を周知させるための革新的な戦略を奨励する。
- 効果的な奉仕活動、ネットワークづくり、職業奉仕、若者と若いリーダーを支援するプログラムを通じて、会員の参加を推進する。
- より革新的なクラブ例会、会員満足度の重視、ボランティアの機会の向上など、会員増強の課題のための解決策を提案する。
- 地区とクラブが、それぞれの戦略計画を立案し、実行できるよう支援する。
- ロータリーの優先項目と取り組みについて周知を図る。
- 地域別会員増強計画について周知を図り、この計画を実行する。
- 担当地域における地域別会員増強計画の進捗を随時確認し、フィードバックを提供する。

◆ロータリー財団地域コーディネーター (Regional Rotary Foundation Coordinators)

ロータリー財団管理委員長エレクトにより任命される41名のロータリー財団地域コーディネーター(RRFC)は、財団におけるすべての事柄を担当する主要な人材であり、ロータリアンと財団をつなげる重要な役割を果たす。RRFCは、補助金、プログラム、寄付増進の取り組みを含め、ロータリアンによる財団の推進を助け、補助金活動への参加や寄付目標の設定と達成を支援する。RRFCはまた、財団の補助金とプログラムについてロータリアンに情報を提供するため、ロータリー財団地域セミナーを開催する。

RRFCの責務

RRFCの責務は以下の通りである。

- 毎年、年次基金に自ら寄付をして模範を示す。また、各自の経済能力に応じて、大口寄付、遺贈友の会の誓約などを行い、模範を示す。
- 人道的奉仕の重点化と増加に努める。
- 地区とクラブのリーダーに財団補助金と資金調達ニーズを説明するにあたり、管理委員会と事務総長を援助する。
- 地区リーダーが補助金活動への参加や寄付といった地区財団目標を設定するのを支援する。
- ロータリー年度を通じ、地区財団目標に向けた進捗を随時確認する。
- 入会、寄付、奉仕の機会を通じて、学友にもロータリーに積極的に参加してもらう。
- ロータリーの学友ネットワークと協力し、学友会の創設と推進を援助する。

◆ロータリー公共イメージコーディネーター (Rotary Public Image Coordinators)

R I会長エレクトにより任命される41名のロータリー公共イメージコーディネーター(RPIC)は、ロータリアンや一般の人々が持つロータリーの人道的活動への認識を高めることで、ロータリーの公共イメージを向上させるために活動する。具体的には、クラブや地区がロータリーの成功談をメディア、政府関係者、市民リーダー、地域社会に紹介するにあたり、支援を提供する。RPICはまた、公共イメージ補助金の申請や、ロータリーを推進するためのクラブや地区によるソーシャルメディアの活用も支援する。

RPICの責務

RPICの責務は以下の通りである。

- ロータリーの公共イメージと認識の向上に努める。
- ロータリーの広報活動に関する情報をロータリアンに提供し、意欲を高める。
- ロータリー公共イメージ補助金の利用を推進する。
- ロータリーに対する認知度と公共イメージをロータリー内外で助長するというRI戦略計画を推進する。
- クラブレベルでのより充実した広報活動を奨励する。

◆恒久基金・大口寄付アドバイザー (Endowment・Major Gift Advisers)

地域コーディネーターに加え、ロータリー財団管理委員長エレクトは、財団管理委員会の寄付増進委員会ならびに寄付増進担当職員と相談の下、41名の恒久基金／大口寄付アドバイザーを任命する。アドバイザーは管理委員長に直接報告し、基金寄付を含むメジャードナー(大口寄付者)の特定、開拓、懇請を援助する。

恒久基金・大口寄付アドバイザーの責務

- 毎年、年次基金に自ら寄付をして模範を示す。また、各自の経済能力に応じて、財団への大口寄付または遺贈友の会の誓約を行い、模範を示す。
- 寄付増進担当職員、RRFC、地区リーダーと協力して、毎年、少なくとも15名の大口寄付見込者のそれぞれについて、個別の開拓・懇請プランを作成する。
- 毎年、25,000米ドル以上の寄付を中心に、少なくとも10口の大口寄付の開拓に自ら参加、あるいは積極的に関与する。
- ロータリー財団への大口寄付の機会、特に、恒久基金、ポリオプラス、ロータリー平和センター、重点分野への大口寄付の機会について、ロータリアン、学友、ロータリーの支援者に情報を提供する。
- ロータリーの恒久基金の重要性を地区に強調し、基金寄付や大口寄付の見込み者を特定、開拓するための体制を確立するにあたり、地区を援助する。

◆ポリオ撲滅ゾーンコーディネーター (End Polio Now Zone Coordinators)

地域コーディネーターに加え、ロータリー財団管理委員長エレクトは、41名のポリオ撲滅ゾーンコーディネーターを任命する。このコーディネーターは、直接ロータリー財団地域コーディネーターに報告し、地区やクラブレベルで、ポリオ撲滅への認識を高め、アドボカシー活動や募金活動を率先して実施する。

ポリオ撲滅ゾーンコーディネーターの責務

- ポリオプラス基金へ自ら寄付をすることで模範を示す。
- ポリオプラス・プログラム、世界ポリオ撲滅活動、戦略、現状、ニーズ(必要な資金など)について、常に最新情報を把握する。
- 要請に応じ、ロータリーの会合で、ポリオプラス・プログラムの目標についてプレゼンテーションを行う。
- 適切であれば、政府やその他の資金提供者に世界ポリオ撲滅活動の利点やニーズを伝えるための適切な戦略を立て、実行するために、ポリオプラス全国アドボカシー・アドバイザーや全国ポリオプラス委員会委員長と協力する。

2.9 ロータリー財団 (The Rotary Foundation)

国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名づけられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第4部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。

2.9.1 財団の使命 (The Mission of The Foundation)

RI理事会と管理委員会は、教育の推進、きれいな水の提供、平和の構築、母子の健康の支援、地元経済の支援、疾病の予防のための補助金を通じて、ロータリー財団の使命を果たすことに多大な力を注いでいる(ロータリー財団章典1.030.)。

2.9.2 管理委員会の任命と組織 (Appointment and Organization of Trustees)

管理委員は15名とし、就任の前年度に会長エレクトによって推薦され、RI理事会によって選出される。管理委員会は、管理委員が構成メンバーとなる各種委員会とそれぞれの任務を決定する(ロータリー財団細則6.1.)。管理委員会委員長が、すべての委員会および小委員会の委員と委員長を任命する(ロータリー財団章典2.030.2.)。これらの氏名は公式名簿に記載されている。

ロータリー財団の事務総長 (General Secretary of The Rotary Foundation)

RI事務総長がロータリー財団の事務総長となる。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、ロータリー財団の最高執行責任者となる。また、管理委員会の方針を実行し、財団の全般的運営と管理の責任を負う(ロータリー財団細則5.9.)。事務総長は、これらの財団の任務のいずれをも、適切な職員に委任できる。

2.9.3 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰

(Fiscal Matters, Foundation Support, and Donor Recognition)

財団資金の目的 (Purposes of Foundation Funds)

RIロータリー財団の1983年法人設立定款には、ロータリー財団の目的と収入と資産の用途に関する具体的情報が記載されている(本要覧の第4部を参照のこと)。RI細則は、RI理事会の承認を必要としないものも含めて、財団資産から支出する権限を管理委員会に与えている(RI細則22.050.)。

財団資金の管理 (Stewardship of Foundation Funds)

管理委員会は、世界中のロータリアンやほかの支援者から受け取った資金が、ロータリアンの懸命な努力と献身的な支援による自発的寄付であると認識している。これらの寄付者は、寄付金が寄付の趣旨に沿って効果的に使われるものと理解し、信頼し、ロータリー財団に寄付金を委ねたのである。従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団の補助金とプログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調している。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクトの実施に携わる地区、クラブ、ロータリアンの誠実さに頼っている。何か不当なことが耳に入れば、管理委員会は速やかに調査し、適切な処置を講じる。資金の適切な管理のため、地区は、ロータリーの補助金を受領する前に、参加資格認定の手続きを完了しなければならない。参加資格認定に関する詳細は、地区の覚書(MOU)およびクラブの覚書(MOU)を参照のこと。

税制上の優遇措置と寄付金 (Tax Advantages and Contributions)

国によっては、所得税申告を行う場合に、ロータリー財団または関連組織への寄付金が控除されている。あるいは、ほかの税制上の優遇措置を受けられる場合がある。クラブならびに各個人は、それぞれの国において財団への寄付金が税制上の優遇措置を受けられるかどうかを関係当局に確かめるべきである。米国では、ロータリー財団は、内国歳入法第501項(c)(3)の下に、非課税の人道的組織と認められてきた。さらに、米国の内国歳入局は、財団を「内国歳入法第509項(a)に定義されている民間財団には該当しない財団」として分類してきた。現在、アルゼンチン、韓国、オランダ、ニュージーランド、

ノルウェー、フィリピンにおける寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

協力財団 (Associate Foundations)

協力財団を通じてロータリアンが税制上の優遇措置を受けることのできる国々に、限定された数の協力財団が存在する。管理委員会は、協力財団が形成される前に満たさなければならない基準と指針を設定した。協力財団は、管理委員会の承認を受けなければならず、管理委員会に報告する義務がある。現在、協力財団が存在する国(オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、インド、日本、英国)における一部の寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

財団のための募金 (Raising Funds for the Foundation)

ガバナーは、RIの役員として、世界理解と平和を助長するという財団の目的に対する認識を高め、さらなる支援を得ることを目指して、地区内でロータリー財団を推進する直接の責任を有している。すべての寄付は、財団の寄付受諾に関する方針に準じて受諾が考慮される。この方針はRIのウェブサイト(www.rotary.org)に掲載されている。

シェアシステム (Share System)

財団プログラムに参加することは、財団の成功の重要な一翼を担うことである。管理委員会は、寄付の用途について地区に発言権を与え、地区が最大限プログラムに参加できるように、資金配分のためのシェアシステムを開発した。

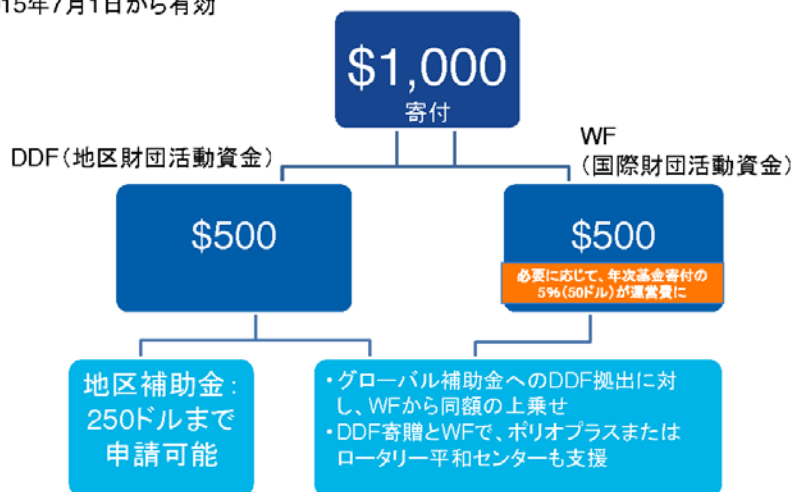
すべての地区の年次基金シェアへの寄付は、DDF(地区財団活動資金)とWF(国際財団活動資金)の二つの活動資金に分けられる。その配分は、DDFが50%、WFが45%である。ある年度に寄せられた寄付金は、その3年後に使用が可能になる。地区は、DDFを地区補助金、グローバル補助金、ロータリー平和センター、ポリオプラスへの寄贈に使用できる。WFは、地区が参加できる補助金やプログラムの資金として支給されます。残りの5%は、財団の運営費を賄うために使用される。(ロータリー財団章典22.)。(2014年10月ロータリー財団管理委員会 決定)

シェアシステムに関する詳細は、「地区ロータリー財団委員会要覧」(300)、「ロータリー財団参照ガイド」(219)、および「ロータリー財団章典」に記載されている。

- 地区財団活動資金(DDF: District Designated Fund) 地区が用途決定、管理する補助金
- 国際財団活動資金(WF: World Fund) ローター財団管理委員会が用途決定、管理する補助金

シェアシステム

2015年7月1日から有効



- この図には、恒久基金(シェア)の使用可能な収益から発生したDDFは含まれていません。
- 未使用のDDFは次年度に繰り越されます。
- 必要な場合のみ(十分な投資収益がない場合)、年次基金寄付の5%がWFから運営費に充てられます。

財団への寄付 (Contributions to the Foundation)

ロータリーは、ガバナーが、地区ロータリー財団委員会、地区研修・協議会、地区とクラブの財団セミナー、クラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリアンとクラブによるロータリー財団への年次寄付の重要性を強調するよう提案している。財団補助金の継続的な発展を支援するために、毎年、ロータリー

一財団の年次基金に寄付することがすべてのロータリアンに奨励されている。ロータリアンはまた、遺言や資産計画に、恒久基金への贈与の旨を記載することを考慮するよう奨励されている。

金額を問わず、次の三つの基金に寄付することができる。

- 1) **年次基金**は、財団の補助金と活動の主な資金源である。寄付金は、寄付の約3年後に使われる。
- 2) **恒久基金**は、その収益の使用可能な部分を財団の補助金と活動の支援に使うための基金である。恒久基金の目標は、最低限度の補助金活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。RIは、幾世紀にもわたる運動として、および国際奉仕の世界的リーダーとしてのロータリーへの献身を実証するものとして、特に恒久基金への支援を検討するようロータリアンに奨励している。
- 3) **ポリオプラス基金**は、ポリオプラス・プログラムと、ポリオを世界から撲滅するという目標の支援のために授与されるすべての補助金の資金源である。

個人寄付を認証する機会 (Individual Contribution Recognition Opportunities)

寄付者は、ロータリー財団の補助金とプログラムを支援するために財団に寄付を行う。財団への寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな種類の認証を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したロータリークラブの寄付に加えることができる。

認証の各種類に関する詳細は、「ロータリー財団参照ガイド」(219)を参照のこと。

寄付と認証 (Contribution and Recognition)

財団の使命とプログラムへの寄付に対しては、寄付者に分かりやすい形で、その寄付に感謝される。それが認証である。寄付者とすぐ分かるように着用できるピンなどを寄付者に贈られる。

寄付額は年々累計を算出する。

名称	説明
1 「財団の友」会員	年次基金へ毎年 100 ドル以上寄付する人のこと。
2 ポール・ハリス・フェロー (PHF)	ロータリー財団の年次基金、ポリオプラス基金、WF、財団補助金の提唱者側負担分として 1,000 ドル以上寄付した人。対象は個人だけ。
3 マルチプル・ポール・ハリス・フェロー	1,000 ドル以上寄付した人は、その後 1,000 ドル寄付するごとにマルチプル・ポール・ハリス・フェローになる。
4 ベネファクター	恒久基金に 1,000 ドル以上寄付したか、遺贈の受取人としてロータリー財団を指定したことを通知した人。
5 遺贈友の会会員	遺産計画を通じて 1 万ドル以上を寄付した人
6 メジャードナー	累積寄付の合計が 10,000 ドルに達した人 レベル1: 10,000～ 24,999 ドル レベル2: 25,000～ 49,999 ドル レベル3: 50,000～ 99,999 ドル レベル4: 100,000～249,999 ドル
7 アーチ・クランフ・ソサエティ	現金の寄付累計が 25 万ドルを超えますと、アーチ・クランフ・ソサエティのメンバーとなり、メンバーの写真(8 インチ×10 インチ) が世界本部内のアーチ・クランフ・ギャラリー(以前の栄誉の殿堂) に飾られる。
8 ポール・ハリス・ソサエティ	ロータリー財団に毎年 1,000 ドル以上寄付する人がポール・ハリス・ソサイエティの会員資格を有する。

ロータリーカード

2000年9月に国際ロータリーは、クレジットカード・プログラムを開始しました。世界全体で、2000年以來のロイヤリティーは総額約700万ドルに上り、うち200万ドルはポリオ撲滅のために使われている。

カードで買物をしますと、ポイントがつき、そのポイントを貯めて1,000ポイント[5,000円分] になりますと、そのポイントをロータリー財団に寄付できる。認証ポイントと違い、現金ですので、買物をした個人の年次寄付として実績に加算される。

日本のロータリー・クレジットカードで得たロイヤリティは2012年6月まで日本の東日本大震災の復興活動に使われることになっています(2011年9月管理委員会決定)。

皆さまがロータリーカードを使う度に、被災者に助力できることになる。

2.9.4 地区ロータリー財団委員会 (District Rotary Foundation Committee)

RI理事会と管理委員会は、各ガバナーが、就任に大きく先立って、地区ロータリー財団委員会の全委員を任命しなければならないことに同意した。地区ロータリー財団委員会は、1名の委員長と4名の小委員会委員長によって構成される。地区は、追加の小委員会を任命できる(追加の小委員会の中には、オンラインでロータリーに報告できるものもある)。地区は、その地区のロータリアンの関心と興味に合わせて委員会を構成すべきである。地区ロータリー財団委員会が効果的に機能するには、指導力に継続性を持たせる必要がある。従って、委員長は3年任期で任命され、理由があれば解任されるものとする。理由があつて解任となる場合には、管理委員会委員長の事前の承認を得なければならない。地区ロータリー財団委員長の任期3年間の各年度に就任する予定のガバナー(選出されている場合)が、地区ロータリー財団委員長の選出に参加する。必須要件ではないが、地区ロータリー財団委員長はパストガバナーが務めることが推奨されている。当該年度に、ガバナーによって選出された小委員会委員長は、自動的に地区ロータリー財団委員会のメンバーとなる。ガバナーは委員会の職権上の委員となる。ガバナーの直接の指導の下、委員長は委員会と協力して、すべての地区財団活動を計画、調整、評価する。

小委員会の委員は、可能な限り、それぞれの小委員会の担当分野において経験を有する者が務めるべきである。小委員会は、以下の項目の運営にあたるために任命されるものとする。

- 1) ポリオプラス
- 2) 補助金
- 3) 資金推進
- 4) 財団資金管理(ロータリー財団章典7.020.)

地区ロータリー財団委員長およびそれぞれの小委員会の任務は、「地区ロータリー財団委員会要覧」(300)および「ロータリー財団章典」に記載されている。

2.9.5 重点分野の基本方針 (Areas of Focus Policy Statement)

〈財団資料より2014年5月〉

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。



平和と紛争予防／紛争解決 (Peace and conflict prevention/resolution)

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー(リーダーとして囑望される若者を含む)の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨

学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ(政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど)を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング(暴力的グループ)反対運動や、人々間の大きな違い(民族的違いなど)を乗り越えるための活動(ただしこれらに限らない)など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)。
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。



疾病予防と治療 (Disease prevention and treatment)

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プロ

グラムの推進。

3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理。
 - a. 検査(カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う)。
 - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資。
 - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供。
 - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器(適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること)。
 - e. 予防プログラムの提供(予防接種、男性包皮切除、ウイルス接触前の予防など)。
 - f. 診断・治療のトラッキング(追跡)とモニタリングの技術的基盤の提供および研修。
 - g. 伝染病の治療(予防を含む)、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供。
2. 蚊やほかの媒介生物(病原体を媒介する生物)を通じて感染する疾病。
 - a. 蚊帳と予防薬の提供。
 - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供。
 - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築。
 - d. 蚊以外の媒介生物の除去。
3. 非伝染病の予防と管理。
 - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供。
 - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム。
 - c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供。
 - d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供(適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む)。
 - e. 救命手術および先天性疾患の手術(ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの)。
 - f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供。
4. その他の活動
 - a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。
 - b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム(VTT)。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト(適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの)。
2. 教育的な支援プログラムまたはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。

2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病予防と治療に関連する履修課程(例:公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など)。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。



水と衛生 (Water and sanitation)

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用(例:水の供給および水質の改善)。
2. 衛生設備の改善。
3. 衛生環境・衛生習慣の改善。
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理。
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン。
6. 生産用の水(例:作物、家畜など)。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)。
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。

2. 水と衛生に関連する履修課程(例: 水科学/水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など)。
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画。



母子の健康 (Maternal and child health)

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療/保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修。
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア(健康管理や検診)。
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス。
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供(ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと)。
4. 母子の健康の専門家やリーダー(例: 医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など)への研修または(および)「研修者を養成するための研修」。
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または(および)「研修者を養成するための研修」。
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動。
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動。
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および(または)疾病予防・減少への取り組み(エイズとHPVウイルスを含む)。
9. 性の健康に関する教育と研修(特に思春期の少女)。
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム(VTT)。教育の対象は、現地の人々一般、保健/保健関係のリーダー、医療従事者など。
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種。
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種。
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入。
15. 性行為で感染する病気(例: HIV/エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など)が女性に及ぼす影響を和らげるための介入。
16. HIVの母子感染の予防。
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入。
18. 瘻孔(ろうこう)外科的修復。
19. 口蓋裂の矯正手術/手当。
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術(現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合)。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団/手術チームの派遣。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 母子の健康に関連する履修課程(例:疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など)。
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画。



基本的教育と識字率向上 (Basic education and literacy)

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 質の高い基本的な初等・中等教育の機会の提供。
2. 成人の識字教育。
3. 読み書きの教授、カリキュラム開発、学校経営に関する研修の提供。
4. 資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 地域社会による教育システムの管理。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)。
7. 学校用機の購入(ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること)。
8. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程(例:教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など)。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。



経済と地域社会の発展 (Economic and community development)

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス(マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない)。
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修(起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない)。
3. 貧しい人々のための小事業/協同組合/社会事業の開発および収入をもたらす活動(雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない)。
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発(市場参入の促進など、ただしこれに限らない)。
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village(村全体の自立支援)、もしくは総合的な村開発活動。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)。
7. 草の根の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト(収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合を除く)。

2. 地域社会の美化プロジェクト。
3. コミュニティーセンターの建設や修復。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧しい人々や十分な支援を受けていない人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネスやマイクロクレジット(小口融資)を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 草の根の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの(例:経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど)。
 - iv. コース名に「地域社会の開発(community development)」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけの経済学またはマクロ的な経済学。
 - ii. 通常の経営学修士課程(MBA)など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
 - iii. 地域社会の開発と一般的な形で結びつけただけで、履修コースの名称に「地域社会の開発(community development)」という言葉が入っていないか、地域社会の開発に特化したコースではないもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動に焦点を当てたもの。

2.9.6 ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金

(Terms and Conditions for Rotary Foundation District Grants and Global Grants) 2015年1月版
ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja/grants)に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラント(2014年11月以降廃止)の授与と受諾の条件は

ウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金(DG:District Grants)とグローバル補助金(GG:Global Grants)を授与する。地区補助金は、財団の使命(ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること)と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム(VTT)、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第10.030節に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第4.090項に基づき、「ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示に関する方針」を順守すること。

地区補助金 (DG:District Grants)

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。
3. 補助金の20%までを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

グローバル補助金(GG:Global Grants)

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金:モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる

費用の上限は、プロジェクト予算の10%とする。

4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。
5. プロジェクト予算の10%までを、プロジェクト管理費(協力団体において、そのプロジェクトのマネージャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む)に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための留学用奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区(実施国側代表提唱者)と、実施国や実施地域以外のロータリークラブまたは地区(援助国側代表提唱者)により提唱される。ただし、RI理事会が積極的に拡大に取り組んでいる(現在ロータリークラブがない)国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
12. プロジェクト予算の10%までを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。

(注)その他、制約事項、申請方法、旅行方針、補助金の資金源、協力団体、支払方法、報告書等については、[ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件および「地区を成功に導くリーダーシップ:ロータリー財団委員会編\(要覧\)」](#)を参照ください。

2.9.7 ロータリー財団100周年



1917年、アーチ C. クランフ RI会長が「世界でよいことをするために」基金の設置を提案

し、この基金が1928年に「ロータリー財団」と名づけられて国際ロータリー内の新しい組織となり、現在のロータリー財団にいたっています。1929年、財団は初の補助金500ドルを国際障害児協会へ贈りました。この協会は、ロータリアンだったエドガー F. “ダディー” アレンが創設したもので、後に「イースター・シールズ」(米国の慈善団体)となりました。

1947年、ロータリー創設者のポール・ハリスが亡くなると、多くの人びとから国際ロータリーに寄付が寄せられました。この寄付は「ポール・ハリス記念基金」となって、その後のロータリー財団の発展のために役立てられました。

2016-17年度は財団創設100年となり、ソウル国際大会を皮切りに、2017年のアトランタ国際大会(6月10～14日)で祝賀がピークを迎えます。100周年に向けて活動・イベントを計画し祝賀ムードを高めましょう。

- ロータリーと財団に対する認識と理解を深めるために、地元地域でイベントを実施する。
- クラブや地区が実施している財団補助金プロジェクトについて地元の人びとに紹介する。
- 100歳の節目を迎えた財団へのプレゼントとして特別寄付をし、もっと多くの「よいこと」を支援する。
- プロジェクトを実施するために財団の補助金を申請する。
- 2016年5月28日～6月1日にソウルで開かれるロータリー国際大会に出席する(ソウル大会への登録はこちら)。
- ガバナーエレクトは、1月に開かれる国際協議会で財団100周年に関する情報を入手する。

2.10 米山記念奨学会

具体的活動内容

◎米山奨学生の推薦

◎米山奨学生の受け入れ。世話クラブおよびカウンセラー

＊奨学金の支給

＊例会招待。月一回例会に招待し、その他の親睦会等へも招待する。

＊卓話や特別月間行事を通じて国際理解を図る。

＊カウンセリング

◎寄付の推進

これらの意義ある活動は、すべてロータリアンによる寄付で賄われ、地区で採用される奨学生の数は、地区内の寄付額によって決定することを理解して、普通寄付の増額、特別寄付の推奨、米山ボックスの設置、米山のためのミリオンダラー・ミールなどを活用し、募金に協力する。

◎米山月間行事（10月）を主催する。



シンボルマーク

資料「ロータリー米山記念奨学事業 豆辞典」より

(公益財団法人ロータリー米山記念奨学会より毎年度発行されている「豆辞典」を参照)

1 ロータリー米山記念奨学事業とは

ロータリー米山記念奨学事業とは、全国のロータリアンからの寄付金を財源として、日本で学ぶ外国人留学生に奨学金を支給し、支援する国際奨学事業である。

事業の使命

将来、日本と世界とを結ぶ「懸け橋」となって国際社会で活躍し、ロータリー運動の良き理解者となる人材を育成することです。これは、ロータリーの目指す「平和と国際理解の推進」そのものです。

60年にわたって受け継がれている事業

日本のロータリーの創始者、故・米山梅吉翁の偉業を記念し、後世に残るような有益な事業を立ち上げたい。

1952年、東京ロータリークラブが発表したのは、海外から優秀な学生を日本に招き、勉学を支援する奨学事業「米山基金」の構想であった。そこには、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、国際親善と世界平和に寄与したい…という、当時のロータリアンたちの強い願いがあったのである。

「将来の日本の生きる道は平和しかない。その平和日本を世界に理解させるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を日本に迎え入れて、平和日本を肌で感じてもらうしかない。それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか」
(「ロータリー米山記念奨学会史」より)

日本のロータリーによる多地区合同活動

クラブ単独事業として始まったこの事業は、わずか5年で日本全国の共同事業へと発展。1967年には文部省（当時）を主務官庁とする（財）ロータリー米山記念奨学会が設立されました。歴史的にも世界に類を見ない日本のロータリー独自の多地区合同活動となっています。

特長その1 世話クラブ・カウンセラー制度

奨学生一人ひとりに対して、地域のロータリークラブから「世話クラブ」が選ばれ、ロータリ

一との交流の起点となります。さらに、世話クラブ会員の中から「カウンセラー」が選ばれて日常の相談役となり、奨学生が安心して留学生活を送れるよう配慮しています。米山奨学生は例会や地域の奉仕活動、日本の実業人・専門職業人であるロータリアンとの交流を通じて、より深く日本を知り、ロータリーが求める平和の心を学んでいます。ロータリアンにとっても、奨学事業の意義を実感し、視野を広める機会となっています。

特長その2 日本最大の民間奨学事業

年間の奨学生採用数はおよそ730人、事業費は12.3億円（2014年度決算）と、国内では民間最大の国際奨学事業です。これまでに支援した奨学生数は、累計で18,648人（2015年4月現在）。その出身国は、世界123の国と地域に及びます。

2 ロータリー米山記念奨学会のあゆみ

1946年	米山梅吉氏逝去
1952年	東京RCが奨学事業の構想を立案
1953年	「米山基金」の募金開始
1954年	奨学生第1号のソムチャード氏がタイより来日
1957年	全国組織とすべく、財団法人化を前提とした「ロータリー米山奨学委員会」を結成
1958年	新組織初の奨学生8人を採用
1959年	世話クラブ制度設置
1960年	「ロータリー米山記念奨学会」と改称
1967年	文部省から財団法人の許可を得て「財団法人ロータリー米山記念奨学会」設立
1971年	カウンセラー制度設置
1972年	米山功労者制度の設定
1978年	特別寄付金への免税措置の認可を得る
1981年	CY奨学金（現：クラブ支援奨学金）制度開始
1983年	台湾米山学友会（扶輪米山会）正式発足
1985年	国内初の米山学友会（関東）が誕生
1989年	韓国米山学友会正式発足
1989年4月	採用から元ロータリー所在国へ門戸を開く
1999年4月	採用から全ての国・地域が対象となる
2001年	日本政府から留学生交流功労団体として表彰される
2002年4月	採用から指定校・大学推薦制度を全国で施行
2004年	大阪国際大会に初ブース出展
1989年	RI理事会で米山記念奨学事業が賞賛を受ける
2005年4月	採用から採用数・奨学金額を縮減
2006年	制度改編・新制度発足「現地採用奨学金」、「地区奨励奨学金」
2007年	日本全地区によるロータリーの多地区合同奉仕活動としての手続が完了
2008年	ホームカミング制度がスタート
2009年	中国米山学友会正式発足
2010年	第2750地区に東京米山友愛RC創立
2012年	「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」となる
	タイ米山学友会設立
	タイ・バンコク国際大会にブース出展
2013年	ロータリー世界平和フォーラム広島にブース出展
	ネパール米山学友会設立
2014年	モンゴル米山学友会設立

3. 寄付について

クラブから定期的にお金を送金いただく「普通寄付金」と、個人・法人・クラブから任意でいただく

「特別寄付金」があります。米山奨学事業は皆さまのご寄付だけで成り立っています。継続的なご支援をお願いします。

普通寄付金：

日本の全ロータリアンからの定期寄付で、各クラブで決定した金額×会員数分を半期に一度ご送金いただいています。 2014年度平均：4,747 円

特別寄付金：

個人・法人・クラブからの、普通寄付金以外の任意寄付。金額に決まりはなく、ロータリアン以外の方からもお受けします。 2014年度平均：11,249 円

税制上の優遇措置について

米山記念奨学会への寄付金には税制上の優遇措置が受けられます。ロータリー米山記念奨学会は内閣府より「公益財団法人」の認定を受けているため、当への寄付金には、①所得税（個人）、②法人税（法人）の税制優遇が受けられます。また、③相続税も非課税となります。

寄付金の「税額控除」適用法人です。

2012年1月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。

普通寄付金分も申請用領収書発行できます。

クラブ事務局から会員氏名等のデータ提供が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

4. データでみる米山学友

出身国・地域別学友割合
(当初～2015 学年度累計)

出身国・地域	%
中国	33.0
韓国	22.9
台湾	18.3
マレーシア	4.8
ベトナム	4.0
インドネシア	2.0
バングラデシュ	1.7
タイ	1.6
スリランカ	1.3
その他	10.4

博士号取得学友数：3,506 人

順位	出身国	人数
1	韓国	1,292 人
2	中国	1,245 人
3	台湾	616 人

(18,648人:2015年7月現在の学友数)

ロータリアンになった学友：179 人

順位	出身国	人数
1	台湾	75
2	中国	39
3	韓国	32

(事務局把握分)

5. 学友を中心に発足したクラブ

- *台北東海RC(第3480地区)加盟承認:1995年1月31日 例会:木曜 ※例会は日本語
- *台中文心RC(第3460地区)加盟承認:2007年3月16日 例会:水曜夜間 ※例会は中国語
- *東京米山友愛RC(第2750地区)加盟承認:2010年3月16日 例会:水曜19:30(第1・3・5) 土曜10:30(第2・4)
- *東京米山ロータリーE クラブ2750(第2750地区)加盟承認:2012年6月21日(例会はウェブサイト上で実施)
- *さいたま大空RC(第2770地区)加盟承認:2013年11月25日 例会:土曜(第1・3・4 は18:00、第2 は9:00)
※米山学友とR 財団学友により設立。

6. ホームカミング制度で学友を招待しよう！

ホームカミング制度は、元米山奨学生(学友)の里帰り制度です。活躍する学友を地区で毎年2人まで招待できます。地区大会などで現在の活躍を披露していただくことで、「寄付の成果が実感できる」と大変好評です。海外・国内在住いずれも対象で、他地区出身の学友でもOK！費用は米山記念奨学会から補助されます(上限あり)。

詳細は米山記念奨学会HPをご覧ください。<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>

7. 財団法人 米山梅吉記念館

米山梅吉記念館は米山記念奨学会とは別法人で、独自の理事会により運営されています。米山梅吉氏の遺徳を偲び、その偉業を顕彰することを目的として、昭和44年、静岡県駿東郡長泉町に開館された。館内は梅吉氏の生涯と日本のロータリーの歩みが展示されているほか、ロータリーの文献資料を備えている。

2.11 地区 (The District)

地区とは、管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な地域内にあるロータリークラブのグループである。ロータリー地区の活動ならびにその組織は、ロータリークラブを支援し、その取り組みをさらに高めることを唯一の目的とする(ロータリー章典17.010.1.)。

2.11.1 地区の編成 (Districting)

地区内のクラブとロータリアンの数 (Number of Clubs and Rotarians in a District)

大きな会員基盤を持つ地区が、少数のクラブや少人数のロータリアンを有する地区に比べて有利であることは明白であると同時に、小規模地区はRIの管理運営と財務に不利な影響を与える。このため理事会は、現存するすべての地区が、少なくとも75クラブ、2,700名のロータリアンを有するのが望ましいとしている(ロータリー章典17.010.2.)。

地区編成の変更 (Changing Districting)

RI理事会は、新しい地区の編成、複数の地区の合併、現存地区の境界の変更を行う権限を有する。理事会は、33以上のクラブと1,100名以上のロータリアンを有するいかなる地区の境界変更も、それによって影響を受ける地区内のクラブの過半数の反対を押し切って、行ってはならないものとする。RI理事会は、クラブ数が33未満あるいはロータリアンが1,100名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更できる(RI細則15.010.)。

RI地区編成委員会は、追加地区の設立、地区内クラブの再編成、現存地区の合併にあたって援助を行う。要件や手続きの説明が記載された地区編成提案書式は、日本事務局のクラブ・地区支援室職員(www.rotary.org/myrotary/ja/contact/rebs)から入手できる。編成案を提出する地区は以下に留意すべきである。

- 1) 地区編成委員会は、年度中に随時、提案書の審査を行う。RI理事会の特定の会合で編成案を審議してもらいたいと提案者が望む場合、会合の少なくとも90日前までに提案書を提出すべきである。
- 2) 委員会は、少なくとも60以上のクラブ、または2,100名以上のロータリアンを有し、10年以内に少なくとも75以上のクラブおよびロータリアン数2,700名以上に成長する可能性を示している地区の創設案を好ましいものとみなす(ロータリー章典17.010.4.)。

1. ガバナー (Governor)

ガバナーはRI理事会の一般的な監督の下に職務を行う、その地区におけるRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えること、また、地区内の継続性を確保することにより、地区内のクラブを指導し、支援する(RI細則15.090.)。

ガバナー候補者 (Candidates for Governor)

可能な限り最適の候補者を確保するために、ガバナーは、地区内のクラブからガバナーにふさわしい候補者を推薦するよう要請するものとする。ガバナー候補推薦の参考となるよう、ガバナーの身分、資格、任務に関する情報が全クラブに提供される。

身分 (Status)

ガバナーは地区のクラブによって指名され、RI国際大会によって選挙されるRI役員である。7月1日に就任し、1年間、または後任者が選挙され資格が確定するまで任務を継続する(RI細則6.060.1.)。

資格 (Qualifications)

ガバナー・ミニの資格に加え、ガバナーは、就任の時点で、一つまたは複数のクラブで通算7年以上会員であり、ガバナーエレクト研修セミナーおよび国際協議会に出席していなければならない(RI細則15.080.)。

任務 (Duties)

地区ガバナーの任務は「地区を成功に導くリーダーシップ:ガバナー編-ガバナー要覧」(233)に掲載されている。この要覧は毎年改訂される。地区ガバナーは、ガバナーとしての任務の遂行に加え、ロータリーの倫理規範を順守するよう期待されている。

2. ガバナーエレクト (Governor-Elect)

ガバナーエレクト研修セミナー (GETS) への出席 (Attendance at Governors-elect Training Seminar)

ガバナーエレクトはガバナーエレクト研修セミナー (GETS) に出席することが義務付けられている (ロータリー章典19.050.4.)。RI理事会は、ゾーンレベルで、ロータリー研究会に併せて2日間のガバナーエレクト研修セミナーを開催することを採択した。この研修のプログラムには、RI理事会と管理委員会で承認された主題が組み入れられている (ロータリー章典19.050.3.)。この研修に関する詳細は、本章の「会合」を参照のこと。

国際協議会への出席 (Attendance at International Assembly)

ガバナーエレクトは国際協議会に出席することが義務付けられている。各ガバナーが、地区におけるRIの役員として効果的に行動し、クラブへの指導、指揮、助言を行うためには、この研修が不可欠である。

ガバナー就任に必要な準備としてガバナーエレクトがガバナーエレクト研修セミナーと国際協議会に出席しなければならないことを、各ガバナーは、ガバナー候補者全員および地区内の全クラブに対して強調するものとする。ガバナー候補者が両会合に全期間出席でき、かつ実際に出席するのでなければ、指名は認められない。RI会長エレクトは、理事会に代わり、やむを得ない事情を考慮した上で出席を免除できる。ただし、この場合、ガバナーエレクトは事務総長が提供する代替研修に出席することが条件とされる (ロータリー章典19.050.1.)。

その他の準備 (Other Preparation)

ガバナーエレクトには、就任の前年度に、ガバナーから以下が与えられるべきである。

- 1) 地区の各種委員会または地区組織に関連した特定の任務
- 2) ガバナーエレクトを参加者として指定していないすべての地区会合にオブザーバーとして出席するための招請
- 3) 地区大会プログラムに参加するための何らかの任務 (ロータリー章典19.050.10.)

ガバナーは、地区の会合やコミュニケーションにガバナーエレクトを含めるべきである。また、指導の継続性を図るため、ガバナーエレクトがガバナー就任年度の準備をするにあたって、地区の元リーダーに紹介すべきである。

その他の責務 (Other Responsibilities)

ガバナーエレクトの責務は、「地区を成功に導くリーダーシップ:ガバナー編-ガバナー要覧」(233)に掲載されている。ガバナーエレクトはまた、以下の会合の責任者となる。

- 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- 地区研修・協議会
- 地区チーム研修セミナー
- 地区会員増強セミナー

これらの会合に関する詳細は、後述されている。

3. ガバナーノミネー (Governor-Nominee)

選出 (Selection)

地区内のクラブによるガバナーノミネーの選出は、ロータリーの原則に矛盾しない品位ある信頼できる方法で行われなければならない (ロータリー章典19.030.1.)。地区は、ノミネーを、ガバナーとして就任する日の直前36カ月前から24カ月前までの間に選出しなければならない (RI細則13.010.)。

選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動もしくは投票依頼を行ったロータリアンは、RI理事会の定める一定期間、当該役職および将来のRI役職の被選資格を失う可能性がある (第3章を参照のこと) (RI細則10.060.、10.070.)。

地区は、ガバナーとしての資格条件を最もよく備えている人物を探して指名するよう要請されている。

理事会による指名の拒否 (Rejection of Nomination by Board)

ガバナーのノミネーが所定の資格条件に欠ける場合、理事会はその指名を拒否し、事務総長はこれを選挙のために国際大会に提出しないものとする (RI細則13.060.1.)。

選出方法 (Method of Selection)

RIBI内を除き、地区は、指名委員会の手続き、郵便投票、あるいは地区大会での投票のいずれかの方法によって、ガバナーノミニーを選出しなければならない(RI細則13.020.1.)。指名委員会の手続を用いる地区では、各クラブが対抗候補者を一名のみ推薦できる。各クラブは対抗候補者を一名のみ支持できる(RI細則13.020.9.)。

投票手続 (Ballot Procedure)

一つのクラブ(会員数に基づき、2票以上の投票権を有する場合)による、ガバナー選出のためのすべての票は、同じ候補者に投じられなければならない。同じ候補者に投じられなかった場合、そのクラブの票は無効とみなされる(RI細則13.020.13.および13.040.1.)。

対抗候補者がいる場合、郵便投票用紙に添付される略歴に記載できるのは、次の項目だけである。

- 1) 候補者の氏名、クラブの名称と所在地、ロータリー在籍年数、職業分類、現在または前の会社の名称、現在または前の会社における役職、最近5年間に出席した会合、ロータリーにおいて選挙または任命されている現役職と任務、ロータリーにおいて選挙または任命されたことのある元役職と任務
- 2) 候補者が従事してきた特別のロータリー奉仕または特定のロータリー活動(例えば、候補者がロータリーを推進するために何をしてきたか)
- 3) 事業や専門職の活動において受けた(または達成した)最も重要な褒賞または業績
- 4) 公共奉仕活動において受けた(または達成した)最も重要な褒賞または業績(ロータリー章典19.030.2.)

新地区における選出 (Selection in New Districts)

既存地区のクラブが新地区に再編される場合、新地区のクラブは、可能であれば、新地区の実効日に先立ち、再編以前にこれらのクラブが使っていたのと同じ手続でガバナーノミニーを選出するものとする。このような手続が事実上不可能な場合、RI理事会は郵便投票の実施を承認し、1名のガバナーを指定してその任に当たらせるものとする(ロータリー章典19.030.3.)。

資格 (Qualifications)

ガバナーノミニーは、選出の時点で「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書きを担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書を担う。ガバナーノミニーは、次の条件を備えていなければならない。

- 1) 地区内のクラブの正会員である(RI細則15.070.1.)。
- 2) クラブ会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有している。そして、その職業分類の正当性が疑問の余地のないものである(RI細則15.070.2.)。
- 3) クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者である。ただし、この期間は最低6カ月間とする(RI細則15.070.3.)。
- 4) RI細則第15.090.節に規定されるガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもそのほかの意味においてもこれを果たすことができる者である(RI細則15.070.4.)。
- 5) RI細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、これらを明確に理解している旨の署名入りの声明書を提出している。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあるということを明記するものとする(RI細則15.070.5.)。

ガバナーノミニーの責務および任務に関する詳細は、[ラーニングセンター](http://learn.rotary.org) (learn.rotary.org)を参照のこと。

4. 副ガバナー (Vice Governor)

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである(RI細則6.120.1.)。地区が通常のガバナー選挙のプロセスを用いて副ガバナー

を選出するのが最も奨励されている方法である。

5. パストガバナー (Past Governors)

各地区は、地区内のロータリークラブの会員であるパストガバナー全員によって構成されるパストガバナー諮問委員会を設置する。ガバナーは、ガバナーエレクトが、国際協議会で討議され、発表された事項を、協議会后1カ月以内にガバナーとパストガバナーに報告する上で助力する。

パストガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない(ロータリー章典19.090.2.)。

ガバナーは、拡大活動、次期ガバナーの指導、国際大会の推進、ロータリー情報の提供、援助を必要とするクラブへの直接的な支援(クラブ会長とガバナーの招請によりクラブ理事会の特別メンバーとして)において、パストガバナー諮問委員会の援助を仰ぐよう強く奨励されている(ロータリー章典19.090.1.)。

2.11.2 コミュニケーション (Communication)

1. ガバナー月信 (Governor's Monthly Communication)

ガバナーは、地区内の各クラブ会長およびクラブ幹事と、少なくとも月に1度、連絡を取る義務がある。ガバナーによるこの月信は、クラブのリーダーに地区やRIに関するニュースやお知らせを伝える主な手段となるため、重要なものである。月信は、電子ニュースレター、ビデオメッセージ、地区ウェブサイトのリンクをEメールで送るなど、さまざまな形で発信できる。また、この月信は、ガバナー補佐、パストガバナー、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、クラブ・地区支援室職員も閲覧できるようにすべきである。月信で、以下のことを行うべきである。

- ロータリー戦略計画など、ロータリーに関する重要な情報をロータリーリーダーに伝える
- 地区目標を掲載する
- 地区行事に関連した各期日を掲載する
- RI、ロータリー財団、地区プログラムに関する情報を含める
- 具体的なクラブの活動(新クラブの加盟、新会員の入会など)を紹介する
- 「元気なクラブづくりのために:クラブリーダーシップ・プラン」(245)に掲載されたベストプラクティスを奨励する
- www.rotary.orgの最新のニュースを読むよう、クラブリーダーに勧める
- クラブ目標に向けた活動、今後の行事や特別月間・週間の計画、RIと地区の取り組みの推進、他クラブとの協力を行うよう、クラブのリーダーの意欲を喚起する
- 奉仕や寄付増進に貢献した委員会、会員、クラブ、地区のプログラムを紹介する

2. 公式訪問(The Official Visit)

ガバナー公式訪問は、ガバナー自身が地区内の各ロータリークラブを、個々のクラブまたは複数クラブ合同で、以下の目的をもって訪問するものである。

- ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる
- 弱体クラブ、あるいは問題を抱えたクラブに特別な関心を払う
- 奉仕活動参加へのロータリアンの意欲をかきたてる
- クラブの定款と細則が、ロータリーの組織規定を順守していることを確認する
- 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する(RI細則15.090.)

ガバナーあるいはガバナー補佐は、公式訪問の際にクラブ目標への進展状況を確認すべきである。訪問は、ガバナー出席の効果が最も高まるよう、加盟認証状伝達式、入会式、新会員オリエンテーション・プログラム、表彰式、特別プログラム、ロータリー財団行事、都市連合会などの行事とあわせて行うべきである。多クラブ合同、あるいは都市連合会においては、ホストクラブに限らず、全参加クラブを挙げての出席を強調すべきである(ロータリー章典17.030.4.)。

ガバナーはまた、地区がクラブをより効果的に支援する方法について、クラブから意見を求めるべきである。

3. 地区リーダーシップ・プラン(District Leadership Plan)

地区リーダーシップ・プランとは、地区の運営上の組織構成です。

各地区のプランには、クラブと地区の両方に通じるガバナー補佐、標準的な地区委員会構成、指導者の継続性を保障する体制などが含まれています。また、このプランには元地区ガバナーの役割、3年以上に亘って実施されるプロジェクトや活動の調整対策、クラブの指導者育成のための援助体制など、地区特有の内容も含まれます。

すべての地区は、理事会がまとめた地区リーダーシップ・プランの構成に準拠したリーダーシップ・プランを確立することが義務づけられている。

DLPの一般的特徴

- ガバナー補佐の任命
- 標準的地区委員会構成
- クラブリーダーシップの支援
- 指導者の継続性を保障する体制

地区リーダーシップ・プランには次の必須の構成要素がある。

- 1) 「ガバナー補佐」、「地区研修リーダー」、「地区委員会」といった共通の用語
- 2) ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員の明確な責務
- 3) 地区内の指導の継続を図るための地区委員会
- 4) ガバナーが委任することのできない任務や責務に関する明確な記述
- 5) これに対応するクラブリーダーシップ・プランをクラブが施行する際の助けとなる明確な計画(ロータリー章典17.030.)

このプランは、クラブへの支援をより迅速かつ適切にし、十分に研修を受けた地区リーダーの候補者をより多く育成し、財団や地区活動への参加を促し、革新的なリーダーとしてのガバナーの役割を可能とすることによって、地区レベルとクラブレベルでロータリーの活性化を図ることを目的としている(ロータリー章典17.030.1.)。

DLPの目的

1. クラブへの支援をより迅速、より綿密にする。
→コミュニケーションが円滑となり、各クラブに対する迅速、十分な支援体制がとれます。
 2. より多くの地区指導者を練達に導く。
→十分な研修を受けた地区指導者の増大をはかります。
 3. 地区指導者の裾野を広げる。(より幅広く、充実した分野で活動できる指導者)
→地区内の人材発掘と将来のリーダーの養成ができます。(ガバナー補佐の中から、将来のガバナー候補者を養成できます)
 4. 財団や地区活動への参加を活性化。
 5. 100以上のクラブを効果的に運営する。
 6. ガバナーと地区指導者チームによるクラブ運営支援に役立つ。
 7. 地区を全体としてより効果的に機能させる。
 8. ガバナーの負担が軽減され、ガバナーが革新的な指導者として更なる挑戦的な役割を果たす。
- DLPの採用によって、地区とクラブの管理が可能となり、結果的にガバナーや地区数の抑制による財政的效果につながります。
- 地区運営の合理化と地区活動の活性化が図れます。多言語、多国家で地区が構成されている場合、言語別、国家別にガバナー補佐を置くことによって、円滑な地区管理ができます。

ガバナーが雑務から解放されて本来の地区管理に専念でき、地理的に広範な地区である場合、遠隔地のクラブ管理や公式訪問が効率化されます。

2.11.3 地区の目標と指導・クラブ目標の設定と評価

地区目標

1. 戦略計画の立案

ガバナーとしての年度を乗り切りたいものにするため、地区目標(ビジョン)を立て、その達成に向けた**戦略計画**をたてます。その際、現ガバナー、直前ガバナー、ガバナーノミニエ(選出されている場合)、地区のほかのリーダーにも協力してもらい、単年度を超えた長期的な視点から地区の取り組みと発展を支えるには、地区の戦略計画に沿って活動することが大切です。もし、地区に戦略計画がない場合、複数年度にまたがる戦略計画を立てる必要があります。

- ロータリーの使命遂行を支える**ロータリーの戦略計画**に沿って、クラブと地区の計画を立てるよう奨励されています。
- 「**地区活動計画の指標**」(地区を成功に導くリーダーシップ「委員会編」内の補遺資料を参照)は、地区の長所、短所、機会、リスクを評価・分析し、次年度の目標を定める際に役立ちます。この資料の記入に必要な情報は、現ガバナー、地区委員長、ガバナー補佐、RIクラブ・地区支援室職員にも尋ねてください。また、RIのウェブサイトのMy ROTARYから各種統計レポートはダウンロードができます。

(注意事項)

- 1) 長所を伸ばすような目標を立てましょう。
- 2) 目標は、「全員で決定したものである」「測定可能である」「達成可能である」「取り組みがある」「達成の期日が定められている」ことが大切です。
- 3) ガバナーエレクト年度の開始後、早めに「地区活動計画の指標」の記入作業を始めましょう。また、GETSの前に「地区活動計画の指標」に目を通しておき、地区の長所、短所、目標についてほかのガバナーエレクトと話し合う準備をしておくことをお勧めします。国際協議会と地区チーム研修セミナーでも、引き続き目標設定に取り組みます。ガバナー補佐と地区委員長からの支援を得ることで、地区目標に向けた活動が積極的に行われるでしょう。
- 4) ガバナーが独自の地区テーマを決めることは極力避け、RI会長が決めた年度テーマを強調することを心がけましょう。

2. 行動計画の立案

ガバナーは、地区目標に向けた責務をガバナー補佐と委員会委員長に委任します。ガバナーの役割は、すべての目標に対して行動計画が定められ、その目標に向けて進展しているかどうかを随時確認することです。以下を参考に、行動計画を立ててください。

- 1) 目標達成に役立つリソースや方法にはどのようなものがあるかを考える。
- 2) 目標達成に必要な具体的な行動手順を考える。
- 3) 各段階の期日と実施責任者を決める。
- 4) 目標に向けた進捗を確認できるよう、進捗を測る基準を事前に定めておく。
- 5) 達成状況を確認し、必要に応じて目標を修正する。

目標が達成された時点で、実際に実施にかかわった人々とともに、用いた方策のうち、うまくいったものとそうでないものとを判断します。評価から学んだ点は、今後の目標に生かすとともに、ガバナーエレクトとガバナーノミニエが計画を立てる際の参考としてください。

3. クラブの目標

クラブが効果的な目標を立てるには、これまでの活動状況、会員の関心や興味、目標達成に必要なリソース(人材や資金など)を検討する必要があります。ロータリークラブ・セントラルでは、クラブが過去の目標や活動状況を見ることができます。ロータリークラブ・セントラルからクラブの年度目標を入力するよう、会長エレクトに奨励してください。目標は、年度の途中で必要に応じて修正できます。

現在は、ロータリークラブ・セントラルから入力できるものは、大きく分けると①クラブ情報(会員情報・会員増強と維持・クラブのコミュニケーション:広報)、②奉仕活動と③財団への寄付である。目標と実績

状況がMy Rotaryへのアカウント登録者は閲覧できる。登録会員は地区についても同様閲覧でき、情報の共有化が可能となっている。

年度目標は、クラブの長期計画に沿ったものとするのが重要です。クラブが長期計画を定めていない場合には、「[戦略計画立案ガイド](#)」を使って長期計画を定めるよう奨励してください。ガバナー補佐と共に各クラブの目標と活動状況を随時確認しましょう。

ガバナーは、ロータリークラブ・セントラルから地区全体の記録と地区内各クラブの記録を見ることができます。クラブが目標を入力できない場合、地区リーダーが代わりに情報を入力することもできます。ロータリークラブ・セントラルからクラブの情報に変更が加えられると、そのクラブの会長に自動的にEメール通知が送られます(クラブリーダーの現在のEメールアドレスがRIに報告されていることをご確認ください)。ウェブサイトの「[ラーニングセンター](#)」から、[ロータリークラブ・セントラル](#)の活用方法に関するコースをご利用いただけます。

ロータリークラブ・セントラル(Rotary Club Central)とは

ロータリークラブ・セントラルは、クラブが年度の活動計画を立て、目標に向けた進捗を記録するための、オンラインの目標設定ツールである。クラブ会長エレクトは、クラブに関する情報が常に最新のものとなるよう情報を更新し、必要に応じてガバナー補佐と協力すべきである。ガバナー補佐とガバナーは、年度中、ロータリークラブ・セントラルを用いて、クラブ目標に向けた進展状況を確認できる。

4. ロータリークラブ・セントラルのメリット

1) 多くのデータを一つの場所に

以前は別々に報告していたさまざまな情報を一カ所で管理できます。

2) 地球に優しい方法

これまでの報告書のように紙を使うことなく、地球に優しい方法でクラブ活動計画を立てることができます。

3) リーダーシップの継続性

前年度のクラブ目標や達成状況を確認することができるので、クラブリーダーが毎年交代しても、一貫したクラブの取り組みが可能になります。

4) クラブの進捗を確認

目標に向けた進捗をいつでも確認でき、データをもとに現実的な目標を立て、活動の軌道修正をすることができます。

5) 透明性を保つ

ロータリアンは誰でも、クラブの目標を確認することができます。

6) 世界全体のロータリー活動の影響を把握

以前は、世界各地のクラブ奉仕プロジェクトについて情報を提供するシステムがありませんでしたが、ロータリークラブ・セントラルで、ボランティアの数と時間、現物寄贈のくわしい情報を入力できるようになりました。

5. ロータリークラブ・セントラルを使ったクラブ評価

ロータリークラブ・セントラルから入力できる「[クラブの評価](#)」は、従来の「クラブ訪問報告書式」に代わるものです。ガバナーとガバナー補佐は、クラブ訪問後に「クラブの評価」のタブから評価(5段階評価)をつけ、各クラブの活動状況、成果、課題などについてのコメントを入力します。ガバナー補佐は、自分が担当するクラブについてのみ、情報を見たり、評価とコメントを入力できます。

ガバナーエレクト年度には地区内全クラブの評価とコメントを見ることができ、ガバナー年度には評価を入力できるようになります。この評価とコメントは、ガバナー、ガバナー補佐、後任ガバナーにとって参考となる情報です。全クラブの評価は6月1日までに完了してください。この際、コメントと評価はすべてのクラブ訪問に基づいて、クラブの状況を反映したものとしてください。クラブは、この評価やコメントを

閲覧することはできません。

最低基準

クラブ訪問の前に、ロータリークラブ・セントラルで前年度の情報を確認し、そのクラブが特別な支援を必要としているかどうかを確認しておくといでしょう。「機能しているクラブ」とみなされるのは、以下の最低基準を満たしているクラブです。

- 1) 定期的に会合を開く
- 2) 地元や他国の地域社会のニーズに取り組む奉仕プロジェクトを実施する
- 3) ガバナー、ガバナー補佐、またはRI役員の訪問を受け入れる
- 4) RIに人頭分担金を納入し、半期報告書を提出する
- 5) ロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌（「ザ・ロータリアン」誌、またはロータリー地域雑誌）を購読する
- 6) 適切な賠償責任保険に加入する（米国のクラブのみ）
- 7) RI定款、RI細則、ロータリー章典に相反しないやり方で行動する
- 8) 他からの援助なしにRI会費と地区賦課金を支払う*
- 9) 期日通りにRIに正確な会員リストを提供する
- 10) クラブ内部の論争を友好的な方法で解決する
- 11) 地区との協力的な関係を維持する
- 12) 国際ロータリー、ロータリー財団、協力財団、ロータリー国際事務局を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりしないことで、RIに協力する
- 13) RI細則に明記されている、選挙審査手続きに従い、完了させる（ロータリー章典2.010.1）

「機能していないクラブ」という評価が付いているクラブには、ガバナー補佐を通じて特に支援を提供する必要があります。ガバナー補佐は定期的にこれらのクラブを指導し、その状況をガバナーに報告します。ガバナー補佐の役割については、「地区を成功に導くリーダーシップ：ガバナー補佐編」(244)をご参照ください。

2.11.4 ガバナー補佐 (Assistant Governor)

ガバナー補佐の役割 (Role of the Assistant Governor)

全ガバナーは、ガバナー補佐を任命しなければならない。ガバナー補佐は、地区レベルでの任務を遂行し、指定されたクラブの管理運営に関してガバナーを補佐する。ガバナー補佐の役割と責務に関する情報は、「地区を成功に導くリーダーシップ：ガバナー補佐編」(244)を参照のこと。

ガバナー補佐の選出基準 (Criteria for Selecting Assistant Governors)

ガバナー補佐の選出における最低基準には、以下のようなものがある。

- 少なくとも3年間、地区内クラブに正会員として所属し(名誉会員は除く)、会員としての義務を果たしていること
- クラブ会長を全期、務めたことがあること。または、クラブの創立会長を、クラブの創立時から6月30日までの間、務めたことがあること。ただし、後者の場合、その期間が少なくとも6カ月以上でなければならない
- ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること
- 地区レベルで卓越した業績を上げていること
- 将来の地区リーダーとして有望であること(ロータリー章典17.030.2.)

重要な関係

クラブと最も頻繁に連絡を取る地区リーダーであるガバナー補佐は、クラブ、地区、国際ロータリーの情報伝達の要となります。クラブや地区のリーダーと協力するにはコミュニケーションを欠かすことができず、特に次期リーダーとの連絡が重要となります。

地域のリーダー	地区のリーダー	クラブのリーダー
<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリーコーディネーター (RC) ・ロータリー公共イメージ・コーディネーター (RPIC) ・ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC) 	<ul style="list-style-type: none"> パストガバナー ガバナー ガバナーエレクト ガバナーノミニー 委員会委員長 ほかのガバナー補佐 地区常任事務職員 (該当する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 会長 幹事 クラブ常任事務職員 会計 委員会委員長 研修リーダー

情報が地区リーダーに行き渡るよう、ガバナー補佐と地区リーダーシップチームは、地区のコミュニケーション計画を立てる必要があります。コミュニケーション計画には、クラブやガバナー、ほかのガバナー補佐、地区委員会委員と、いつ、どのように連絡を取るかを盛り込みます。コミュニケーション計画があれば、効果的に地区を運営し、クラブに一貫した支援を提供することができます。

ガバナー補佐の研修と目標

研修

ガバナー補佐は、補佐の役割について学ぶ地区チーム研修セミナーのほか、PETS、地区研修・協議会、地区指導者育成セミナー、地区会員増強セミナー、地区ロータリー財団セミナーなどへの出席が求められます。PETSでは、ガバナーエレクトを補佐し、担当クラブの会長エレクトがチームづくりを行うのを支援します。その他の会合では、招集者と地区研修委員会がガバナー補佐の役割を決定します。

これらの研修は、効果的なクラブをつくり、ロータリーについて理解を深めることを目的としています。「地区の研修会合」には、各研修の目的と対象者に関する説明が記載されています。担当クラブには、地区会合への出席と参加を促してください。

ガバナー補佐はまた、地区委員会と協力して担当クラブの研修を調整します。例えば、クラブがロータリー財団について学ぶことを希望している場合は、地区ロータリー財団委員会と連絡を取り、クラブと協力して研修を計画してもらったり、例会で財団について話をしてもらったりすることができます。

クラブごとにクラブ研修リーダーを任命するよう担当クラブに奨励してください。クラブ研修リーダーがいれば、会員候補者、新会員、既存会員のための研修が行いやすくなります。

目標

地区目標を設定するために、ガバナーエレクトおよび地区リーダーシップチーム(ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナー補佐、各地区委員長)のメンバーと協力し、クラブ目標を設定するために、クラブのリーダーシップチームと協力してください。クラブと協力する際は、さらに高いレベルの奉仕を行ってクラブを活発にするようリーダーを励まし、地区の目標に合わせた有意義な目標を立てるよう支援します。地区とクラブの目標はまったく同じではないかもしれませんが、互いにより影響を与えられえるような関係が大切です。

目標を立てる際は、次の点が重要となります。

- クラブ会員、または地区リーダー全員が目標を理解する
- 測定可能な目標を立てる
- 取り組みがいのある目標を立てる
- 達成可能な目標を立てる
- 目標達成の期日を決める
- 目標を立てた後に、行動計画を立てる

責務

ガバナー補佐は、ガバナーとクラブに対する責務を担っており、地区レベルでは、次のような責務が含まれます。

- 地区目標の設定を援助する
- ガバナーのクラブ公式訪問のスケジュールを調整する
- クラブの強みや弱み、目標に向けた進捗をガバナーに伝える

- 地区会合に出席する
- ロータリー財団の活動や募金活動を含む、地区行事や活動に参加する
- 地区チーム研修セミナーに参加する
- 会長エレクト研修セミナー(PETS)と地区研修・協議会に出席する
- 将来の地区リーダーを探し、その育成を援助する
- クラブの状況について次期ガバナー補佐に情報を提供するクラブに対する責務には以下が含まれます。
 - 定期的にクラブと連絡をとる(少なくとも四半期に一度)
 - 効果的なクラブ目標の設定とロータリークラブ・セントラル(以下を参照)への目標入力においてクラブ会長エレクトを支援する
 - ロータリークラブ・セントラルで目標に向けた各クラブの進捗を確認する
 - ガバナー訪問のスケジュールと計画においてクラブを援助する
 - 招待された場合は、クラブ例会、クラブ協議会、その他の行事に出席する
 - ガバナーからの要請を実行するようクラブに呼びかける
 - 地区リーダーシップチームがクラブをどのように支援できるかを、クラブに伝える
 - 将来の地区リーダーを探し、育成する
 - 地区大会やその他の地区会合への出席を呼びかける
 - 該当する地区委員会と協力して、クラブレベルの研修を調整する

2.11.5 地区委員会 (District Committees)

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが正式に設定した地区目標の実行を担当する。委員会は以下のような現行の管理運営機能を受け持つために任命されるものとする。

- 会員勧誘・加入促進(Membership Attraction and Engagement)
- 新クラブ結成推進(New Club Development)
- 地区財務(District Finance)
- 地区プログラム(District Programs)、以下が含まれる
 - インターアクト(Interact)、ローターアクト(Rotaract)、ロータリー地域社会共同隊(Rotary Community Corps)、ロータリー友情交換(Rotary Friendship Exchange)、ロータリー親睦活動(Rotary Fellowships)、ロータリー青少年指導者養成セミナープログラム(RYLA: Rotary Youth Leadership Awards)、青少年交換(Youth Exchange)
- 公共イメージ(Public Image)
- 地区大会(District Conference)
- ロータリー財団(The Rotary Foundation)／米山記念奨学会
- 国際大会推進(Convention Promotion)
- 地区研修(District Training)
- 奉仕(Service)として以下が含まれる
 - クラブ奉仕(Club Service)、社会奉仕(Community Service)、国際奉仕(International Service)、新世代(青少年)奉仕(New Generations (Youth) Service)、職業奉仕(Vocational Service)、地区学友(District Alumni)、会員特典(Member Benefit)

(2015年1月理事会会合 決定118号および2015年7月理事会会合 決定21号)

これらの委員会の個別の目的、責務、補足的資格条件、研修要件などは、ロータリー章典第17.030.3項と第21条、または「地区を成功に導くリーダーシップ:委員会編」(249)に記載されている。

地区委員会が追加して任命されるのは、ガバナーと地区指導者チームが特定した特別の任務を遂行する場合のみである(ロータリー章典17.030.3.)。

ガバナーエレクト、ガバナー、直前ガバナーが協力し、一貫した指導と後継者育成を確実に行うべきである。ガバナーエレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画会議を開く責務がある(ロータリー章典17.030.3.)。

RI、ロータリー財団、会長による被任命者との関係

地区委員会は、関連のあるロータリーの委員会および地域コーディネーター、ならびにRI会長または管理委員会委員長によって任命されたロータリアンと協力し、地区レベルとクラブレベルにおいて、特定のロータリーのプログラムまたは活動が円滑に行われるよう計らうべきである(ロータリー章典17.030.3.)。

報告要件

地区委員会は、その活動状況を定期的にガバナーに報告しなければならない。委員会はまた、RIのウェブサイト(www.rotary.org)を含むRIの出版物に(可能な場合に)掲載できるよう、成功した活動をRIに報告しなければならない(ロータリー章典17.030.3.)。

地区委員会の役割と責務に関する詳細は、「地区を成功に導くリーダーシップ:委員会編」(249)および委員会の担当分野に関連するそのほかの出版物を参照のこと。地区リーダーシップ・プランに関する詳細は、ロータリー章典17.030.1.項を参照のこと。

重要な関係

豊かな知識と経験、そして熱意をもつロータリアンによって構成される地区委員会は、地区とクラブに発展と活気をもたらす上で重要な役割を担います。地区のほかのリーダーと協力することによって、この役割をさらに効果的に果たすことができるでしょう。

地区リーダーシップチーム

地区委員会は地区リーダーシップチーム(ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナー補佐、各地区委員会)の重要な一員です。地区リーダーシップチームは、まず地区目標を立てた上で、この目標に沿ってクラブがそれぞれの目標を立てられるよう、クラブを支援します。

さらにチームは、地区のコミュニケーション計画を作成します。この計画には、地区やゾーンのリーダー(下表参照)およびクラブと、いつ、どのように連絡を取り合うかを盛り込みましょう。

ゾーンのリーダー	地区のリーダー	クラブのリーダー
ロータリーコーディネーター(RC)	パストガバナー・ガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニ	会長・幹事・会計
ロータリー公共イメージ・コーディネーター(RPIC)	・各地区委員長・ガバナー補佐・地区常任事務職員(該当する場合)	各クラブ委員長
ロータリー財団地域コーディネーター(RRFC)		研修リーダー クラブ事務局常任職員

情報が地区リーダーに行き渡るよう、ガバナー補佐と地区リーダーシップチームは、地区のコミュニケーション計画を立てる必要があります。コミュニケーション計画には、クラブやガバナー、ほかのガバナー補佐、地区委員会委員と、いつ、どのように連絡を取るかを盛り込みます。コミュニケーション計画があれば、効果的に地区を運営し、クラブに一貫した支援を提供することができます。

責務

地区委員会には、以下が求められています。

- ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナー補佐と協力して、地区目標の達成に向けた戦略を立てる。
- 地区の各種研修セミナーと地区大会について周知を図り、自らも出席する。
- 国際ロータリー、地区、クラブ会員の間の情報の橋渡し役となる。
- クラブのリーダーに支援と指針を提供し、密に協力する。
- 事務局、RI委員会、地域コーディネーターから受け取った資料や情報を、地区やクラブに渡す。
- Rotary.org (ロータリーのウェブサイト) :ロータリーは、2013-14年度に新しいウェブサイトを立ち上げます。新しいウェブサイトでは、同じ関心を持つロータリアン同士のつながりを築くためのプラットフォームを提供し、奉仕プロジェクトに関するアイデアの交換や協力が可能となります。また、地元や海外の行事や活動に関するニュースやお知らせのほか、地区運営のための情報も掲載されます。会員専用の保護されたページからは、同じ役職のほかのロータリアンとの連絡も可能になります。

- **ロータリークラブ・セントラル**:クラブが目標を設定し、目標達成に向けた進捗を確認できるオンラインのツールです。地区リーダーは、地区用ページを閲覧でき、地区内クラブの目標設定を援助したり、これらの目標や達成状況についてほかの地区リーダーとコミュニケーションを取ることができます。
- **クラブ・地区支援担当職員**:RI日本事務局のクラブ・地区支援室の職員が、地区の運営に関する質問にお答えします。
- **Official Directory(公式名簿)(007)**:RIと財団の役員、委員会、支援グループ、事務局職員の連絡先のほか、全世界の地区とガバナーおよびクラブの連絡先(アルファベット順および地区別)に掲載されています。毎年発行。ロータリーのウェブサイトからご利用いただけます(会員専用)。
- **手続要覧(035)**:規定審議会で決定されたRIとクラブの定款細則、およびRI理事会とロータリー財団管理委員会が定めた国際ロータリーとロータリー財団の方針と手続きが掲載されています。3年に1度、規定審議会後に発行。
- **地域コーディネーター**:RI会長により任命されるロータリーコーディネーター(RC)、ロータリー財団地域コーディネーター(RRFC)、ロータリー公共イメージ・コーディネーター(RPIC)は、それぞれの担当分野についてアドバイスを提供します。

地区委員会の研修と責務

研修

地区委員会の役割について学ぶ「地区チーム研修セミナー」に加え、適切であれば、PETS、地区協議会、地区指導者育成セミナー、地区会員増強セミナー、地区ロータリー財団セミナーなど、地区で行われるほかの研修にも出席しましょう。これらの研修は、クラブのリーダーと会って直接話をしたり、質問に答えたりできる最適な機会です。「地区の研修会合」には、各セミナーの目的と参加者の一覧が掲載されています。

また、各クラブのニーズに応じて、個別に研修を行うこともできます。例えば、ロータリー財団補助金の参加資格認定について学びたいクラブがあれば、地区ロータリー財団委員会が独自の研修を提供したり、例会で説明することもできます。研修を必要とするクラブがあるかどうか、ガバナー補佐に尋ねてみましょう。

責務

全地区委員会には、以下が求められています。

- ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナー補佐と協力して、地区目標の達成に向けた戦略を立てる。
- 地区の各種研修セミナーと地区大会について周知を図り、自らも出席する。
- 国際ロータリー、地区、クラブ会員の間の情報の橋渡し役となる。
- クラブのリーダーに支援と指針を提供し、密に協力する。
- 事務局、RI委員会、地域コーディネーターから受け取った資料や情報を、地区やクラブに渡す。

全委員会のためのリソース

- **Rotary.org(ロータリーのウェブサイト)**:ロータリーは、2013-14年度に新しいウェブサイトを立ち上げられ、新しいウェブサイトでは、同じ関心を持つロータリアン同士のつながりを築くためのプラットフォームを提供し、奉仕プロジェクトに関するアイデアの交換や協力が可能となります。また、地元や海外の行事や活動に関するニュースやお知らせのほか、地区運営のための情報も掲載されます。会員専用の保護されたページからは、同じ役職のほかのロータリアンとの連絡も可能になります。
- **ロータリークラブ・セントラル**:クラブが目標を設定し、目標達成に向けた進捗を確認できるオンラインのツールです。地区リーダーは、地区用ページを閲覧でき、地区内クラブの目標設定を援助したり、これらの目標や達成状況についてほかの地区リーダーとコミュニケーションを取ることができます。
- **クラブ・地区支援担当職員**:RI日本事務局のクラブ・地区支援室の職員が、地区の運営に関する質問にお答えします。

- Official Directory(公式名簿)(007):RIと財団の役員、委員会、支援グループ、事務局職員の連絡先のほか、全世界の地区とガバナーおよびクラブの連絡先(アルファベット順および地区別)に掲載されています。毎年発行。ロータリーのウェブサイトからご利用いただけます(会員専用)。
- 手続要覧(035):規定審議会で決定されたRIとクラブの定款細則、およびRI理事会とロータリー財団管理委員会が定めた国際ロータリーとロータリー財団の方針と手続きが掲載されています。3年に1度、規定審議会後に発行。
- 地域コーディネーター:RI会長により任命されるロータリーコーディネーター(RC)、ロータリー財団地域コーディネーター(RRFC)、ロータリー公共イメージ・コーディネーター(RPIC)は、それぞれの担当分野についてアドバイスを提供します。
- Shop.rotary.org(オンラインショップ):ロータリーの出版物や資料のオンラインショップです。

2.11.6 地区レベルの諸会合 (Meetings)

RI理事会は、次期リーダーの研修会を、次の順で行うことを承認した。

- ガバナーエレクト研修セミナー(GETS) ● 国際協議会
- 地区チーム研修セミナー(ガバナー補佐の研修を含む)
- 会長エレクト研修セミナー(PETS) ● 地区研修・協議会
- 地区会員増強セミナー

RI理事会はまた、継続教育を奨励しており、地区レベルで行われる次の研修会を承認した。

- 地区指導者育成セミナー ● 地区ロータリー財団セミナー
- 指導力育成プログラム(クラブあるいは地区の活動として行うことができる)

各研修会に関する基本的な情報は、以下の表に記載されている。RIが推奨する研修会についての詳細は、「地区を成功に導くリーダーシップ:研修編」(246)を参照のこと。

- その他
都市連合会(Intercity Meeting:IM)

◆地区チーム研修セミナー (District Team Training Seminar)

目的

2月に行われるこの1日研修会合の目的は以下の通りです。

- 1) 次期ガバナー補佐および次期地区委員と委員長が就任に備える。
- 2) 地区ガバナーエレクトに、地区指導者チームを築き、クラブを支援するようチームの意欲を高める機会を提供する。(ロータリー章典23.050.1.)
- 3) 前述のプログラムの目的を達成するために次のような構成要素が含まれる。
RIテーマ、地区の管理運営、役割と責務、クラブリーダーシップ・プラン(CLP)のもとでクラブと協力する、リソース、年次計画と長期計画、コミュニケーション(ロータリー章典23.050.3.)。

参加者

地区チーム研修セミナーの参加者には、次ロータリー年度にガバナー補佐、地区委員会委員長および委員としてガバナーエレクトにより任命されたロータリアンが含まれるものとする(ロータリー章典23.050.3.)。

指導者

ガバナーエレクトが地区チーム研修セミナーのプログラム全般の責任者となる。地区研修リーダーがセミナーの計画と実施の責任者となる。セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーを含むものとする(ロータリー章典23.050.5.)。

◆会長エレクト研修セミナー (President-Elect Training Seminar:PETS)

目的

3月に行われるこの1日半のセミナーの目的は、

- 1) 次期クラブ会長がその任務に備えて準備することである。
- 2) 地区ガバナーエレクトおよび次期ガバナー補佐は、次期クラブ会長の意欲を高め、協力関係を築く機会を提供する。

3) 前述のプログラムの目的を達成するために次のような構成要素が含まれる。

RIテーマ、クラブ会長の役割と責務、目標設定、クラブ指導者の選任と責務、クラブ管理運営、会員増強、奉仕プロジェクト、ロータリー財団、広報、リソース、年次計画と長期計画(RI細則15.030.)、(ロータリー章典23.030.、23.030.2)。

参加者

地区内全クラブの会長エレクトは、標準ロータリークラブ定款第10条第5節で義務づけられている通り、PETSへ出席するものとする。他の出席者には、ガバナーエレクト、ガバナー補佐、地区研修リーダーなどが含まれる。

- ガバナー補佐は、自分が担当するクラブの会長エレクト、ガバナーエレクト、ならびに自分たちの間にチームとしての関係を築くにあたってガバナーエレクトを援助するものとする。
- 地区研修リーダーは、ガバナーエレクトと協力して、PETS セミナーの指導者チームのために研修資料を作成し、研修セッションを実施するものとする(ロータリー章典23.030.4.)。

指導者

- ガバナーエレクトはPETSの責任者である。地区研修リーダーは、ガバナーエレクトの指導と監督の下、セミナーを計画し、実施する責任を担う。セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーと地区委員会委員長からなる。
- ガバナーエレクトは、適切なセッションにおいて財団に関する議題を準備し、発表するために、地区ロータリー財団委員会委員を起用するよう奨励されている(ロータリー章典23.030.5.)。

◆地区研修・協議会 (District Training Assembly)

目的

4月もしくは5月に開催されるこの丸1日のセミナーの目的は、

- 1) ロータリークラブの次期指導者が任務に備えて準備するためのものです。
- 2) 地区ガバナーエレクト、次期ガバナー補佐、地区委員会に、クラブ指導者チームの意欲を喚起し、協力関係を築く機会を提供する(ロータリー章典23.020.1.)。
- 3) 地区研修・協議会においては、研修に参加する各職務別グループのために次のような構成要素が盛り込まれているものとする。

RIテーマ、役割と責務、方針と手続、チームの選任と研修、年次計画と長期計画の策定、リソース、事例研究の演習、チーム作り演習、クラブ目標の最終決定、問題解決の演習(RI細則15.020.)、(ロータリー章典23.020.3.)。

研修に参加する機能別グループには以下のものが含まれる。

- クラブの管理運営
- クラブ広報
- 会員増強
- 奉仕プロジェクト
- ロータリー財団/米山記念奨学会
- 幹事
- 会計
- 会長エレクト

(注:会長エレクトは、PETSでの研修と重複しないよう、人前での話し方とロータリアンの意欲喚起に焦点を当てる)

指導者

ガバナーエレクトは、地区研修・協議会のプログラム全般の責任者である。地区研修リーダーは、協議会の計画と実施の責任者である。職務別分野に関連する地区委員長は、それぞれの関連分科会を指導する責任がある。会長エレクトのためのセッションは、適切であれば、元ガバナーおよびガバナー補佐が起用されるべきである(ロータリー章典23.020.5.)。

地区研修・協議会への出席

次ロータリー年度に重要な指導的役割を務めるべくクラブ会長エレクトから任命されたロータリークラブ会員は、任命を受諾する前に、地区研修・協議会への出席を約束するよう所属クラブによって義務づけられるべきである(ロータリー章典23.020.6.)。

◆地区大会 (District Conference)

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、ロータリー研究会、地区・研修協議会、国際協議会、またはRI国際大会の日程と重なってはならない(RI細則15.040.1.)およびロータリー章典22.010.0)。

RI理事会は、地区大会を年度の前半に開催するよう奨励している。地区大会の目的は、親睦、感銘深い講演と、地区内クラブやRI全般に関する問題の討議によって、ロータリーの目的を推進することである。地区大会は、RI理事会から提出された特別な問題あるいは地区内で生じた問題について検討する。地区大会は、ロータリーのプログラムや地区およびクラブの成功した活動を発表する場となり、またクラブ同士が交流し、対話することを奨励すべきである。地区大会が地区内の会員基盤を維持し、増大させる機会となることを認識した上で、意気を高揚させるような形で、かつ親睦の雰囲気の中に情報を提示すべきです(ロータリー章典22.010.2.)。

地区大会は、規定審議会に提出される立法案を承認または提案することができ、規定審議会に送る代表議員を選出することもできる。

地区大会の計画に関する指針

地区大会委員会は以下を提供するものとする。

- a)メンバーのニーズ評価調査や前回大会の評価などを用いて、ロータリアンおよびクラブに妥当な大会内容を提供する。
- b) 魅力的かつ簡便な会場。
- c) 登録や宿泊、その他大会にかかわる行事の費用を抑えること(ロータリー章典22.010.2)。

地区大会の有効性についての評価指標

地区ガバナーおよび大会委員会は、以下に関する統計を作成し、事務総長に、担当地区の大会の有効性の評価を提供するものとする。

- a)すべての大会行事のロータリアンの出席率。
- b)親睦会、ネットワーク、対話への参加者の関与の度合い、大会に提供された職員のサポート。
- c)親睦会、ネットワーク、対話、ネットワーク、プログラムの質、インスピレーション、ディスカッション、参加の機会、大会における経験全般に対する参加者の満足度。

さらに、プログラムの質と参加者の関与についての会長代理の評価が、RI 会長に提出される(ロータリー章典22.010.3)。

地区大会の開催地

地区は、できるだけ多くの参加者が出席でき、不必要な財政的負担を最小限に抑えられる場所で地区大会を開催するよう、奨励されている。できる限り最大限の出席者数と幅広い出席者を確保することを考慮しながら、開催地を選択すべきである(ロータリー章典22.010.4.)。

地区大会の開催期間

- a)地区大会の開催期間は少なくとも 2 日間以上、最高 3 日間が推奨されている。ガバナーは、ロータリーに関連した主題を主な内容として地区大会のプログラムを作成するよう求められている。プログラムにロータリアンではない講演者を招く場合、その講演内容はロータリーの綱領に直接関連しているべきである。
- b)ガバナーは、地区大会のプログラムを計画するにあたって、本会議とグループ討論でロータリーに関する内容に合計 9 時間費やすことが求められている(昼食会、晚餐会、次期会長および幹事の会合はこれに含まれない)
- c)会長エレクトは、国際協議会において、地区大会に関する RI の方針を全面的に順守していない地区大会を開催した地区の全ガバナーエレクトと会合を持つことを考慮するものとする(ロータリー章典22.010.5.)。

参加者

地区大会は、地区の全ロータリアンの関心に訴えるよう計画されるべきである。特に新しいロータリークラブ会員の出席が奨励されている。配偶者、家族、ローターアクター、インターアクター、青少年交換学生、ロータリー財団学友、その他ロータリープログラムの ボランティアに地区大会活動への参加を呼びかけるよう、理事会がガバナーに奨励している(ロータリー章典22.010.6.)。

開催時期

理事会は、地区にとって最も都合の良い時期に地区大会を開催するよう奨励している。ただし、当該地区に属するゾーンのロータリー研究会と同時に開催しないものとする、またはロータリー国際大会と同時に開催しないものとする(ロータリー章典22.010.7.)。

地区大会プログラム

地区大会プログラムの計画および立案はガバナーの責務であり、ガバナー自らが、地区大会の主宰も含め、プログラムの一切の管理権を握るべきである。会長代理から地区へのメッセージは最も重要である。従って、このメッセージはプログラムの最も重要な部分に組み込まれるべきである(ロータリー章典22.020.)。

地区大会の要件

地区大会では次のことが行わなければならない(ロータリー章典22.020.1.)。

- a) RI会長代理に、少なくとも2回は大会で講演する機会を用意する。そのうち1回は、配偶者を含む最多数の出席者がいる大会セッションで 20～25 分間主要な講演をするためのものとし、またこの主要な2回の講演の他に、会長代理には大会の終わりにホスト地区に感謝の意を表する挨拶を述べる機会が与えられるべきである。
- b) RI細則 15.060.4.項に規定されている通り地区の会合で既に採択されていない場合は、前ロータリー年度の年次地区財務表および財務報告書について討議し、採択する。
- c) 地区・研修協議会あるいは地区が開催する会長エレクト研修セミナーで既に人頭賦課金が承認されていない場合は、地区大会でこれを承認する。
- d) 適切であれば、RI 理事の指名委員会委員を選任する。
- e) 地区が指名委員会の手続きを行わないと選択した場合、規定審議会の2年前のロータリー年度の地区大会で、地区の規定審議会代表議員を選出する。

地区大会のための推奨事項

地区大会は以下の通りとすべきである。

- a) 会期は 2 日以上、最高 3 日までとする。
- b) 会員の参加を増やすため、討論グループを盛り込む。
- c) 大半をロータリーおよびロータリー財団に関する主題に焦点を当て、均衡のとれたプログラムを盛り込む。
- d) 地区の決議事項を審議する。
- e) 適切であれば、新しいロータリアン、地区大会に初めて出席したロータリアン、クラブ会長、他の人々に特別に歓迎の意を表す。
- f) ロータリーおよびロータリー財団の活動に参加したことのある人々を、プログラムの中でボランティアとして最大活用する。
- g) 次回の地区大会を推進し、事前登録を呼びかける。
- h) できるだけ多くの出席を奨励するために、手頃な費用に維持する。
- i) 地区大会と祝祭日やその他の行事が重なるのを避ける。
- j) 配偶者の行事やその他の行事が重ならないよう日程を調整し、登録者全員が本会 議に出席するよう奨励する。
- k) 「友愛の広場」などでクラブや地区のプロジェクト展示を行うよう推進する。
- l) RI会長代理の経験を認め、適宜、討論やその他のセッションに参加してもらう。
- m) 新しいロータリアンのために特別オリエンテーションを提供する。
- n) クラブ会長、あるいはクラブで指導的な役割を3年以上務めた関心のあるロータリアンのために、地区大会の直前または直後に丸1 日の地区指導者育成セミナーを組み入れる(ロータリー章典22.020.2.)。

最低基準の順守

理事は毎年、該当するゾーン内の地区の地区大会報告書、および3年連続して「国際ロータリーの会長宛会長代理報告書」に「可」あるいは「不可」という評価を受けた全地区が示されているゾーンの概要報告書を受け取るべきである。理事は、事務総長と協議の上、2年間にわたり指定地区の次期ガバナーに適切な指導を提供するための方策を講じる。理事はこれらの地区のガバナーエレクトに、適宜、連絡を取るべきである(ロータリー章典22.020.4.)。

地区大会の展示

ガバナーは、地区大会会場での展示を手配し、スペースが許す限り、クラブプロジェクトの展示を出

すよう地区内全クラブに呼びかけ、その中から卓越した展示を行った一つのクラブプロジェクトを特別に表彰すべきである。これらの展示には、地区規模のプロジェクトも含むものとする(ロータリー章典22.020.6)。

◆会長代理の資格と選出

会長代理はRI 会長代理として啓発し意欲を喚起する講演を行う。会長代理選出の際、会長は演説力、社交力、言語力、ロータリーに関する精通度などを考慮する事を要求される。また同時に個人の過去の実績も評価すべきである。便宜性を考慮した上、出来るだけ最近の元ガバナーを指名する事が望まれる。代理指名は早急に行ない、講演前に時間の余裕を持って会長代理に参考資料を提供するものとする(ロータリー章典22.030.)。

◆地区指導者育成セミナー (District Leadership Seminar)

地区指導者育成セミナーの目的は、クラブレベルを超えてロータリーで奉仕するよう地区内のロータリアンの意欲を高めることである(ロータリー章典23.040.1.)。

参加者

クラブ会長、もしくはクラブで3年以上にわたり指導的役割を果たしてきたロータリアンで関心のある者は、地区指導者育成セミナーに参加することができる。(ロータリー章典23.040.2.)

構成

プログラムの前述の目的を達成するために、地区指導者育成セミナーには次のような構成要素が含まれる(ロータリー章典23.040.3.)。

- 指導力と意欲を起こさせる技能
- 国際奉仕プロジェクト
- 地区会合
- 選択プログラム
- 指導力を発揮する機会

実施時間

丸一日を充てた地区指導者育成セミナーを、地区大会の直前または直後に開催すべきである(ロータリー章典23.040.4.)。

指導者

地区指導者育成セミナーのプログラム全般の責任はガバナーが負う。地区研修リーダーがセミナーの計画と実施の責任者となる。セミナーの指導者チームは、資格の備わった元ガバナーで構成される(ロータリー章典23.040.5.)。

◆地区ロータリー財団セミナー (District Rotary Foundation Seminar)

このセミナーの目的は、ロータリアンが財団プログラムについて学び、財団に積極的に参加し、財団を擁護する意欲を掻き立てるためである。このセミナーは、クラブレベルでのロータリー財団に対する認識を深めるための主な手段である。地区ロータリー財団委員会がセミナーを主催し、ロータリー財団地域コーディネーターが支援する。

◆都市連合会 (Intercity Meeting:IM)

以前は都市連合会フォーラム (Intercity and Club General Form ICGF)、後に (Intercity General Forum : IGF) と呼ばれていた地区行事であったが、1969年のRI理事会決議でRIの正式行事から除外され、それ以後、実施するか否かはガバナーの裁量に委ねられることになった。その後IM (Intercity Meeting) と呼称変更され、日本では、ガバナーが分区代理(ガバナー補佐)に依頼する形などでIMを続行されています。近隣クラブが共通のテーマで語り合い、知己の輪を広げる意義は大きく、ほとんどのIMはフォーラムと懇親会がセットとなっている形式がとられている。1988年手続き要覧では、標準クラブ定款の出席規定を除き、IMに関する記載が抹消されてしまったが、IMを開催するか否か、だれが主催するかについては、従来通り、すべてガバナーの自由裁量権の下にあると解釈すべきである。

2.11.7 会合一覧表 (Table of Meeting)

各研修会に関する基本的な情報は、以下の表に記載されている。RIが推奨する研修会についての詳細は、「地区を成功に導くリーダーシップ:研修編」(246)を参照のこと。

No	研修会／開催時期	目的	招集者／企画者	資料
1	地域セミナー 適切であれば、GETS およびロータリー研究会と並行して行う	クラブと地区のリーダーが、ゾーンレベルでのイニシアチブと目標について学び、地域コーディネーターと知り合う。	招集者 RC (RRFC および／または RPIC と協力)	研修リーダー用: 「地区を成功に導くリーダーシップ:研修編」(246)
2	ガバナーエレクト研修セミナー 8～12月、ロータリー研究会に併せて行う地域研修会	ガバナーエレクトが責務について学び、地区リーダーとなるための準備を行う。	招集者: RI 理事または直前理事	研修リーダー用: 「ガバナーエレクト研修セミナー指導者用手引き」 参加者用: 「ガバナー要覧」(233)
3	国際協議会 2月15日より前	ガバナーエレクトが、運営上の責務、モチベーションと意欲の与え方を学ぶ。	招集者: RI 会長および会長エレクト 企画者: モデレーター	研修リーダー用: 「国際協議会リーダーズガイド」 参加者用: 「ガバナーエレクト用ワークブック」
4	地区チーム研修セミナー 2月	ガバナー補佐と地区委員会リーダーが、役割と責務について学び、地区リーダーシップチームとともに、地区目標および地区リーダーシップ・プランの設定にあたる。	招集者: ガバナーエレクト 企画者: 地区研修委員会	研修リーダー用: 「地区チーム研修セミナー指導者用手引き」(247) 参加者用: 「地区を成功に導くリーダーシップ:ガバナー補佐編」(244)、「地区を成功に導くリーダーシップ:委員会編」(249)
5	会長エレクト研修セミナー 2月または3月	クラブ会長エレクトが責務について学び、ガバナー補佐とともに目標設定にあたる。	招集者: ガバナーエレクト 企画者: 地区研修委員会	研修リーダー用: 「会長エレクト研修セミナー指導者用手引き」(243) 参加者用: 「クラブ会長要覧」(222)
6	地区研修・協議会 3月、4月、5月のいずれか (PETS より後)	クラブ会長エレクトが、PETS での研修を土台として、さらにリーダーシップのスキルを学び、その他の次期クラブリーダーが責務について学ぶ。次年度リーダー全員で次年度の目標をさらに練り上げる。	招集者: ガバナーエレクト 企画者: 地区研修委員会	研修リーダー用: 「地区協議会指導者用手引き」(828) 参加者用: 「クラブ会長要覧」(222)、「クラブ幹事要覧」(229)、「クラブ会計要覧」(220)、「クラブ委員会の手引き」(226) (管理運営、会員増強、広報、奉仕プロジェクト、ロータリー財団)
7	地区会員増強セミナー 4月または5月 (地区研修・協議会より後)	クラブ会長、クラブ会員増強委員長、関心のあるロータリアン、地区リーダーが会員維持と増強の方法について学ぶ。	招集者: ガバナーエレクト 企画者: 地区会員増強委員会	研修リーダー用: 「地区会員増強セミナー指導者用手引き」(242) 参加者用: 地区により決定

No	研修会／開催時期	目的	招集者／企画者	資料
8	地区ロータリー財団セミナー 7～11月	クラブ・ロータリー財団委員長、および関心のあるロータリアンが財団と補助金について学び、財団補助金およびプログラムへの支援と参加の意欲を高める。	招集者: ガバナー 企画者: 地区ロータリー財団委員会、地区研修委員会、RRFC	研修リーダー用: 「地区ロータリー財団セミナーの手引き」(438) 参加者用: 地区により決定
9	指導力育成プログラム クラブにより決定	クラブ会員が職業上役立つリーダーとしてのスキルを向上し、ロータリーに必要なリーダーシップのスキルを学ぶ。	企画者: クラブ研修リーダー、会長、ガバナー補佐、地区研修委員会のいずれか	研修リーダー用: 「指導力育成：プログラムを始めるための手引き」(250)
10	地区指導者育成セミナー 地区大会の直前または直後	クラブの現会長や元会長、または3年以上クラブでリーダー的役割を務めた会員が、ロータリーにおけるリーダーシップの機会について学ぶ。	招集者: ガバナー 企画者: 地区研修委員会	研修リーダー用: 「地区指導者育成セミナー研修リーダー用手引き」(248) 参加者用: 地区により決定
11	地区大会 ロータリー研究会の開催中以外、またはRI国際大会前後8日間以外	地区の全ロータリアンが出席し、意欲を喚起する講演を聴き、クラブと国際ロータリーの重要な事柄について話し合う。	招集者: ガバナー 企画者: 地区研修委員会	研修リーダー用: 「地区大会の手引き」(800)
12	補助金管理セミナー 地区により決定	クラブから少なくとも1名の会員が出席し、ロータリー財団補助金の適切な管理について学ぶ(クラブが補助金参加資格認定を受けるために出席が必須)。	招集者: ガバナーエレクト	研修リーダー用: 「補助金管理セミナー指導者用手引き」 参加者用: 「補助金管理の手引き」
13	ローターアクト地区指導者講習会 クラブの選挙後、6月30日まで	次期ローターアクトクラブのリーダー／会長、ローターアクト、関心のあるロータリアンやロータリアン以外の人々がローターアクトについて学ぶ。	招集者: ガバナー 企画者: 地区ローターアクト代表者	参加者用: 「地区ローターアクト代表の手引き」

その他

No	研修会／開催時期	目的	招集者／企画者	備考
1	都市連合会 (Intercity Meeting : IM)	近隣クラブが共通のテーマで語り合い、知己の輪を広げる	招集者 分区代理(ガバナー補佐)	(注)日本国内では現在ガバナーの裁量で続けられている。

2.12 ロータリークラブ(The Rotary Club)

2.12.1 国際ロータリーの会員組織(Membership in Rotary International)

ロータリークラブは、その会員であるロータリアンによって構成される。一方、国際ロータリー(RI)は、ロータリークラブによって構成される。ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款を採用しなければならない(RI細則2.040.)。標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則は、手続要覧の黄色のページ、およびロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/myrotary)に掲載されている。ただし、1922年6月6日より前にRIに加盟したクラブ、およびRI試験的プロジェクトに参加しているクラブは、クラブ独自の修正を加えた標準ロータリークラブ定款の下に運営する資格を有する(RI定款第5条第4節、RI細則2.040.2.)。

2.12.2 新しい形式のロータリークラブ

◆ロータリーEクラブ(Rotary E-Clubs)

ロータリーEクラブは、直接顔を合わせた会合を開く代わりに、主にインターネット上で例会を開く(RI細則第1条)。Eクラブは、通常のロータリークラブと同様、奉仕プロジェクト、募金行事、親睦活動を行い、従来のロータリークラブが有するすべての権利、特権、要件を有する。現在、Eクラブは日本国内に11、世界では53の国・地域で268クラブある。(2015年11月末現在)

2.12.3 効果的なロータリークラブ(Effective Rotary Clubs)

効果的なロータリークラブは、

- 1) 会員基盤を維持、拡大する。
- 2) 地元地域ならびにほかの国々の地域社会において奉仕プロジェクトを実施し、成果をもたらす。
- 3) 資金面およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。
- 4) クラブレベルを超えてロータリーにおいて奉仕できるリーダーを育成する。

2.12.4 活気あるクラブとなるためのベストプラクティス(Best Practices for Vibrant Clubs)

各クラブは、活気あるクラブとなるための独自のクラブリーダーシップ・プランを作るべきである。元・現・次期クラブ役員は、クラブの長所やベストプラクティスを取り入れた独自のリーダーシップ・プランを、協力して作るべきである。これらのベストプラクティスには、以下のものがある。

- クラブに活気をもたらすための長期計画を立てる
- ロータリークラブ・セントラルで、クラブの長期目標を支える年次目標を立てる
- 会員の積極的な参加を促し、情報を伝えるためのクラブ協議会を開く
- クラブ会長、理事会、委員会委員長、会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会が、互いに、また、事務局と効果的にコミュニケーションを取る
- 5月末までにdata@rotary.orgに次年度のクラブ役員を報告する
- 後継者の準備および未来のリーダーの育成を通じて、クラブの長期的な安定を図る
- 現在のクラブの慣習を反映させて細則を修正する
- 会員のための親睦行事を開き、友情を育む
- 全会員がクラブのプロジェクトや役割に積極的に参加する
- 定期的に一貫した研修を会員に提供する
- クラブのニーズに基づく委員会を設置する

クラブ目標を達成し、クラブの独自性を反映させるため、クラブのリーダーは毎年、慣習の見直しを行うべきである。

詳しくは「元気なクラブづくりのために:クラブリーダーシップ・プラン」(245)を参照のこと。

補遺1

◆クラブリーダーシップ・プラン作成のためのチェックリスト

クラブ独自のクラブリーダーシップ・プランを作成するために、このチェックリストをお役立てください。このチェックリストは、クラブのニーズに合わせて追加・編集し、クラブリーダーシップ・プランの土台としていただくものです。(RI 資料 245)

ロータリークラブ名:

ロータリー年度:

ベストプラクティスのチェックリスト

- 3～5年後のクラブのあるべき姿(ビジョン)と、それを実現させるための長期目標を定めた戦略計画があり、この計画には、奉仕プロジェクト、会員増強、ロータリー財団、公共イメージ、リーダーシップスキルの開発に関する長期目標が含まれている。
- 年度目標をにロータリークラブ・セントラルに入力した。
- すべての会員が積極的にクラブに参加し、会員に情報が行き渡るよう、以下の日にクラブ協議会を開くことを計画した(今年度の開催予定日を入力)。
 - 地区研修・協議会後のクラブ協議会:
 - ガバナーの公式訪問に備えるためのクラブ協議会:
 - すべての会員から革新的なアイデアを募るためのクラブ協議会:
 - そのほかのクラブ協議会:
- コミュニケーションがオープンに行われ、懸念やアイデアを自由に述べられる環境が整っている。
- 後継者を育て、スムーズな引継ぎが行えるよう、以下の方法を取り入れている。
 - リーダー的な役割に備える機会を会員に与える。
 - 現リーダーが、元リーダーや次期リーダーと協力して決定を行う。
 - 手続を文書化する。
- クラブの細則は、常に最新の内容で、クラブの構成や慣習に合ったものとなっている。
- 以下の方法で、クラブの運営方法をクラブ細則に反映させ、修正している。
 - クラブ細則の内容を全会員が知っており、会員がいつでも閲覧できるようになっている。
 - 細則の内容について会員が意見を提供する機会が与えられている。
- 年間の親睦行事の予定を立て、会員同士が交流を深め、ロータリーを楽しめるよう、以下の方法を取り入れた。
 - 例会ごとに違う会員と同席し、できるだけ多くの会員と知り合う。
 - クラブの活動に家族を招待する。
- 参加したい親睦行事の種類や都合のよい曜日と時間を会員に尋ねる。
- すべての会員がクラブに積極的に参加できるよう、以下の方法を取り入れた。

- 全会員が委員会のメンバーとなる。
- 全会員が奉仕プロジェクトに参加する。
- 新会員の参加を促すため、新会員に活動を割り当てる。
- 新会員にメンター(相談役)を付ける。

- 包括的な研修プランを立てた(実施の予定時期を入力)。
- 会長エレクトが PETS(会長エレクト研修セミナー)に出席:
- クラブのリーダー全員が地区研修・協議会に出席:
 - 新会員のためのオリエンテーション:
 - クラブ会員に次の研修会・行事への参加を奨励
 - 地区ロータリー財団セミナー:
 - 地区会員増強セミナー:
 - 地区指導者育成セミナー:
 - 地区大会:

- クラブの運営を支える以下の委員会を設けた。
 - クラブ管理運営委員会
 - 会員増強委員会
 - 広報委員会
 - 奉仕プロジェクト委員会
 - ロータリー財団委員会
 - _____
 - _____
 - _____

- 各委員会は _____ ごとに、クラブの理事会に報告している(頻度を入力)

補遺2

◆ワークシート

「効果的なロータリークラブとなるための活動計画の指標」と目標ワークシートを活用し、問題解決の指針を作成してください。クラブの目標を分析し、その達成に向けて直面しうる課題や問題について考えた上で、その解決方法を挙げてください。

部門	目標	起こり得る問題・課題	利用できるリソース
クラブ管理運営			
会員増強			
広報			
奉仕プロジェクト			
ロータリー財団			
その他			

2.12.5 クラブ理事会および役員 (Club Board of Directors and Officers)

理事会は、クラブの意思決定機関であり、クラブの役員で構成される。理事会は、少なくとも月1回会合を開く。各クラブは、会長、会長エレクト、幹事を選び、これらはすべて理事会のメンバーとなる。直前会長も理事会のメンバーとなる。副会長(1名または複数)が選ばれた場合には、副会長も理事会のメンバーとなる。このほか、クラブ役員には、会計、会場監督、そのほかの会員も含めることができ、これらの役員は、クラブ細則の定めるところに従って、理事会メンバーであっても、なくてもよい(標準クラブ定款第10条第4節)。クラブの理事会と役員の任務については、クラブ細則に詳細が定められている。

資格(Qualifications)

クラブ理事会と役員の資格は、標準ロータリークラブ定款に説明されている。各役員と各理事は、いずれもそのクラブの正会員でなければならない。理事会メンバーは、現在リーダー職にある(または直前にリーダー職にあった)ロータリアンであるべきであり、活気あるクラブづくりに情熱と力を注いでいる人であるべきである。

クラブ会長は、会長エレクトである間に、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない(標準クラブ定款第10条第5節)。さらに、会長は以下の条件を備えているべきである。

- 1) クラブ全体を指揮し、会員からの支援を集めるのに必要なスキルを備えている
- 2) クラブの活動を遂行し、会員を指揮するのに必要な時間と労力を捧げることができる
- 3) 会長への指名に先立つ少なくとも1年間、そのクラブの会員である(ガバナーにより例外が認められた場合を除く)、および、クラブの理事、主要な委員会の委員、幹事のいずれかを務めた経験がある
- 4) 少なくとも1回の地区大会または国際大会に出席した経験がある
- 5) クラブの定款と細則を理解している(ロータリー章典10.020.)

クラブ理事会および役員の選出(Selection of Club Board of Directors and Officers)

クラブの理事と役員の選出手続は、各クラブの細則に説明されている。クラブは、より多くの会員に指導力養成の機会を提供し、かつ、さまざまなアイデアを取り入れるために、毎年役員を交代すべきである。このベストプラクティスは、会長と幹事の職はもとより、理事会メンバーや委員長の職にも適用すべきである。

場合によっては、2年目に同じ役員を選ぶことがクラブにとって最善なこともある。しかし、避けられる場合には、役員が2年続けて同じ役職に就くべきではない(ロータリー章典10.010.)。

役員の就任式(Officer Inductions)

各ロータリークラブは、クラブ役員と会員が、クラブとロータリーに対する意欲を新たにし、再認識する機会を与えるため、各ロータリー年度の初めに役員就任式を開くべきである(ロータリー章典10.010.3.)。

クラブ役員の任務(Club Officer Duties)

各クラブ役員には、具体的な責務がある。詳しくは、「クラブ役員キット」(225)に含まれている以下の資料を参照のこと。

- ① クラブ会長要覧(222)
- ② クラブ幹事要覧(229)
- ③ クラブ会計要覧(220)
- ④ クラブ管理運営委員会の手引き(226A)
- ⑤ クラブ会員増強委員会の手引き(226B)
- ⑥ クラブ広報委員会の手引き(226C)
- ⑦ クラブ奉仕プロジェクト委員会の手引き(226D)
- ⑧ クラブ・ロータリー財団委員会の手引き(226E)
- ⑨ 会員増強ガイド:地域に合った計画を立てよう(417)
- ⑩ ロータリー財団参照ガイド(219)

2.12.6 クラブの各種委員会(Club Committees)

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標の達成に向けた取り組みをまとめる。会長エレクト、会長、直前会長は、リーダーシップの継続性と後継者育成のために協力する。一貫性を保つため、可能であれば、委員は同じ委員会を3年間務めるべきである。会長エレクトは、就任年度に先立って、委員会の空席を埋めるために委員と委員長を任命し、計画会議を開く責務がある。各委員長は、その委員会の委員を務めた経験を有していることが推奨される。RI理事会は、各クラブが以下の委員会を設置することを推奨している。

- 管理運営委員会:クラブの効果的な運営を支える
- 会員増強委員会:新会員を惹きつけ、現会員の積極的な参加を促すための包括的な計画を立て、実施する
- 広報委員会:一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、これを実施する
- 奉仕プロジェクト委員会:地元地域および海外の地域社会におけるニーズに取り組む教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案し、これを実施する
- ロータリー財団委員会:寄付および補助金の活用を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、これを実施する

必要に応じて、クラブはこのほかの委員会を設けることができる。

研修の要件(Training Requirements)

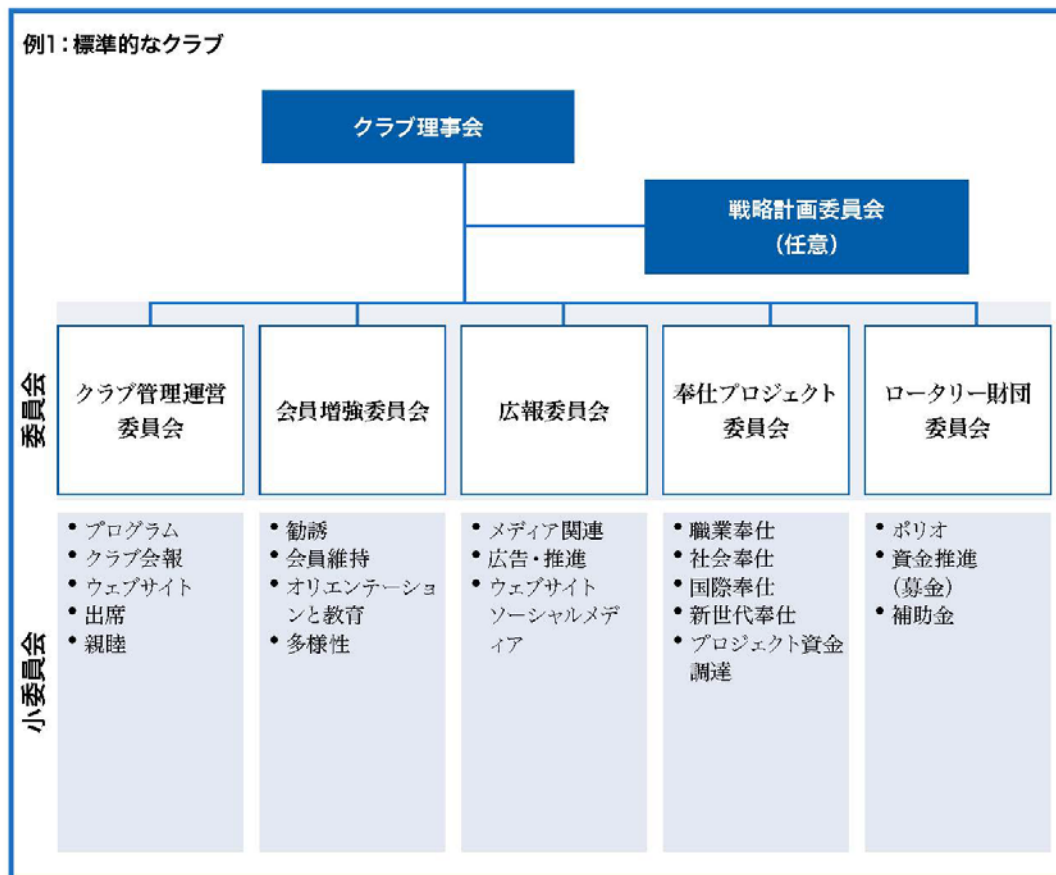
クラブの各委員長は、就任する前に地区研修・協議会に出席すべきである。

地区リーダーシップチームとの関係(Relation to the District Leadership Team)

クラブの各委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきである。

報告要件(Reporting Requirements)

クラブの各委員会は、委員会活動についてクラブ理事会に定期的に報告し、クラブ協議会で報告を行うべきである(ロータリー章典17.030.6.)。



2.12.7 クラブの例会 (Club Meetings)

例会場 (Meeting Places)

クラブは、例会を開く場所を決定する。各クラブは、ほかのロータリークラブのどの会員でも出席できるような場所で例会を開くものと期待されている(ロータリー章典7.010.)。ロータリアンは、公式名簿またはロータリーのウェブサイト(www.rotary.org)の「クラブ検索」で、クラブの例会曜日、時間、場所を見つけることができる。クラブは、体の不自由な人が例会に出席したり、クラブの奉仕活動に参加したりできるよう手配すべきである。ロータリーEクラブは、直接顔を合わせて会合を開く代わりに、主にオンラインで会合する。

来賓 (Guests)

ロータリアンではない地元の人々がクラブとその目的について知ることができるよう、例会に来賓を招くことが奨励されている(ロータリー章典7.080.1.)。

クラブはまた、以下のことを行うよう奨励されている。

- 1) 来訪ロータリアンとその配偶者を歓迎すること。来訪ロータリアンの同伴者に例会への出席を認めるかどうかは、クラブの裁量で決定できる(98-278; ロータリー章典7.080.3.)
- 2) 学生を招き、ロータリーの活動成果や価値観を紹介する(ロータリー章典7.080.2.)
- 3) ロータリー財団の学友、特にクラブの所在地域に最近転居してきた学友を歓迎すること。学友は、来訪ロータリアンが払うのと同じ出席費用を払うものと期待される(ロータリー章典7.080.4.)

すべての会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典を持つ。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く(RI細則4.100.)。

クラブのプログラムと例会の議題 (Club Programs and Meeting Agendas)

クラブは、地元地域のニーズに応じたプログラムと例会の議題を立案する。クラブは、奉仕プロジェクトと活動およびクラブ業務について話し合うことのみを目的とした例会を開く(ロータリー章典7.030.)。

クラブは、会員にロータリーの情報を伝え、指導力養成研修を提供することのみを目的とした例会を定期的に開く(ロータリー章典7.030.1.)。

クラブは、公共問題について話し合ってもかまわないが、このような問題が論議を呼ぶものである場合には、あらゆる意見が十分に代表されることが条件である(ロータリー章典7.030.2.)。

各年度に少なくとも2回、ロータリー財団の目的、プログラム、寄付増進活動に関するプレゼンテーションを含む例会を開く。これらのプログラムのうち一つは、ロータリー財団月間である11月中に開くのが望ましい(ロータリー章典7.030.4.)。

出席 (Attendance)

クラブ例会への定期的な出席、およびクラブの奉仕プロジェクト、行事、活動への積極的な参加は、クラブとロータリーに対する会員の献身を示すものである。出席の要件は標準ロータリークラブ定款に規定されている(標準クラブ定款第9条および第12条第4節)。

クラブのリーダーは、例会への出席、ならびにクラブの奉仕プロジェクト、その他の行事、活動への参加を会員に奨励する(ロータリー章典7.060.)。

例会の欠席は、標準ロータリークラブ定款に記載されたさまざまな方法でメイクアップできる(標準クラブ定款第9条)。

地区大会などのRIの会合に出席した会員は、その会合に出席した日を、会合出席のために欠席したクラブ例会のメイクアップとして数えることができる。

クラブは、クラブ細則に記載されている通り、出席規定の適用の一時的な免除を認める方針について、会員に知らせるべきである(ロータリー章典7.070.)。

祝詞および祈祷 (Invocations and Prayers)

世界中のロータリークラブには、さまざまに異なる宗教的信仰あるいは価値観をもち、人類への奉仕の下に結束している会員がいる。各ロータリークラブは、寛容というロータリーの基本原則に立ち、ロータリアン共通の奉仕の理念とプロジェクトを強調するような形で、良識を働かせて例会を行う(ロータリー章典7.020.)。

政治 (Politics)

RIとその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控える。ロータリアンは、政府や行政当局に

圧力をかけるような声明を採択することを禁じられている。しかし、次のことを行うのはロータリアンの義務である。

- 1) 世界理解と平和というロータリーの目的の追求と、自己の職業および地元地域への奉仕に影響を及ぼすものに限っては、クラブで、地元地域や世界各地の政治状況を検討すること。問題を公平な立場で全体で討論した後、各会員がそれぞれ自分自身の結論を下せるよう、釣り合いのとれたプログラムと討論を通じて信頼できる情報を得るものと期待されている。
- 2) クラブ外では、すべての人の尊厳と個人の必然的人権の尊重に対する認識を高めるために、言葉ばかりでなく立派な行為を通じて、個人として、また、できるだけ多くの合法的グループおよび団体において、積極的に行動すること(89-134、ロータリー章典2.100.)。

酒類 (Alcoholic Drinks)

ロータリーの会合で酒類を供するかどうかは、各クラブが決定するものとする。この問題に関してロータリーは何ら公式の方針を持っていないが、今までの経験と多くのロータリアンが表明した意見に従い、少なくとも飲酒の習慣のない国においては、ロータリーの会合で酒類を供しないほうがロータリーのために最善である。

喫煙 (Smoking)

喫煙は健康に有害であるため、会員ならびに来賓は各自、会合やそのほかのロータリー関連の行事の間、喫煙しないよう奨励される(RI細則2.050.)。

ロータリアンの講演者と来訪者の謝礼費用 (Paying Expenses of Rotarian Speakers and Visitors)

クラブがRIの現役員や元役員、あるいはほかのロータリアンを例会や行事に招く場合、そのクラブが費用を負担するものと期待されている。RIは、ロータリーについて話す有料の講演者をクラブに派遣したり、クラブのために講演者を確保することはない(ロータリー章典7.040.)。

講演はクラブ例会の必須条件ではない。クラブは、クラブの現在または将来のプロジェクトや活動に関連する講演、またはクラブと会員にとって有用な講演に限り、講演者を招くべきである。

クラブ協議会 (Club Assemblies)

クラブ会長の指揮の下、クラブのプロジェクト、活動、そのほかの取り組みについて話し合うために、クラブ役員、理事、各委員長を含め、全クラブ会員が出席するクラブ協議会を開く。

クラブ協議会は、しばしば、ガバナーやガバナー補佐の訪問時に開かれ、また、地区のプロジェクトや取り組みについて会員に情報を提供するために、地区研修・協議会と地区大会の直後に開くべきである(ロータリー章典7.050.)。クラブ協議会に関する詳細は、「クラブ会長要覧」(222)を参照のこと。

2.12.8 クラブの会員 (Club Members)

ロータリークラブの会員身分はあくまで個人のものであって、個々の会員を雇用する法人企業のものではない(ロータリー章典4.030.)。

各クラブは、一事業、一専門職、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員基盤を有するために努力する(RI定款第5条第2節(b))。この原則はまた、クラブで代表される性別と年齢グループにも当てはまる。クラブは、地域の人口統計を調べ、地域社会を代表するような会員基盤をもつことを目指すべきである。クラブとは、アイデアの話し合いやリーダーによる行動を助長するところである。その会員は、より良い地域社会をつくることに情熱をもち、リーダーとしての資質を備え、地元地域の社会問題に取り組むために各自の専門知識を生かしている人々である。

クラブはまた、RIとロータリー財団のプログラム学友(元ローターアクター、元ロータリー平和フェロー、元インターアクター、入会資格を有するロータリーファミリーのその他の人)を含む若い職業人を惹きつけるために努力する。クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除できる。さらに、クラブがこの年齢層の新会員のために地区会費を負担したり、地区研修・協議会あるいは地区大会での決定により、地区がこの年齢層の新会員の地区会費を減額できる(ロータリー章典5.040.2.)。

クラブはまた、地元地域のRIとロータリー財団のプログラム学友(会員となる資格をまだ備えていない学友や、入会の誘いを辞退した学友を含む)との連絡を維持すべきである(ロータリー章典5.020.)。

RI加盟年月日に関係なく、いかなるクラブも、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信

条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款またはRI細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない(RI細則4.070.)。

職業分類(Classification)

職業分類の原則は、クラブが地域社会をより多様に反映できるようにするためのものである。ロータリークラブの各正会員は、各自の現在または過去の事業、職業、または社会奉仕の種類に応じて分類される(標準クラブ定款第8条、第1節(a))。例えば、電気技師や保険査定員として雇用されている人や、鉄道会社・鉱業会社・製造会社の経営者は、現在または過去の役職に基づいて、あるいはその企業または団体の代表として、入会を考慮され得る。

各クラブは、多様な会員基盤をもつよう努力し、新しい職業分類を見つけるために、地域の現在の事業、職業、社会奉仕の状況に目を向けるべきである。職業分類の規定は、標準ロータリークラブ定款第8条に定められている(ロータリー章典4.050.)。

選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの元会員またはロータリー財団学友の職業分類は、その人が正会員に選出されることを妨げるものではない。ただし、会員が職業分類を変更した場合、クラブは同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる(RI定款第5条第2節、標準クラブ定款第8条第2節)。

職業分類の調査

クラブがさらに発展できる分野を見極めるために、職業分類のリストを活用できる。クラブは、地元地域の現在の職種構成を反映させた職業分類調査を行うべきである(ロータリー章典4.050.)。

クラブの会員状況を分析評価するための各種資料を、www.rotary.org から入手できる。

事業場または住居の所在地

クラブの各正会員は、クラブで分類されている事業、専門職、または社会奉仕に、直接かつ積極的に現在携わっているか、携わった経験がなければならない。別段の規定による場合を除き、正会員の事業場または住居は、クラブの所在地域内、もしくはその周辺地域になければならない(RI定款第5条第2節、標準クラブ定款第7条第3節)。

クラブから離れた場所へ移転する正会員は、クラブの理事会によって、1年を限りとして同クラブにおける会員身分の継続、または出席規定の適用の免除が認められる。ただし、その会員はクラブ会員身分に伴うすべての条件を引き続き満たさなければならない(RI定款第5条第2節(a)、標準クラブ定款第12条第2節(a))。

他団体の会員(Membership in Other Organizations)

ロータリアンは、会員としての義務を果たす機会を事実上減らしかねない同種の地域クラブまたは奉仕クラブに所属することはできない。ロータリークラブ入会者の選考に当たっては、既にほかの奉仕団体の会員であるか否かを明らかにすることが求められている。ロータリアンが、同種の地域クラブまたは奉仕クラブに入会しようとする場合は、あらかじめ所属ロータリークラブの理事会の承認を求めなければならない(ロータリー章典4.020.)。

クラブ理事会は、正当な理由がある場合、いかなる会員の会員身分も終結できる(標準クラブ定款第12条第5節(a))。ほかの奉仕クラブにおいて引き続き会員であるために、ロータリークラブ会員としての義務を果たしていない場合も、その会員身分を終結できる(ロータリー章典4.020.1.)。

同じクラブで同時に正会員および名誉会員になること(Active and Honorary Membership in Same Club)

同じクラブで同時に正会員と名誉会員になることはできない(RI細則4.040.、標準クラブ定款第7条第6節)。ただし、一つのクラブで正会員であり、ほかのクラブで名誉会員であることはできる。衛星クラブの会員は、スポンサークラブの会員でもある。

名誉会員(Honorary Membership)

名誉会員を選ぶ手続は、標準ロータリークラブ定款の第7条第6節に詳しく記載されている。名誉会員の地位はクラブが与える最高の荣誉であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。クラ

ブは、ロータリーの理念推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの取り組みを末永く支援した人への称号としてのみ、名誉会員の地位を与えるべきである(ロータリー章典5.010.)。

名誉会員は、入会金と会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、所属するクラブのあらゆる会合に出席したり、RI徽章、バッジ、その他のRIの記章を着用したり、そのほかクラブのあらゆる特典を享受できる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められない。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなくほかのクラブを訪問する権利がある。名誉会員身分は、一人が二つ以上のクラブで保持することができる(RI細則4.050.2.、標準クラブ定款第7条第6節)。

新会員の入会式(Induction of New Members)

クラブは、新会員を迎え入れるために入会式を開く(ロータリー章典5.050.3.)。各クラブは、独自に意義深い入会式の手続きを定める。入会式に関する情報は、「クラブ会長要覧」(222)を参照のこと。

クラブはまた、ロータリアンとなることの恩恵と責務について、入会前にロータリアン候補者を教育することを目的とした、充実した会員情報プログラムを開発するよう奨励されている。情報提供、推薦、入会という3段階に関する情報は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/myrotary/ja)に掲載されている。

会員証(Membership Cards)

ロータリークラブは、正会員に対して、RIの公式免許取得者から入手可能な会員証を発行する。クラブを訪問するロータリアンで、そのクラブに個人的に知られていないロータリアンはすべて、自己紹介の手段としてロータリーの会員証を提示すべきである(ロータリー章典5.030.)。

会費(Dues)

すべてのクラブ会員は、クラブ細則の定める入会金と年会費を納入しなければならない(標準クラブ定款第11条)。これに加え、各クラブは、地区会費(第2章を参照)とRI人頭分担金(第4章を参照)を支払う。

雑誌の講読(Magazine Subscriptions)

すべての会員は、機関雑誌「ザ・ロータリアン」誌(米国とカナダ)、またはロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌の有料購読者でなければならない。ただし、機関雑誌に用いられている言語、またはRIが認可し、クラブに対して指定した雑誌に用いられている言語を会員が読めない場合は、その例外とする(RI細則20.030.2.)。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、オンラインで電子版の雑誌を受け取るかを選択できる(機関雑誌のみ)。同じ住所に住む2名のロータリアンは、雑誌を合同で講読することができる(RI細則20.020.2.)。

青少年の保護(Youth Protection)

青少年保護および未成年者の旅行に関するロータリーの方針(クラブにおける会員の終結に関する規定も含む)は、手続要覧第7章、RI細則3.030.4.、およびロータリー章典2.110に記載されている。

3.12.9 会員増強(Membership Development)

クラブは、現会員の積極的な参加を促し、入会者を惹きつけることによって、会員を増やすよう努力すべきである。会員増強に関する詳しい情報は、「会員増強ガイド」(417)を参照のこと。

このガイドは「会員増強ガイド:地域に合った計画を立てよう」(417)(旧「会員増強推進用手引き」)の2015年版です。クラブ会長、クラブ会員増強委員会、地区会員増強委員会の参照用としてご活用ください。

クラブや地区の会員増強計画を立てる方法、会員の勧誘と維持に役立つ戦略とツール、新クラブのスポンサーとなる方法など、会員増強に役立つ情報を紹介しています。クラブの現状評価とビジョン、新会員の入会と既存会員の積極的な参加に焦点を当てた戦略など、会員増強計画を立案する際の参考としてください。

本ガイドの最後に、会員基盤を強化するためにクラブが実践できる具体的なステップを記載したチェックリスト形式のワークシートが収められています。

地域別会員増強計画

世界各地のクラブによって、会員増強のアプローチは大きく異なります。それぞれのクラブや地区が、地元地域のニーズと慣習、最近の傾向や変化を認識し、それに沿った行動計画を立てることが大切です。地区リーダーが、それぞれの地域の問題を特定した上で、その地域にふさわしい会員増強戦略を立てることを可能にするものです。

この目標は、会員基盤の多様性を増すための勧誘戦略と会員維持戦略を中心としています。

●参照動画:<https://vimeo.com/114789214>

強固な会員基盤は、クラブが地域社会や世界で活動するための土台です。クラブによる社会奉仕活動や海外での人道的支援活動を通じて、ロータリーに対する認識や理解が深まり、財団とそのプログラムへの支援も増えるでしょう。会員増強は、RI理事会、ロータリーコーディネーター、地区リーダー(第6章を参照)にいたるまで、ロータリー全体の最重要課題ですが、中でも重要な役割を果たすのがクラブです。クラブが会員増強に真剣に取り組めば、目に見える成果が得られるでしょう。

会員増強の意義 (Significance of Membership Development)

01. 毎年会員の自然減が5~10%とみられる。このためにも毎年新しい会員補充が必要。
02. 組織を生き生きさせるためには常に新しい血の導入が必要。
03. クラブ活性化のため、老、壮、青のバランスを保ち、若返りが必要。
04. 会員増強と拡大は、毎年RI会長の最重要課題となっている。その課題に取り組むのは当然。
05. 誰かの推薦によって自分は入会したので、この特典を他の人にも分かち合いたい。
06. 会員増強は財政や奉仕活動推進のために大きなプラスになる。
07. ガバナーの任務の最大課題は会員増強と拡大とされている。ロータリーは創始以来、一貫して会員増強に努めていた。
08. 奉仕活動上、プロジェクトの数や規模にとって有利となる。
09. 地域社会の職業的な横断面を表すべきで、可能な限り地域に存在する職業分類を網羅することが必要。
10. 会員数が増えて現在の会場では狭すぎるときには拡大を検討する。
11. 会員の少ない地域には会員増強によって奉仕の理想を推進できる。
12. 既存のクラブでは世界の会員数の平均は減少傾向であり、会員増強が必要。

会員増強プラス (Membership Challenge Plus)

会員を増やし、十分な貢献に必要なロータリー情報を提供することはロータリーの未来へとつながるとして、1996-'97年度は「会員増強プラス」が提起された。これは会員増強とともに新会員教育に重点をおいて退会防止をプラスしたものです。

新会員推薦者のための認証プログラム

「新会員推薦者のための認証プログラム」は、新会員の勧誘に貢献した会員を称えるために、国際ロータリー理事会が承認した新しいプログラムです。これにより、2013年7月1日以降にロータリーに入会した新会員の推薦者に、認証ピンと裏当てが贈呈されます。裏当てには、推薦した新会員の人数に応じて異なる色が使用されます。新会員を1人推薦した正会員には、襟ピンのほかにブルーの裏当てが贈呈され、推薦した新会員の数が増えるにつれて、違う色の裏当てが贈られます。

新会員の推薦はいかにするか

新会員の推薦は、社会奉仕と国際奉仕を提供するというロータリーの目標を達成するために極めて重要です。会員の重要な責務の一つは、会員候補を探し出し、新会員を推薦することです。未来のロ

ータリアンを見つけるために、以下のようなアプローチを取るのも一案です。

- ▶ ロータリーの襟ピンを着用し、ロータリーでの活動について会話のきっかけを作る。
- ▶ 同僚、友人、知り合いにクラブが実施している興味深いプロジェクトについて伝える。
- ▶ 「ロータリーの基本知識」(595-JA)、「ロータリーとは」(001JA)、「ロータリーのいろは」(363-JA)を配布する。これら3つの出版物は、shop.rotary.org、RIカタログ、日本事務局から入手可能。
- ▶ クラブ例会に友人や同僚を招く。
- ▶ クラブの歴史と最近行った奉仕プロジェクトや親睦行事についてまとめたパンフレットを渡す。
- ▶ クラブの活動や奉仕プロジェクトに参加するよう会員候補者に呼びかける。
- ▶ RIのウェブサイトや会員に関するビデオを見るよう会員候補者に勧める。

地区研修・協議会等での討議事項

地区研修・協議会に出席する前に、以下の質問に目を通し、クラブの現・次期リーダーと話し合っ
て答えを考えておきましょう。

- ▶ クラブ会員増強委員会の責務は何でしょうか。また、委員長の責務は何でしょうか。
- ▶ 委員会はクラブの戦略計画をどのように支えることができますか。
- ▶ クラブ会員増強委員会は、どのようにして会員を勧誘できるでしょうか。
- ▶ クラブ会員増強委員会は、どのようにして会員を維持できるでしょうか。
- ▶ 新会員に情報を浸透させ、クラブの大切な一員であると感じてもらうために、どのような方策を取りますか。
- ▶ 委員が任務を遂行できるよう、どのように支援しますか。

補遺3

◆会員増強計画ワークシート

クラブの会員増強計画を立案する際にこのワークシートをご利用ください。各章ごとに実施すべき項目がチェックリスト形式で挙げられています。各項目を実行後、ボックスに印☑をつけ、特定した内容(調査や検討の結果など)を空欄に書き入れてください(3つ以上書き入れても構いません)。

以下の実行項目について例会で説明し、クラブ全体で会員増強に継続的に取り組むための指針としてご活用ください。(注)下記は、「会員増強ガイド:地域に合った計画をたてよう」(417)内のワークシートです。)

第1章:クラブの現状を評価する

「会員の多様性に関する調査」を実施した結果、会員の多様性という面で当クラブには以下の強みと弱みがあることが分かった。

1. _____

2. _____

3. _____

「職業分類調査」を行った結果、地元地域に存在する職業のうち、以下の職業の会員が当クラブにいないことが分かった。

1. _____

2. _____

3. _____

「会員維持モデル」を用いて分析を行い、クラブでその結果について話し合い、会員維持の課題に取り組むために以下の行動計画を立てた。

1. _____

2. _____

3. _____

「退会現況図」を用いて分析を行い、クラブでその結果について話し合い、最も退会の可能性が高い会員グループの維持を図るために以下の行動計画を立てた。

1. _____

2. _____

3. _____

「元気なクラブづくりのために」の中から、当クラブの刷新性と柔軟性を高めるのに最も適した以下の3つのベストプラクティスを選んだ。

1. _____

2. _____

3. _____

クラブのウェブサイト管理を担当する会員を選んだ。

クラブのソーシャルメディアを担当する会員を選んだ。

ロータリーウェブサイト(www.rotary.org/ja)の「広報」のページを参照し、クラブが地元地域での広報に活用できる以下のツールを選んだ。

1. _____

2. _____

3. _____

当クラブは、地元地域でフォーカスグループを実施し、以下のような結果が得られた。

1. _____

2. _____

3. _____

第2章:クラブのビジョンを描く

当クラブはビジョンを描き、以下の目標を立てた。

1. _____

2. _____

3. _____

当クラブは、戦略計画立案ガイドを参照して、長期目標と年次目標を立てた。

第3章:入会の魅力を高める

当クラブは、入会候補者リストをつくるための調査を行い、職業分類調査や多様性に関する調査の結果を基に、リストに挙げられた人びとの審査を行った。この調査のほかに、当クラブは、入会候補者を探すために以下の3つの方法を用いることを決定した。

1. _____

2. _____

3. _____

当クラブは、入会候補者にロータリーを紹介するために、以下の3つの方法を用いることを決定した。

1. _____

2. _____

3. _____

当クラブは、ロータリーの*ブランドリソースセンターからダウンロードできる資料を使ってクラブのウェブサイト管理・更新する会員を選んだ。(*ブランドリソースセンターは「広報」ページよりリンクされている。(Eメールアドレス、PWが必要)

1. _____

2. _____

3. _____

会員の多様性に関する調査の結果に基づき、当クラブは、入会候補者にクラブを紹介する際、以下の3つのメリットを説明することを選んだ。

1. _____

2. _____

3. _____

第4章:会員の積極的な参加を促す

当クラブは、既存会員の積極的な参加を促すために、以下の3つの方法を用いることを決定した。

1. _____

2. _____

3. _____

当クラブは、全会員に「会員満足度アンケート」を記入してもらい、以下の3つの点を変更することを決定した。

1. _____

2. _____

3. _____

当クラブの会員増強委員会は新会員のオリエンテーション:クラブの手引きを読み、新会員の教育の

参加促進を目的としたオリエンテーションの計画を立てている。オリエンテーションには、以下の3つの内容を盛り込む。

1. _____
2. _____
3. _____

当クラブは、新会員をより良く知るための計画を立てた。この計画には、次の3つの内容が含まれている。

1. _____
2. _____
3. _____

第5章:新クラブのスポンサーとなる

会員増強委員長は、当クラブが新クラブのスポンサークラブとなる意思があることを地区ガバナーに伝えた。

当クラブの会員はスポンサークラブの責務について話し合い、この役割を引き受けることに同意した。

第6章:クラブへのサポート:リソースとツール

当クラブの会員増強委員会は、地区会員増強委員会と定期的に連絡を取っている。

当クラブのリーダーは、ガバナーおよびガバナー補佐と定期的に連絡を取っている。

当クラブの会員増強委員会は、過去1か月間にロータリーウェブサイトを参照した。また、クラブと関連するロータリーの資料を定期的に活用している。

当クラブは、クラブに役立つロータリーのリソースにはどのようなものがあるかを確認した。

(終了)

補遺4

◆ワークシート(長期目標と年次目標)

このワークシートを使い、クラブの長期的目標(3年間)と、その長期的目標を達成するための毎年の年次目標を記入してください。目標は、以下のようなものとします。

全員で決定したもの。目標設定とその達成計画に参加した人は、その実施においても熱心に取り組めます。

測定可能なもの。目標は、具体的に成果が測れるものを選びましょう。

取り組みがいがあるもの。目標は、クラブがこれまでに達成したこと以上に、意欲的なものであるべきです。

達成可能であるもの。目標は、利用可能なリソースを使ってロータリアンが達成できるものであるべきです。

時間が定められているもの。目標には、期日や期限を設けましょう。

ワークシート1: 目標

長期的目標(3年後に達成すべき目標)
1年目の年次目標:
2年目の年次目標:
3年目の年次目標

補遺4

◆ワークシート2: 行動計画

以下の空欄に、目標のワークシートに記入した年次目標の一つを書き出します。次に、その目標を達成するために必要な実行項目を決めます。

年次目標:

実行項目	実行責任者	実行にかかる時間	進捗を測る時間	利用できるリソース
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				

補遺5

◆ワークシート（クラブ会員増強委員会の事例研究）

以下の事例研究を読み、質問にお答えください。ご自身の計画を立てるために、後のページにある**事例研究の行動計画**ワークシートをご使用ください。

事例1

山田さんは、入会わずか3カ月にして、会長エレクトに選出されました。しかし、会長に就任してまもなく、山田さんがこれまでのやり方をいろいろと変えようすることが、会員にとってはおもしろくありません。山田さんはどうすればよいのか、誰に相談すればよいのか迷っています。

山田さんは、どうすればよいでしょうか。

もし助言を求められたら、あなたはどのような提案をしますか。

事例2

弁護士である鈴木さんは、ロータリークラブに入会して10年目になります。最近、自分の弁護士事務所の職員が急に辞めてしまったため、抱えている訴訟の準備が一向に進まず、昼食時の例会のために事務所を抜けることが難しくなっています。そこで鈴木さんとほかの数人の会員が、例会時間を夜に変更してほしいと理事会に申し出ました。しかし、理事会は伝統を変えることに対して前向きではありません。

鈴木さんが、ロータリークラブの会員であり続けられるよう、クラブはどのように対処すべきでしょうか。

事例3

一本松ロータリークラブは、外国系企業が多く、外国人が多く住む地域にあります。また、今では、地域の目覚ましい経済的な発展に魅せられて、専門職に携わる若い人々が移り住むようになっています。現在クラブには20名の会員がいますが、昨年は新しい会員が一人も入会していません。

クラブは、どのように地元で新会員を探したらよいでしょうか。

事例4

複数のロータリークラブの存在する都市部が、昨年大きな台風により多大な被害に見舞われました。被害を受けた10のクラブは、すぐにフェイスブックを立ち上げ、援助を求めました。また、地元のローターアクトクラブもツイッターを通して、世界中の仲間や知り合いに援助を求めました。その結果、ロータリアンによる義援金の募金活動は目標の2倍を上回りました。

この募金活動が成功した理由は何でしょうか。

この活動を通じて、クラブへの入会に関心を持ってもらうには、どうすればよいでしょうか。

事例研究の行動計画

実行項目	実行責任者	実行にかかる時間	進捗を測る時間	利用できるリソース
1.				
2.				
3.				
4.				

この演習から学んだことで、あなたのクラブで生かせることは何でしょうか。

必要なリソース:

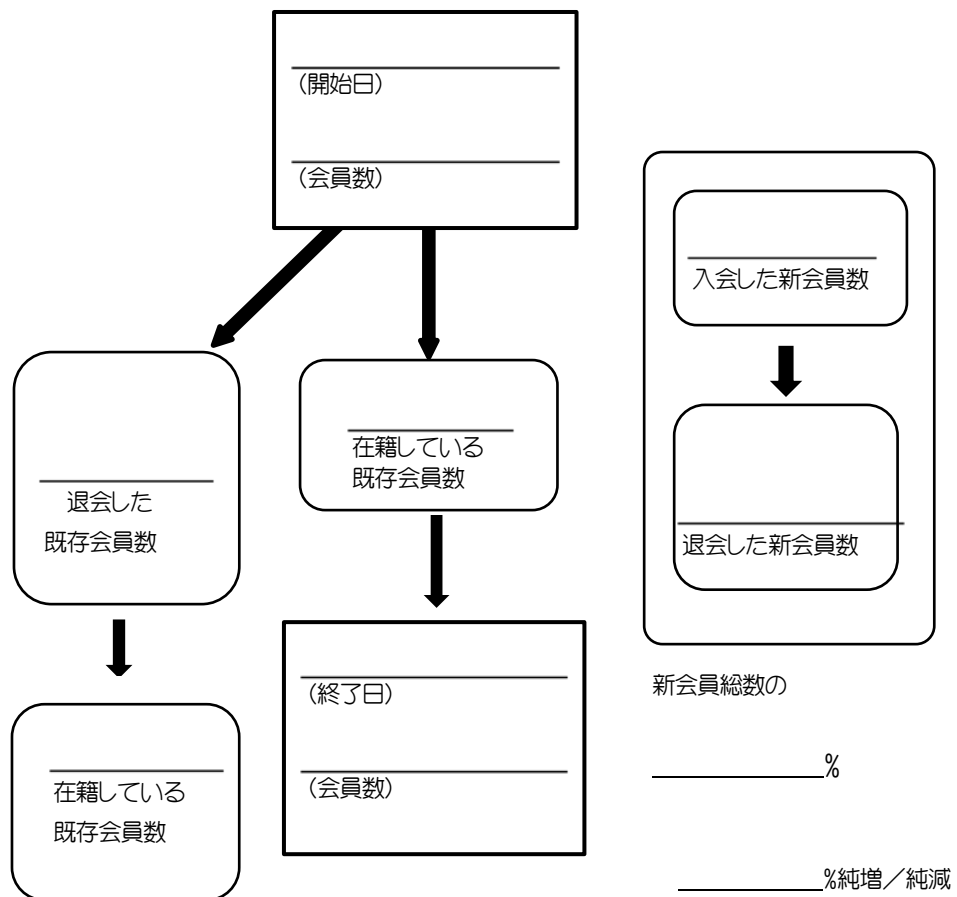
補遺6

◆会員維持モデル

クラブが存続するには、現会員の退会を防ぎ、クラブにふさわしい人物を新会員として勧誘する必要があります。会員維持モデルは、ある一定の期間における会員の純増と純減を割り出すことによって、その原因が退会によるものか、あるいは新会員の入会によるものかを判断する助けとなります。

クラブの会員記録および下の図と説明を使って、クラブの会員維持モデルを作成しましょう。これには、過去3年～5年間の各会員の入会日と退会日が必要となります(この完全な記録がない場合は、会長か幹事がRIウェブサイト(www.rotary.org)のMy Rotaryからダウンロードしたものを使用してください。)

クラブの会員維持モデルを作成する



会員維持モデルの記入と計算式

会員維持モデルの最上部に「開始日」を、最下部に「終了日」を記入し、調査したい期間を設定します。
(推奨されている期間は、3年～5年です)

- 「開始日」の欄に、同日付のクラブの正会員数を記入します。
- 「終了日」の欄に、同日付のクラブの正会員数を記入し、以下の方法で「_____ %純増／純減」を算出します。

$$\frac{(\text{終了日の会員数} - \text{開始日の会員数}) \times 100}{\text{開始日の会員数}} = \text{_____ \% 純増／純減}$$

「退会した既存会員数」の欄に、開始日に正会員だったが終了日までに退会した会員の数を記入します。以下の方法で「開始時の会員の _____ %」を算出します。

$$\frac{\text{退会した既存会員数} \times 100}{\text{開始時の会員数}} = \text{開始時の会員の _____ \%}$$

以下の方法で、「在籍している既存会員」の数を算出します。

$$\text{開始日の会員数} - \text{退会した既存会員} = \text{在籍している既存会員}$$

「入会した新会員数」の欄に、開始日から終了日までに入会した新会員の数を記入します。

「退会した新会員数」の欄に、終了日までに退会した新会員の数を記入し、以下の方法で「新会員総数の _____ %」を算出します。

$$\frac{\text{退会した新会員数} \times 100}{\text{入会した新会員}} = \text{新会員総数の _____ \%}$$

以下の方法で「在籍している新会員数」を算出します。

$$\text{入会した新会員} - \text{退会した新会員} = \text{在籍している新会員}$$

*「終了日」会員数は、「在籍している既存会員」の数と「在籍している新会員」の数の和と等しくなるべきです。

会員維持モデルの解釈方法

増えた会員と減った会員の内容が把握できれば、クラブの会員維持における強みと弱みが見えてきます。

- **純減の評価:** 会員維持においてクラブが問題を抱えていることを示す最初の徴候は、クラブが会員の純増や純減を経験しているか否かにより示されます。純増は、単にクラブに会員が増えたことを表します。一方、純減は、クラブが、入会する新会員よりも多くの既存会員を維持できていないことを表しています。とはいえ、会員の純増は、必ずしもクラブが会員維持に成功していることを表しているわけではありません。クラブから大勢の会員が退会していても、同じぐらい多くの新会員が入会している場合には、この事実が隠されてしまうからです。
- **会員維持率の評価:** 会員維持においてクラブが問題を抱えていることを示す主な証拠は、大勢の会員が退会している場合です。「退会した既存会員」(左側の欄)の数と「退会した新会員」(右側の欄)の数を足し、クラブから退会した会員の総数を特定します。退会会員の総数は、クラブの規模から見て妥当であると言えるでしょうか。これらの退会の理由、および退会に歯止めをかけるためにクラブが講じるべき方法を検討してください。

- **新会員:**退会の分析を続けるには、一定期間内の「退会した新会員」(右側の欄)の数について検討します。この数は、一定期間内にクラブに入会した新会員数と、その後に退会したこれらの新会員の数を示しています。この数をできる限りゼロに近づけてください。「退会した新会員」欄の下に記入された割合(「新会員総数の_%」)は、新会員のうち退会した会員の割合を表しています。この割合をできる限り低く維持してください。新会員が予期せず退会してしまう場合がありますが、クラブが入会見込者に会員の責務について事前によく説明し、新会員のための効果的な**オリエンテーション・プログラム**をしっかりと実施すれば、退会する新会員の数を極力抑えることができますはずです。
- **既存会員:**「退会した既存会員」(左側の欄)の数字は、開始日に在籍していた会員のうち何名が退会したかを表すものです。言い換えれば、クラブの会員減少率です(「**開始時の会員の_____%**」)。会員減少率が低ければ、それはクラブが既存会員をよく保持できていることを示しています。

その他の資料:その他の会員維持に関する方策は「会員増強ガイド:地域に合った計画を立てよう」(417)(旧「会員増強推進用手引き」)に、評価ツールは「クラブ評価ツール」に収められています。会員維持活動に関する助言や指導が必要な場合は、ロータリーコーディネーター(RC)に連絡を取ってください。会員維持モデルの分析に関する詳しい説明は、RIウェブサイト(www.rotary.org)から「クラブ評価ツール」をダウンロードして、ご参照ください。

(おわり)

2.12.10 試験的プロジェクト参加クラブ (Pilot Project Clubs)

RI理事会は、最高1,000クラブが標準ロータリークラブ定款に変更を加えることを認める試験的プロジェクトを実施する。プロジェクトの目的は、ロータリークラブの現在の組織構造、運営、入会手続きの効果に対して、これらの変更が与える影響を調べることである(RI定款第5条第4節)。こうした試験的プロジェクトを効果的に評価するため、RI理事会は、試験的プロジェクトの開始後に新しくクラブが試験に加わることを認めていない。2013-14年度の開始時現在、RI理事会はいくつかの試験的プロジェクトを実施している。

- 1) 準会員の試験的プログラムは、一定期間内に正会員になることを視野に入れた上で、準会員となることを認めることで、ロータリークラブについて学び、ほかの会員と親交を結び、プログラムやプロジェクトに参加しながら、会員としての責務と機会を理解できるようにするものである。
- 2) 法人会員の試験的プログラムは、法人または企業が地元ロータリークラブの会員となり、その指定代表者(最高4名まで)が例会に出席し、プロジェクトで活動し、クラブの投票権を持ち、クラブ役員や委員会に就き、そのほかのクラブ活動に参加することを認めるものである。
- 3) 革新性と柔軟性のあるクラブの試験的プログラムは、クラブ会員と地域のニーズに応じたクラブ運営方法を、クラブが独自に決定することを認め、標準ロータリークラブ定款とロータリークラブ細則に修正を加えることを認めるものである。ただし、RI会費について変更を加えることはできない。
- 4) 衛星クラブの試験的プログラムは、週に数回、それぞれ違う場所、曜日、時間に例会を開くものである。

最近の会員増強試験的プロジェクトの成功に基づき、定款細則委員会に対して、2016年の規定審議会に提出可能な制定案の立案するように要請する。

それは、**例会頻度、法人会員、準会員、衛星クラブ**の試験的プロジェクトの規定を世界的に実施することを認めるものである。

◆ロータリー衛星クラブ (Rotary Satellite Clubs)

ロータリー衛星クラブは、いわば「クラブの中にあるクラブ」である。衛星クラブの会員は、そのスポンサ

ークラブの会員でもある。衛星クラブは、スポンサークラブとは別に例会を開くが、通常のロータリークラブの規則に則って運営されなければならない。

2.12.11 新クラブ (New Clubs)

新クラブの結成は、会員基盤を広げる機会である。地区において新クラブの設立を許可できる唯一のロータリー役員は、地区ガバナーである。詳しくは「新クラブを結成する」(808)を参照のこと。

創立会員の最低人数 (Minimum Number of Charter Members)

新クラブは最低20名の創立会員を有していなければならない。創立会員の少なくとも50パーセントは、新クラブが設立される地元地域社会に居住または勤務している人でなければならない(ロータリー章典18.040.5.)。

僻地への拡大 (Extension to Isolated Communities)

ロータリーのない国や地域にロータリーを拡大することに関心のあるロータリアンは、RIに連絡して詳細な情報を得るべきである。新しいロータリークラブを設立することに関心のあるロータリアンは、そのクラブが設立される地区のガバナーに連絡を取らなければならない。僻地への拡大は、その地域の住民からクラブ設立の要請を受け、新クラブの結成を援助する地理的に近接した地区の存在が確認された場合に限り、着手される(ロータリー章典18.030.)。

既存ロータリークラブの合併 (Merger of Existing Rotary Clubs)

同一地区内の二つまたはそれ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する財政義務とその他の義務を果たしている限り、RI理事会に合併を申請することができる。合併したクラブは、記録史料の一部として、元のクラブの名称、加盟認証日、徽章その他の記章を、歴史的記録の一部として保持できる(RI細則2.060.)。

2.12.12 クラブの条件 (Club Requirements)

名称と所在地域 (Name and Locality)

各クラブは、ある一定の場所(地域)に結成されなければならない。クラブ定款の中でその所在地域を定めなければならない。クラブ所在地域の典型的な説明は、「××市(町・村)とその周辺地域」となる。所在地域は、社会への奉仕に活発に参加している事業や専門職の従事者が十分な人数おり、それらの人々の事業場、あるいは住居が、クラブとして活動するために十分に近ければ、どのような地域であってもよい。ただし、クラブ定款に定められた所在地域名へのその後の変更は、RI理事会の承認を得なければならない(標準クラブ定款第3条と第19条、ロータリー章典 3.020.)。

ロータリークラブの名称は、クラブの所在地域を特定するものである。名称(その全部または一部)は、その地域の地図で容易に確認できるものとし、その地域に不案内な人にもクラブの大体の所在地が把握できるものとすべきである。Eクラブの所在地は、全世界、またはクラブ理事会の決定通りとするものとする。仮クラブは、それぞれ、その所在地域を表す名称を採用した上でRIの承認を得、これを定款の中に入れなければならない。承認後は、RIおよびクラブ双方の同意によるほか、これを変更することはできない。正式な形式でのクラブの名称は「(地域社会名)ロータリークラブ(都道府県名/州名、国名)」(Rotary Club of Community, State/Province/Prefecture, Country)、あるいは「(地域社会名)ロータリーEクラブ(都道府県名/州名、国名)」(Rotary E-Club of Community, State/Province/Prefecture, Country)である(RI定款第5条第2節(d)、標準クラブ定款第19条、ロータリー章典 3.010.)。

クラブの最低基準 (Minimum Standards for Clubs)

RI理事会は、すべてのクラブが確実に機能するようにする責任があり、機能しているクラブを次のように定義している。

- 1) 国際ロータリーに人頭分担金を納入する
- 2) 定期的に会合を開く
- 3) 会員が、公認のロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌(「ザ・ロータリアン」誌、またはロータリー地域雑誌)を購読する
- 4) 地元や他国の地域社会のニーズに取り組む奉仕プロジェクトを実施する
- 5) ガバナー、ガバナー補佐、またはRI役員の訪問を受け入れる

- 6) ロータリー章典72.050節の規定通り、適切な賠償責任保険に加入する
- 7) RI定款、RI細則、ロータリー章典に相反しないやり方で行動する
- 8) 他からの援助なしにRI会費と地区賦課金を支払う
- 9) 期日通りにdata@rotary.org に正確な会員リストを提供する
- 10) クラブ内部の論争を友好的な方法で解決する
- 11) 地区との協力的な関係を維持する
- 12) 国際ロータリー、ロータリー財団、協力財団、ロータリー国際事務局を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりしないことで、RIに協力する
- 13) RI細則に明記されている、選挙審査手続きに従い、完了させる(ロータリー章典2.010.1)

これらの基準をクラブが満たしていないと事務総長が判断した場合、ガバナーの勧告を受け、RI理事会に代わって、「機能喪失」を理由としてクラブの加盟を終結させる権限が事務総長に与えられている(ロータリー章典31.030.6.)。

国法の順守 (Club Compliance With National Laws)

各ロータリークラブは、クラブが運営されている国の法律に従うものと期待されている。クラブは、以下の条件の下、特定の法的要件を満たすために必要な措置を取ることができる。

- 1) 当該国におけるクラブの組織、実際の管理運営、機能に関連する措置が、RIの組織規定に違反しないこと
- 2) 時折改正されるRI組織規定に、クラブが従い続けること
- 3) クラブが、あらゆる面で国際ロータリーの加盟ロータリークラブであり続け、加盟クラブとして機能すること

自国の法律がRI組織規定と矛盾する場合、関係クラブは必ずRI理事会に問題を提出し、検討を仰ぐべきである(ロータリー章典2.070.)。

仲裁および調停 (Arbitration and Mediation)

標準ロータリークラブ定款の第12条と16条は、クラブ内の意見の衝突の調停または仲裁手続を規定している。RI細則第24条は、ロータリークラブの現会員または元会員、ロータリー地区、RIまたはRI役員との間の意見の食い違いを解決するための手続を定めている。

ロータリークラブと他団体 (Rotary Clubs and Other Organizations)

クラブは、いかなる他団体にも加入できず、また、他団体の会員としての義務を負うべきでもない(ロータリー章典11.040.1.)。クラブは、その会員を他団体に束縛したり、RIの枠外で正式なクラブの連合体を設立する権限はない(ロータリー章典2.020.)。

クラブは奉仕プロジェクトの後援において他団体と協力できる(ロータリー章典2.020.)。

クラブの役員と委員会は、他団体の役員および委員会と会合してもよいが、クラブの同意なしにクラブを束縛することはできない(ロータリー章典11.040.4.)。また、第2章の「地区とロータリークラブによる他団体との協力」、第14章の「ロータリークラブ、ロータリー地区、ほかのロータリー組織によるロータリー標章の使用」、「ほかの団体の標章との使用」を参照のこと。

クラブは、都市内または都市圏内のほかのクラブやほかの奉仕団体と協同し、長期的な奉仕活動を開発し、維持していくよう奨励されている。ただし、合同奉仕活動に参加するすべてのクラブが明確に認知されるものとする(ロータリー章典27.060.4.)。

賛助グループ (Auxiliary Groups)

多くのクラブは、奉仕活動やクラブの諸活動においてクラブに協力し、これを支える、会員の親族をもって構成される委員会またはその他の組織を有している。クラブは、次の指針に沿った上で、ロータリアンの配偶者または家族のグループを提唱するよう奨励されている。

- 1) 賛助グループ、委員会、団体は、その配偶者または家族が会員である地元のロータリークラブと提携し、定期的に連絡を取り続けること
- 2) このグループの目標には、ロータリークラブ奉仕活動の支援、会員間の友好の奨励、ロータリーの理念一般の推進が含まれていること
- 3) このようなグループの活動、プロジェクト、プログラムは、主として、地元ロータリークラブの目標を支援または補足すべきものであること

その趣旨は、賛助グループが地元のクラブと非公式に提携するというにすぎない(ロータリー章典6.020.1.)。このようなグループは、ロータリー標章の使用に関する制限事項を参照すべきである(手続要覧第14章参照)。

家族(Family)

すべてのロータリークラブとロータリアンは、諸活動を計画する際、ロータリークラブ会員の配偶者と家族のことを考慮に入れるべきである。これらの配偶者と家族は、ロータリークラブの奉仕目標に寄与することができる(89-139)。

新しい地域社会に移転するロータリアン (Rotarians Who Move to a New Community)

会員が新しい地域社会に移転する場合、その会員の所属クラブは、移転先の地域社会のクラブにその会員に関する情報を提供すべきである(ロータリー章典4.060.)。

元ロータリアンが、RI細則に従い新しいクラブの会員として推薦された場合、クラブは、その会員候補者が以前に所属していたクラブに連絡し、その会員候補者のロータリーでの活動と関心について情報を要請すべきである。このような手続により、クラブは、その会員の特定の関心分野を生かすことができる。さらに、元会員を入会させたいと望むクラブは、その会員に元クラブへの金銭的債務が一切ないことの証明を要請すべきである。もし、そのような証明が30日以内に提供されなかった場合、クラブは、元会員が前のクラブに一切債務がないと見なすことができる。新しい地域へ移転する会員はまた、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org)に掲載されている「ロータリアン移転書式」に記入し、これを提出してもよい。この会員の新しい連絡先は、該当する地区のガバナーに転送される。ただし、RIが自動移籍の手続きを行うことはなく、入会については引き続き、地元のロータリークラブの裁量に任される(RI細則4.030.、標準クラブ定款第7条第4節、ロータリー章典4.060.1.)。

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦できる。クラブも、元クラブ会員を正会員として推薦できる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない(RI細則4.030.、標準クラブ定款第7条第4節)。

ロータリー財団への強制的寄付の禁止 (Prohibition of Mandatory Contributions to The Rotary Foundation)

ロータリー財団への寄付を会員の資格条件としてはならない。クラブが財団への寄付を会員資格とするような細則を制定することは禁じられている。会員証にこのような寄付について言及することは認められない(ロータリー章典5.050.7.)。

3.12.13 クラブの財務 (Club Finances)

クラブ資金の取扱 (Handling Club Funds)

各会計年度の初めに、クラブの理事会は、その年度の収支予算を作成し、承認する。詳細は、「クラブ会計要覧」(220)を参照のこと。

すべての勘定書は、理事もしくはほかの役員のうち2名の承認を受けた後ではじめて、会計あるいはほかの権限ある役員によって支払われるものとする。クラブのすべての財務処理は、毎年、公認会計士またはほかの有資格者が監査を行わなければならない(ロータリー章典9.010.)。

クラブの例会は、食事または講演(卓話)を伴うことが義務付けられておらず、よって個々のロータリアンの費用を抑えることができる(ロータリー章典9.010.2.)。クラブは、会員の費用を最小限に抑えるために、罰金を課したり、非公式のクラブの賦課金を設けるといった慣行を見直すべきである(ロータリー章典9.010.1.)。

新加盟クラブ (Newly Admitted Clubs)

5月15日またはそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付における人頭分担金を支払うものとする。同様に、11月15日またはそれ以前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付における人頭分担金を支払うよう要請される。

比例人頭分担金 (Prorated Dues)

クラブに新たに入会した会員のおのおのにつき、各クラブは、次の半期が始まるまで比例人頭分担金を支払わなければならない。会員となってから丸1カ月ごとに支払うべき額は、人頭分担金の12分の1と

する。比例分担金は7月1日と1月1日に支払うものとする(RI細則17.040.2.)。

半期中途中で退会した会員の人頭分担金については、クラブはRIから払戻しを受けることができない。比例人頭分担金は、RI細則4.030項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うことはないものとする(RI細則17.040.2.)。時としてクラブが、会費の徴収を済ませる前に、支払うべき人頭分担金および雑誌購読料をRIに送金し、後に至りその期間の会費を未払いのまま死亡、退会、あるいは会員資格を喪失した会員の分をクラブが立て替えたことが判明した場合、事務総長は、適切な調整をして払い戻しをする権限が与えられている(ロータリー章典71.010.2.)。

半期報告 (Semiannual Reports)

7月と1月の初めに、クラブ会長、幹事、会計、クラブのEメールアドレスに、半期報告(SAR)書類の電子ファイルが送られる(EメールアドレスがRIに報告されている場合)。

また、各クラブ幹事には、印刷した半期報告書類も送られる(ただし、クラブが半期報告書類を用紙で受け取らない設定を行った場合を除く)。クラブは、人頭分担金請求書が正確なものとなるよう、毎年6月1日と12月1日までに、更新した会員リストをRIに提出しなければならない。7月または1月の第3週までに半期報告書類をRIから受け取っていないクラブは、www.rotary.orgから書類をダウンロードするか、Eメール(data@rotary.org)で要請すべきである。半期報告書類を受け取らなかった場合も、人頭分担金を支払わなければならない。詳しくは、www.rotary.orgの「会費(人頭分担金)」のページを参照のこと。

半期報告の請求書には次の項目が記載されている場合がある。

- ザ・ロータリアン」誌の定期購読料(ロータリー地域雑誌の定期購読料は別に請求される)
- 保険料(不定額、米国のクラブのみ)

クラブ会長と幹事は、以下の方法で半期人頭分担金を支払うことができる。

- ウェブサイト(www.rotary.org)からクレジットカード払い
- 半期報告書類を添えて小切手または為替払い
- 電信送金

RIに対し滞納金のあるクラブ (Clubs With Past Due Financial Obligations to RI)

全クラブには、各半期報告書類で、RIに対する人頭分担金およびその他の納入義務金の未払いに関する理事会方針が通知される(ロータリー章典9.020.1.)。終結の通知は、クラブ会長に送付され、同地域のガバナーと理事にも終結について通知される(ロータリー章典9.020.3.、9.020.6.)。詳細はロータリー章典を参照のこと。

納入義務金の未払いにより加盟が終結されたクラブの加盟復帰

(Reinstatement of Clubs Terminated Due to Nonpayment of Financial Obligations)

加盟が終結されたクラブは、終結後に加盟復帰を試みることができる。クラブが加盟復帰しようとする場合、クラブは未納金全額および加盟復帰料を支払わなければならない(ロータリー章典9.020.7.)。

加盟復帰に関する詳細は、ロータリー章典を参照のこと。

支援業務が一時停止されているクラブの加盟状況 (Status of Clubs With Services Suspended)

会費またはRIに対するそのほかの金銭的債務、または承認されている地区賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、RI理事会がこれを一時停止とすることができる(RI細則3.030.)。停止の理由が6カ月以内に解消されない場合、RI理事会はそのクラブを終結する。クラブは、加盟が停止されている間、RI細則によりクラブに与えられているいかなる権利も持たない。ただし、RI定款によってクラブに与えられている権利は保持する(RI細則3.040.)。

ロータリークラブが6カ月を超えて地区の人頭賦課金を滞納していることを地区ガバナーが確認した場合、同クラブに対するRIからの支援業務が一時停止となる可能性がある(ロータリー章典31.030.14.)。このクラブが地区人頭賦課金を支払ったことをガバナーが確認するまで、以下のRIの支援業務が停止される。

- 1) RIのメーリングリストへの掲載
- 2) 出版物や定期刊行物の送付
- 3) ロータリープログラム補助金(奨学金)の提唱クラブまたは受入クラブとしての認定など、事務局からの支援業務
- 4) ガバナー月信、地区のメーリングリストへの掲載、ガバナー訪問といったガバナーからの支援

地区ガバナーは、停止処分中のクラブが以下の事柄を行うことができるよう、引き続き最低限送付物をクラブに送付しなければならない。

- 1) ガバナー指名委員会に推薦書を送付する
- 2) 認められた郵便投票を行う
- 3) 地区大会および地区研修・協議会において投票する
- 4) 規定審議会に制定案または決議案を提出する
- 5) 規定審議会に提出された立法案を支持する
- 6) 地区ガバナー候補者の指名に対する対抗候補者を支持する
- 7) RIの組織規定により認められているそのほかの行動を取る(ロータリー章典17.060.1.)

保険と法人組織 (Insurance and Incorporation)

クラブは、クラブのプロジェクトと活動から発生しうる事故や損害に対する賠償責任から保護される必要があるかどうかについて、法的な助言を受けるべきである。保護は、クラブ自体(またはその活動)の法人化を通じて、あるいは損害賠償保険への加入によって手配できる。

米国およびその領土におけるクラブに対しては、賠償責任保険と理事および役員／雇用慣行賠償責任保険への加入が義務付けられており、これはRIを通じて提供される。保険金および関連諸費用を支払うのに十分な金額について、各クラブの査定が行われる(ロータリー章典72.050.2.)。

ロータリークラブの法人化の是非は、地元の状況に照らし合わせてクラブが決定できる(ロータリー章典2.050.)。ロータリークラブ側に法的責任が生じる可能性がある特殊な活動に従事することをクラブが提案する場合、クラブ自体よりむしろ活動を法人化することが望ましい(ロータリー章典2.060.)。

RI理事会は、クラブがその法人設立定款の中に、今後の改正も含め、現在のRI定款・細則に忠実に従うという文言を加えるならば、法人化に反対するものではない(ロータリー章典2.050.)。

例えば、RI理事会は、法人設立定款として次のような一般規定を承認している。

本法人の名称は、法人_____ロータリークラブと称する。

(国、都道府県)(市町村)

この法人は、非営利法人とする。その目的は、慈善と博愛であり、国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を維持することである。

この法人設立の準拠法である 州／県の法令の規定の認める範囲内で、本法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、法人設立定款に列挙されている趣旨に沿い、かつ、法人設立の準拠法である 州／県の法令に反しない細則を採択できるものとする(ロータリー章典2.050.1.)。

新たに設立された法人は、標準ロータリークラブ定款と推奨クラブ細則のすべての関連規定をその法人細則として採用すべきである。法人設立定款は、法人が設立された地域の法律で義務付けられている追加の記述や表明を含まなければならないが、法人となったクラブはあらゆる点においてRIの加盟クラブであり続けなければならない(ロータリー章典2.050.2.)。

事務総長は、RI理事会に代わって、法人申請書を審査し、受諾するよう要請されている。さらに方針声明が必要とされる特別な状況の場合、事務総長は、この申請書を理事会の執行委員会に付議する(ロータリー章典2.050.3.)。

2.12.14 広報 (Public Relations)

個々のロータリアンの責務 (Responsibility of the Individual Rotarian)

各ロータリアンは、ロータリーの使命、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリーの意図と業績の周知を図る機会を求めると期待されている(ロータリー章典9.040.1.)。

ロータリアンは、地域社会におけるロータリーの発展と奉仕活動を改善するために、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているのかについて、自らほかの人々に知らせることによって、クラブを紹介するよう求められている。

ロータリークラブの責務 (Responsibility of the Rotary Club)

広報に関連するクラブの責務は、「クラブ広報委員会の手引き」(226C)を参照のこと。

不利な広報 (Adverse Public Relations)

ロータリーの目的もしくは活動への誤解から否定的な世論が生じた場合、クラブは、正確な一般向け情報ならびに対地域社会関係の改善、さらに必要であれば、奉仕プログラムの強化によってこの誤解の是正に努めるべきである(ロータリー章典9.040.6.)。

不利な広報への対応について詳しくは、「メディア危機対策プラン」(515)を参照のこと。

ロータリーと報道機関との関係 (Rotary and News Media Relationships)

クラブとガバナーは、ロータリーと報道機関との関係向上のために適切な措置を講じるよう要請されている。さらに、クラブと地区は、地域的、社会的、文化的諸条件と地元の報道機関との関係を考慮に入れ、次のような活動に着手すべきである。

- 1) メディアの役割に関して話をしてもらうため、報道関係者をクラブに招く。
- 2) ロータリアンのために、広報とメディアの利用に関する研修会、グループ討論会、あるいはフォーラムを開催する。講演者またはパネリストとしてメディア関係者を招く。
- 3) 若いジャーナリストを対象に、クラブを基盤とした職業能力開発の機会を設け、参加者からの感想を求める。
- 4) 報道機関の代表者をロータリークラブ会員に迎え入れるよう、一層の努力をする。

ロータリー地域雑誌 (Rotary Regional Magazines)

ロータリーの地域雑誌は、ロータリーの公共イメージを推進するためのものである。ロータリー章典に記載された基準を満たしているロータリー出版物は、認定を申請することができ、RI理事会の承認を受けた上で、ロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌としての免許を得ることができる。5年ごとに免許の更新が義務付けられている(ロータリー章典51.020.)。

ロータリーの営利化 (Commercializing Rotary)

ロータリーの「公式名簿」(007)は、全ロータリアンのための情報として毎年発行されている。いかなるロータリアンも、「公式名簿」、クラブや地区の名簿、ロータリー関連プロジェクトや活動に関連して作成されたその他のデータベースや名簿を、営利目的のために使用してはならない(ロータリー章典11.030.6.)。

ロータリークラブへの配布 (Circularizing Rotary Clubs)

ロータリークラブへの配布が許される限定条件は以下の通りである。

- 他クラブまたは他クラブの会員の協力を積極的に要請しようとするロータリークラブは、まず、その目的と計画をそれぞれ関係する地域のガバナーに提出し、承認を得なければならない。これは、あるクラブが、二つ以上のロータリークラブ、あるいは二つ以上のクラブの会員の協力を要請しようとする場合にのみ適用される。相手が自発的に選択したコミュニケーション手段 (Opt-in communication choices) を用いた、積極的ではない方法(ウェブサイトやソーシャルメディアなど)を通じて協力を要請するクラブには、この方針は適用されない(ロータリー章典11.030.1.)。
- このような活動を行うロータリークラブは、関係するロータリークラブの名称がわかるよう適切な表示や字句を含め、ロータリーの標章の使用に関するRIの方針に従わなければならない(ロータリー章典11.030.1.および33.020.)。
- いかなるクラブも、まずRI理事会の承認を受けるまでは、ほかのロータリークラブ、あるいは自クラブの会員以外のロータリアンに資金の援助あるいは営利目的の事業への参加を求めてはならな

い。

- 事務総長は、許可されていない積極的な懇請活動が行われている地区のガバナーに対し、このような活動を止めさせるための措置を取るよう求めるものとする。引き続き本方針が守られない場合には、クラブの終結も含め、懲戒処分が取られる可能性も考慮に入れた上で、RI理事会へ報告される(ロータリー章典11.030.1.)。

一般の人々に対する懇請を行う目的で、商業的な電話勧誘販売、ウェブホスティング、またはEメールの会社を代行として使うことを望むロータリークラブと地区は、まず、関係地域のガバナーにその目的と計画を提出して承認を得た上で、資料配布に関する現行のロータリーの方針を順守し、関係するロータリー組織の適切な表示や字句を含めなければならない(ロータリー章典11.030.4.)。

RIの「公式名簿」は、配布目的のために、ロータリアンまたはクラブや地区に提供してはならない(ロータリー章典11.030.6.)。

クラブや地区の名簿には、ロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営利目的の郵送名簿としても使用してはならない旨の注意書きを含めなければならない(ロータリー章典11.030.7.)。

会員情報の保護 (Protecting Member Information)

ロータリーは、会員のプライバシーを守ることに全力を注いでいる。公正な情報管理を行うことは、加盟クラブ、ロータリアン、そのほかの人々の信頼を維持する上で極めて重要である。

クラブと地区を援助し、ロータリーに関してロータリアンやほかの人々へのコミュニケーションを促進するための努力の一環として、事務局は、慎重に扱うべき個人情報の収集を行っている。プライバシーに関するロータリーの方針の全文は、www.rotary.org/myrotaryを参照のこと。

2.12.15 クラブリーダーシップ・プラン (Club Leadership Plan: CLP)

クラブリーダーシップ・プラン(CLP)の目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリークラブの強化を図ることです。

以下は、**効果的なクラブの要素**(手続要覧第1章ロータリークラブ)です。

効果的なクラブの要素

- ① 会員基盤を維持、拡大する。
- ② 地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。
- ③ 資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。
- ④ クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。



革新性と柔軟性を育む環境を備えたクラブは、活力にあふれています。
以下に挙げられた一連の**ベストプラクティス**(手続要覧第1章ロータリークラブ)は、会員が進んで新しいアイデアを取り入れるよう奨励し、活気あるクラブを築くことを主眼としています。
クラブ強化のヒントとして、クラブに合った形で応用してください。



ベストプラクティス

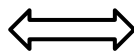
- クラブに活気をもたらすための長期計画を立てる
- ロータリークラブ・セントラルで、クラブの長期目標を支える年次目標を立てる
- 会員の積極的な参加を促し、情報を伝えるためのクラブ協議会を開く
- クラブ会長、理事会、委員会委員長、会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会が、互いに、また、事務局と効果的にコミュニケーションを取る
- 5月末までに data@rotary.org に次年度のクラブ役員を報告する
- 後継者の準備および未来のリーダーの育成を通じて、クラブの長期的な安定を図る
- 現在のクラブの慣習を反映させて細則を修正する
- 会員のための親睦行事を開き、友情を育む
- 全会員がクラブのプロジェクトや役割に積極的に参加する
- 定期的に一貫した研修を会員に提供する
- クラブのニーズに基づく委員会を設置する

効果的な(元気な)クラブづくり

クラブリーダーシップ・プラン(CLP)の目標は、各奉仕部門に沿って活動を遂行することによりロータリーの目的を追求する効果的なクラブを創造することです。効果的なクラブはベストプラクティスを遂行することによってロータリーの目的を果たすことができます。

ロータリークラブの目的	あなたのクラブは「元気」ですか CLPの導入について
<p>ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：</p> <p>第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；</p> <p>第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；</p> <p>第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；</p> <p>第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；</p> <p>第5 <u>奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて新世代のグローバルリーダーを育てること。</u>(RI定款第4条、標準クラブ定款第4条)※</p>	<p>ご自分のクラブについて考えてみてください。楽しく、活気に満ちていますか。人々から注目されるような自慢のクラブ、あるいは独自の活動を行う個性あふれるクラブでしょうか。クラブは多様な会員から成っていますか。会員の積極的な参加や新しい考え方を奨励していますか。あなたが思い描くクラブの理想像と同じでしょうか。これまでに成功したロータリークラブのベストプラクティスを検討し、クラブに活力をもたらすための参考としていただくことを目的としています。</p>

奉仕部門
クラブ奉仕
職業奉仕
社会奉仕
国際奉仕
青少年奉仕



ロータリーの奉仕の歴史

ロータリーの目的と奉仕部門は、これまで長きにわたってロータリーを特徴づけてきた奉仕の精神を表しています。今日、ロータリークラブは、各クラブ独自の方法で、柔軟かつ新しいやり方を取り入れて時代に即した存在であり続けながら、会員や地域のニーズを取り上げ、奉仕の伝統を引き継いでいます。奉仕の伝統は、さまざまな形で実践されています。あなたのクラブでは、この伝統をどのように継承しているのでしょうか。クラブの自主性を生かし、その可能性をフルに発揮しているのでしょうか。

(注) ※

2016年規定審議会で2013年の制定案13-64と13-65を踏まえてRI理事会より制定案16-14「ロータリーの目的」改正として提出されている。(2016年2月では、第5条の文言は未確定である。)

クラブリーダーシップ・プラン(CLP)導入

現在のクラブ運営を見直し、会員の参加を促し、地域での認知やクラブ活動の効果を高めるための参考として、「クラブリーダーシップ・プラン(元気なクラブづくり)」(RI資料245JA)、「元気なクラブづくりのために-クラブリーダーシップ・プラン日本」(RI資料245JA-L: 只今改正中)のようで英語版のみ2016年1月現在)をご活用ください。

クラブの現状や新しい運営方法の検討は、決して簡単なことではありませんが、全会員の時間と努力を費やす価値は十分にあります。新ロータリー年度開始の6カ月前に、1日かけて話し合ったり、数回の会議を設けるなどして、これらのベストプラクティスをクラブで応用する方法を検討してみましょう。

会員が新しい発想で考え、また、全会員が自由に発言できるよう、このような会議は、通常の例会とは違う場所で行うのが効果的です。会員全員が参加することで、クラブ運営が全会員の責務であることが認識されると同時に、奉仕やクラブの未来に真剣に取り組むクラブ指導者の育成にもつながります。会員に活力が吹き込まれ、素晴らしいクラブにしたいという意欲も高まるでしょう。

クラブの運営や活動の内容を毎年会員とともに見直し、クラブの目標にふさわしく、クラブの独自性を反映した運営や活動を行っていくことが大切です。

年度中、クラブ運営の実施と見直しにおいて援助が必要な場合には、地区指導者(特にガバナー補佐)に連絡してください。以前RIの資料として※「クラブ評価ツール」として下記が紹介されていました。

- 1) 「ロータリークラブとなるための活動計画の指標」
- 2) 職業分類調査
- 3) 会員の多様性に関する調査
- 4) 25分間の会員調査
- 5) 会員維持モデル
- 6) 退会現況図
- 7) 会員満足度アンケート
- 8) 退会会員用アンケート

参照資料: 会員増強のための評価ツール(801JA) : <http://www.rotary.org/myrotary/ja/document/618>

※クラブ評価ツール(618JA) 現在、リンクが切れているようである。

クラブリーダーシップ・プラン(CLP)の期待される成果

クラブリーダーシップ・プラン(CLP)は、各奉仕部門における目標を達成するためのクラブの力を高める一助となります。成果溢れる奉仕プロジェクトの実施は、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕、職業奉仕に影響を与えます。

会員数が増加すれば、クラブの各奉仕部門で活動できるロータリアンの数も増えることになります。ロータリー財団を支援することは、社会奉仕と国際奉仕、青少年奉仕に影響を与えます。手続の合理化、より円滑な情報伝達、長期計画の策定、関与する会員の増加によって、クラブ奉仕がさらに改善されます。

能率的に運営されるようになれば、クラブは奉仕活動を一層効果的に実施することができます。

CLPの経緯

2000年9月 2000-2001年度LDT委員会は、現在のクラブ常任委員会構成が、多数の委員会を持つ小さなクラブに負担を負わせ、効果的なクラブにするために立案されたその他の計画と一致しないことを発見したので、僅か5つの常任委員会しかない新しいクラブの管理組織を推奨しました。

2002年12月 2002-2003 LDT委員会は、CLPのガイドラインを開発しました。

2003年 2月 理事会は原則的にCLP を承認し、クラブがそれを試験的採用することを要請しました。

2003-2004年 CLPは6ヶ国の18 クラブによって試験的採用されました。

2004年手続要覧に「効果的なロータリークラブの定義」が示された。

2004年11月 CLPは推奨ロータリークラブ管理組織として、理事会によって承認されました。

2004年11月 CLP に適応した新しい推奨ロータリークラブ細則が、理事会によって承認されました。

2013年 2013年手続要覧に「クラブのベストプラクティス」11項目が示された。

(参照:ロータリーの友 2005年4月号より)

特徴

CLPは地区リーダーシッププラン(DLP)をクラブレベルに拡張したものです。プランを実行するために、クラブが取るべき手順を示したものです。リーダーに対する継続性とコンセンサスを育むものです。

地区委員会によって支援を受ける簡素化されたクラブ常任委員会のリストが含まれています。新しい推奨ロータリークラブ細則によって支援されています。義務的なものではありません。新しいロータリークラブまたは苦境にあるロータリークラブに推奨されています。

また、国際ロータリーからの管理運営資料はすべてDLPおよびCLPに準拠されています。

2.12.16 クラブ戦略計画の立案ガイド (Club Strategic Planning)

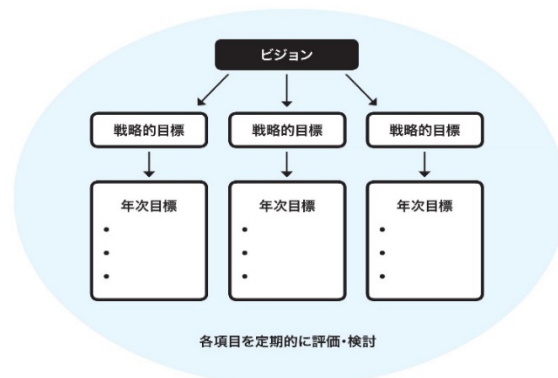
戦略計画の立案は、ビジョンを思い描き、これに向けた目標を立てるプロセスです。これらの目標は、設定後も定期的に見直しを行い、必要に応じて軌道修正を行っていくものです。このガイドと後部のワークシートは、戦略計画立案の出発点として、クラブのニーズに合わせてカスタマイズしてご活用ください(ガイドはクラブ用に作られたものですが、地区でもご使用いただけます)。また、ワークシートは個人で記入しても、クラブ全体として記入しても、どちらでも構いません。立案会議の進行役となる人は、このガイドとワークシートに事前に目を通し、協議事項を用意しておくことをお勧めします。協議の際には、未来に焦点を当てた話し合い(ステップ2と3)に時間の大半を費やすようにし、クラブの現状分析にあまり時間をかけ過ぎないようにしましょう。

戦略計画を立案する際には、以下の点を考慮に入れてください。

- クラブの元リーダー、現リーダー、次期リーダーが立案にかかわる。
- 幅広い見解や意見を取り入れるため、クラブ全員、またはクラブ全体を反映できるよう多様な代表者が立案に参加する。
- すべての意見を考慮に入れる。
- 公平な立場を取る進行役や少人数の進行役が、立案会議の司会を担当する。
- クラブの目標が地区目標およびRI戦略計画[本マニュアルの(2.2.1項参照)]の優先事項と目標に沿ったものとなるよう、十分に検討する。
- 毎年見直しを行い、必要に応じて優先事項や年次目標を修正する。

戦略計画立案の図

戦略計画立案は、まずクラブのビジョンとそれに向けた目標の設定から始まります。次に、これらの目標を達成するための年次目標を定める。



戦略計画立案のプロセス

以下のプロセスに沿って、会員と協議しながら戦略計画を立案します。後部のワークシートは、協議の結果を記録するためにご活用ください。

1. クラブの現状はどうか

- ・現在のクラブの長所と短所をすべて書き出す。
- ・地域社会に存在する機会と課題(問題)を書き出す。

クラブの現状評価を行う際には「元気なクラブづくりのために:クラブ・リーダーシップ・プラン」をご参照ください。クラブが得意とする分野や改善が必要な分野を探る上で役立ちます。

2. クラブは何を目指しているのか

- ・今後3～5年にクラブがなりたいと思う姿を想像し、その特徴を5～10挙げる。
- ・今後3～5年のクラブのビジョン(クラブがなりたいと思う姿)を1文で表す(ビジョン声明)。この作業は、個人で行っても、グループで行ってもよい。
- ・全体で話し合い、ビジョン声明を最終的な形にまとめる。このビジョン声明は、クラブ全員からの支持が得られるものとする。

3. どのように目標を達成できるか

- ・以下の各点を考慮に入れながら、このビジョンの達成に向けたクラブの戦略的優先事項を定める。
- クラブの長所と短所

-国際ロータリーとロータリー財団のプログラムと使命

-外部環境

-全会員の参加

-3～5年で達成が可能かどうか

・全体で話し合いながら、クラブにとって最も重要な戦略的優先事項はどれかを決める。優先項目は、ビジョンに向けた取り組みにおいて最も大きな成果をもたらせるものを選ぶ。

・それぞれの戦略的優先事項を支える年次目標を定める。

・これらの年次目標に向けた達成期日、リソース、担当者を定める。

年次目標を定め、目標に向けた活動状況を確認するために、ロータリークラブ・セントラルをご活用ください。

4. 目標に向けての進捗はどうか

・戦略計画チームを結成する。このチームが定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて計画への修正を提案する。

・計画の実施に必要なリソースを十分に配分する。

・クラブの全決定が戦略計画に沿ったものとなるよう常に確認し、計画の実施に関するフィードバックを戦略計画チームに提供する。

・毎年、クラブ全員で戦略計画(ビジョン声明、戦略的優先事項、年次目標など)を見直し、必要に応じて修正する。

戦略計画立案のワークシート

戦略計画立案の際に、このワークシートをご活用ください。

1. クラブの現状はどうか 記入日: _____

クラブの長所	クラブの短所
地域社会に存在する機会(例:新しい会社やビジネス、増えている人口層など)	地域社会に存在する課題(例:経済の悪化、競合する奉仕団体など)

2. クラブは何を目指しているのか 達成期日: _____

クラブが目指す未来像の主な特徴(例:会員数、会員維持率、地元と海外のプロジェクトのバランス、ロータリー財団への支援など)

ビジョン声明(地域のほかの奉仕団体と比べ、クラブを際立たせるような表現を入れる。例:「地域において最も国際性のある奉仕クラブとなること」「青少年の支援に地域で最も力を注いでいる奉仕クラブとなること」など)

3. どのように目標を達成できるか

ビジョンの実現に向けて、クラブが取り組む各目標(下線部に優先事項を記入し、各事項を達成するための年次目標をその下の表に書き入れてください。優先事項と年次目標の数に制限はありませんが、クラブが利用できるリソースを考慮した上で達成可能な目標に的を絞るようにしましょう)。

戦略的優先事項 1: _____

年次目標	達成期日	必要なリソース	担当する会員

戦略的優先事項 2: _____

年次目標	達成期日	必要なリソース	担当する会員

戦略的優先事項 3: _____

年次目標	達成期日	必要なリソース	担当する会員

4. 目標に向けての進捗はどうか

進捗状況を確認するためのステップ。クラブが戦略計画の進捗状況を確認するために行う項目を挙げてください。これには、確認の期日や周期、確認方法も含まれます(例: 毎月の定例理事会で報告する、クラブ協議会で戦略計画の見直しを行う、年次評価を行う、など)。

--

国際ロータリー第 2650 地区
ロータリー基本マニュアル
地区研修委員会
2016 年 9 月改訂